

第2次那須塩原市総合計画
後期基本計画

令和5(2023)～9(2027)年度

目次

第1章	策定にあたって	1
1	総合計画について	2
(1)	計画策定の趣旨	2
(2)	計画の構成と期間	3
2	那須塩原市の概要	4
(1)	位置と地勢	4
(2)	気候	5
(3)	変遷	5
3	那須塩原市の特長	6
(1)	開拓の歴史	6
(2)	交通	6
(3)	産業	6
(4)	人口	7
4	社会経済環境の変化	8
(1)	人口減少と少子高齢化社会の進行	8
(2)	気候変動対策	8
(3)	災害に対する意識の変化	9
(4)	新型コロナウイルス感染症の影響	9
(5)	住民との協働による地域課題への対応	9
(6)	未来技術の導入の拡大	10
(7)	グローバル化の進展	10
(8)	人権やジェンダー平等の新しい概念	11
(9)	厳しい地方財政運営	11
5	前期基本計画の総括	12
(1)	前期基本計画の取組と成果	12
(2)	現状と課題	18
第2章	基本構想（平成29(2017)～令和9(2027)年度）	23
1	まちづくりの基本理念	24
2	将来像	25
3	人口ビジョン（改定）	26
(1)	総人口と世帯数	26
(2)	年齢(3区分)別人口	27
(3)	人口の将来展望	28
4	土地利用構想	30
(1)	基本的な考え方	30
(2)	基本方向	30
(3)	計画的な土地利用の推進	31
5	県北の中心都市として	33
6	基本政策	34

第3章	後期基本計画（令和5(2023)～令和9(2027)年度）	37
1	後期基本計画について	38
	（1）計画策定の趣旨	38
	（2）計画の構成と期間	38
	（3）施策の体系	39
	（4）進行管理	40
2	SDGsの推進	41
	（1）SDGsの概要と総合計画との関係	41
	（2）SDGsの各ゴールの概要	42
	（3）本市におけるSDGsの取組	43
	（4）SDGsと各施策の関係	44
3	重点推進テーマ	46
	（1）重点推進テーマの位置づけ	46
	（2）重点推進テーマ	47
4	分野別施策	50
	分野別施策の見かた	50
	基本政策1 豊かな自然と共に生きるために	53
	基本政策2 まちの安全安心を守るために	63
	基本政策3 誰もが生き生きと暮らすために	71
	基本政策4 快適で便利な生活を支えるために	83
	基本政策5 地域の力と交流を生み出すために	97
	基本政策6 まちの活力を高めるために	105
	基本政策7 未来を拓く心と体を育むために	119
	基本政策8 まちの持続的発展のために	139
	附属資料	149

第1章 策定にあたって

- 1 総合計画について
- 2 那須塩原市の概要
- 3 那須塩原市の特長
- 4 社会経済環境の変化
- 5 前期基本計画の総括

1 総合計画について

(1) 計画策定の趣旨

平成 17(2005)年 1 月に誕生した「那須塩原市」は、新市の基本方針や公共施設の整備などについて定めた「新市建設計画」を踏まえ、平成 19(2007)年に、「第 1 次那須塩原市総合計画」(計画期間：平成 19(2007)年度から平成 28(2016)年度の 10 年間)を策定し、市の将来像「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」の実現を目指し、まちづくりを進めました。

また、人口減少・少子高齢化社会の進行及びそれを背景とした将来の地域経済や地域社会への不安、大規模自然災害の発生と災害に対する市民意識の変化、地球規模での環境に対する問題、情報化及びグローバル化の急速な進展、国から地方への分権型社会の推進などのほか、市民ニーズの多様化に対応するため、平成 29(2017)年に平成 29(2017)年度から令和 8(2026)年度までを計画期間とする市政運営の総合的かつ基本的な指針となる「第 2 次那須塩原市総合計画」を策定しました。また、令和 3(2021)年度に新型コロナウイルス感染症への対応による事業の延期や中止等により、第 2 次総合計画前期基本計画に掲げた施策の進捗が図れない可能性があることから、計画期間を 1 年延長し、平成 29(2017)年度から令和 9(2027)年度までの 11 年間としました。

「第 2 次那須塩原市総合計画」では、市の将来像として、「人がつながり新しい力が湧きあがるまち那須塩原」を掲げ、前期基本計画では、4 つの重点プロジェクトなどによりその具現化に向けた取組を進めてきました。

前期基本計画の計画期間が令和 4(2022)年度に終了となることから、社会経済環境の変化や本市の現状と課題などを踏まえ、今後 5 年間の本市が進むべき方向性を明確にし、将来像を実現するための計画として「第 2 次那須塩原市総合計画後期基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」で構成します。

① 基本構想

本市のまちづくりに対する根本的な考え方、目指すべき将来像、将来像を実現するために必要な政策の大綱を定め、その実現に向けた総合的な指針を示すものです。

<計画期間>

平成 29(2017)年度～令和 9 (2027)年度 (11 年間)

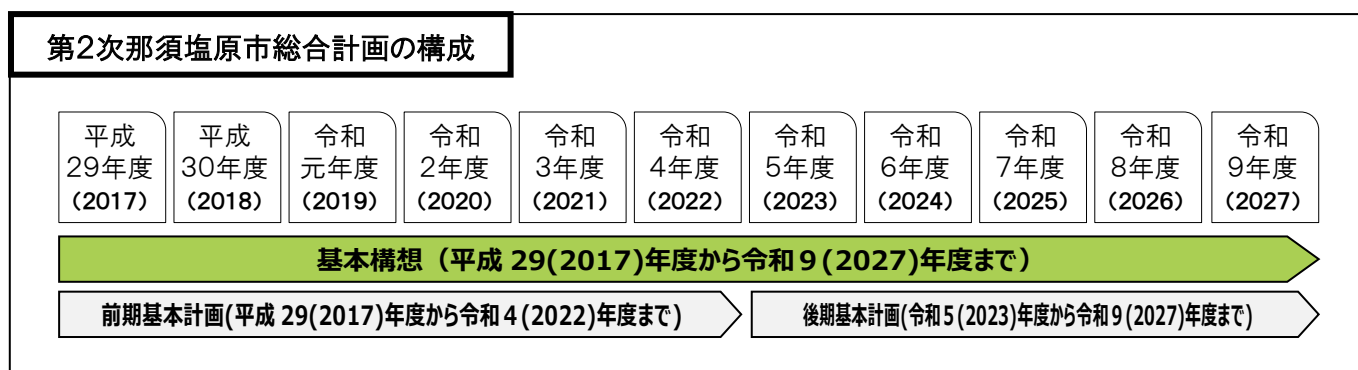
② 基本計画

基本構想に定めた政策の大綱に基づき、本市の目指す将来像を着実に実現するために必要な施策を体系的に示すものです。

<計画期間>

前期：平成 29(2017)年度～令和 4 (2022)年度 (6 年間)

後期：令和 5 (2023)年度～令和 9 (2027)年度 (5 年間)



2 那須塩原市の概要

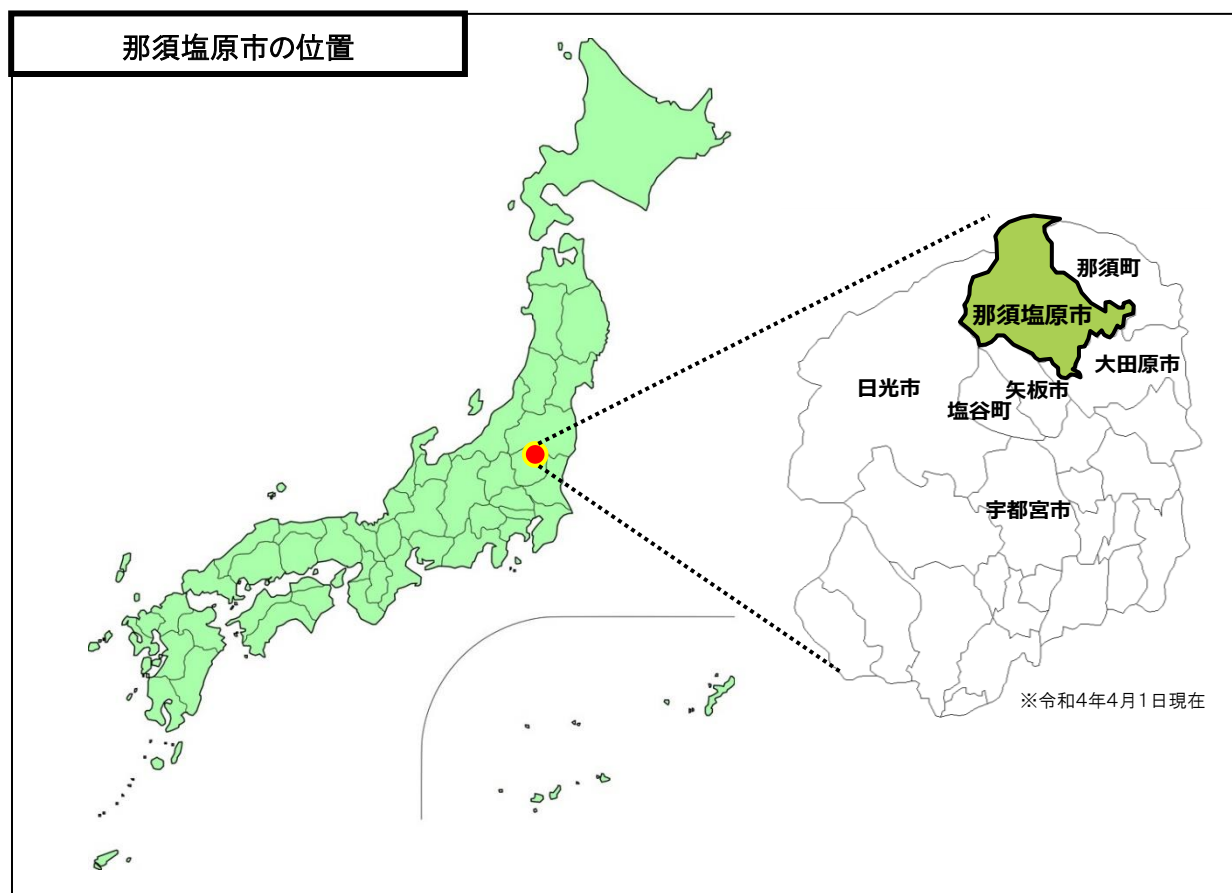
(1) 位置と地勢

本市は、栃木県の北部に位置し、東京都から 150 km 圏、宇都宮市からは約 50 km の距離にあり、広大な那須野が原の北西一帯を占めています。

市の面積は 592.74 km² で、西部に高原山、北部に大佐飛山や那須連山の最高峰三本槍岳などの山岳部があります。面積の約半分を占める山岳部は、日光国立公園を形成し、塩原温泉郷と板室温泉、三斗小屋温泉の温泉地を有し、初夏の新緑、秋季の紅葉など四季折々の多彩な表情を持っています。

市域の南東部は、那珂川や箒川などにより形成された、緩やかな傾斜の平地が広がる複合扇状地であり、扇中央部には本州有数の酪農地帯、扇端部には田園地帯が広がっています。標高は、最高地点が三本槍岳山頂の 1,917m、最低地点は最南部の約 210m となっており、約 1,700m の標高差があります。

また、市域を南西から北東にかけて JR 東北新幹線、JR 宇都宮線、東北縦貫自動車道及び国道 4 号の幹線道が縦貫しており、JR 西那須野駅、JR 那須塩原駅、JR 黒磯駅を中心に市街地が広がっています。



(2) 気候

本市は高原性の冷涼な気候であると言われていますが、令和3(2021)年の最高気温は7月に34.9℃を記録しました。一方、同年の最低気温は1月に-10.9℃が記録され、年間の平均気温は12.1℃で、夏季と冬季の寒暖差は40℃以上あります。

降水は夏季に多く、近年の年間降水量は概ね1,200mm~1,900mmで推移しています。また、冬季には山地を中心に積雪があり、4月下旬でも一部の地域には残雪が見られます。

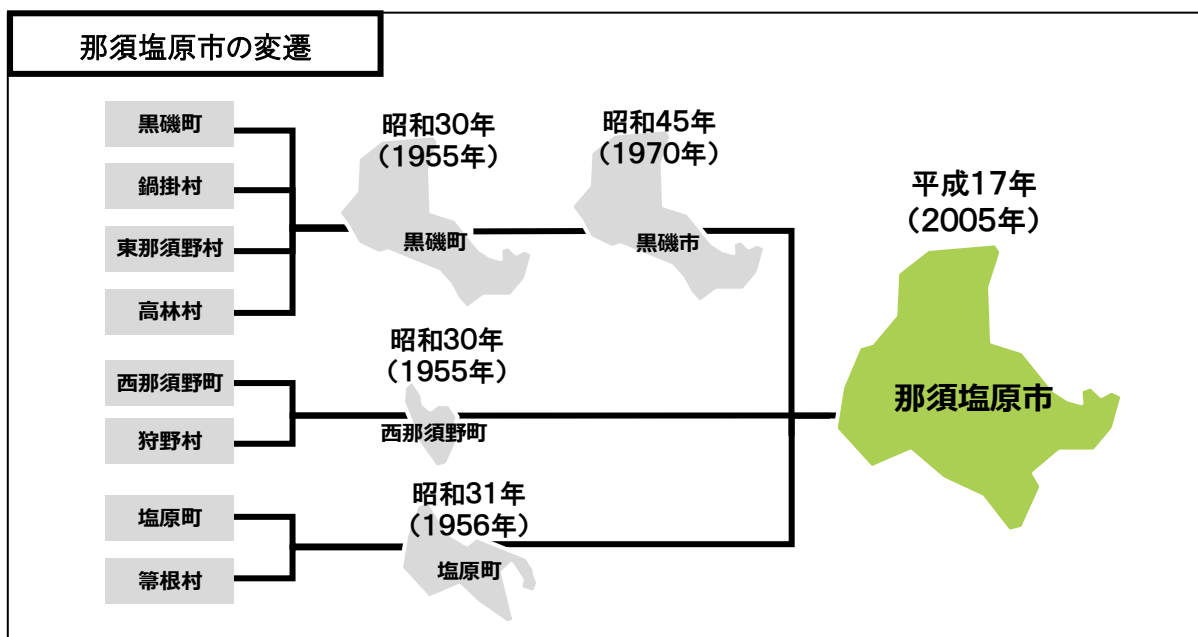
(3) 変遷

明治22(1889)年の町村制の施行により、本市の基礎となる高林村・鍋掛村・東那須野村・西那須野村・狩野村・塩原村・箒根村が誕生しました。また、明治45(1912)年に、東那須野村からの分立により黒磯町が誕生しました。

大正8(1919)年には、塩原村が町制施行により塩原町となり、昭和7(1932)年には、西那須野村が町制施行により西那須野町となりました。

昭和時代に入り、1950年代に進められた「昭和の大合併」により、昭和30(1955)年に黒磯町・鍋掛村・東那須野村・高林村が合併して黒磯町が誕生し、西那須野町と狩野村が合併し西那須野町が誕生しました。翌年の昭和31(1956)年には、塩原町と箒根村が合併し塩原町が誕生しました。

また、昭和45(1970)年には、黒磯町が市制施行により黒磯市となりました。平成時代に入り、2000年代に進められた「平成の大合併」の中、平成17(2005)年1月1日、黒磯市・西那須野町・塩原町の3市町の合併により、本市が誕生しました。



3 那須塩原市の特長

(1) 開拓の歴史

那珂川と箒川に挟まれた広大な扇状地である那須野が原は、明治政府の殖産興業政策により移住者による開拓が本格化したものの、厚い砂れき層が堆積していることから「手に掬う水もなし」と言われるほど、水を得ることが容易ではありませんでした。こうした背景から、国家的事業として開削されたのが那須疏水です。明治18(1885)年、西岩崎に那珂川の取水口を設け、千本松までの16.3kmの本幹水路が完成、翌年には第一から第四の分水路が完成しました。今では福島県の「安積疏水」や、滋賀県と京都府をまたぐ「琵琶湖疏水」と並ぶ「日本三大疏水」のひとつとして、那須野が原の大動脈となり大地を潤しています。

(2) 交通

鉄道は、市域を南西から北東にかけて JR 東北新幹線と JR 宇都宮線が縦貫しており、JR 西那須野駅、JR 那須塩原駅、JR 黒磯駅の3つの駅があります。新幹線を利用すれば、東京駅までの所要時間は約70分です。

道路交通は、東北縦貫自動車道及び国道4号の国土交通軸が縦貫しており、市内には黒磯板室インターチェンジ、西那須野塩原インターチェンジがあります。最寄りの空港は福島空港で、高速道路を利用すれば、所要時間は約50分です。

(3) 産業

本市には、多彩な産業がバランスよく立地しています。農業では、「生乳生産本州一のまち」としての地位を築いている酪農を始め、ほうれんそう・大根などの高原野菜や、食味ランキングで「特A」の評価を受けている銘柄もある水稻、夏から秋にかけて収穫される夏秋どりいちごなど、特色ある作物が生産されています。なお、令和2(2020)年の市町村別農業産出額(推計)によると、全国1,718市町村及び東京都特別区のうち、生乳産出額が2位、農業算出額全体でも8位となっています。

観光では、明治・大正時代に多くの文人が訪れ、1,200年以上の歴史がある塩原温泉郷や、「下野の薬湯」と言われ、深い山間にたたずみ自然あふれる素朴な湯治の里として親しまれている板室温泉をはじめ、那須野が原開拓に関わった明治の元勳の歴史的遺産や、特色ある3つの「道の駅」などがあり、多くの観光客が訪れます。

商業では、JRの駅周辺や国道4号などの幹線道路周辺の市街地に立地する食料品店、飲食店、自動車販売店などに加え、複合型映画館(シネマコンプレックス)を併設した大

型ショッピングモールやインターチェンジに近接するアウトレットモールなどの大型商業施設も進出しています。

工業では、市内8か所の工業団地・産業団地に加え、タイヤ、飲料品、乳製品、畜産加工品などの工場が立地し、大手企業の生産拠点となっています。本市の製造品出荷額等(中分類)の第1位はゴム製品製造業となっており、令和元(2019)年の製造品出荷額の940.0億円は全国でも第6位となっています。

(4) 人口

令和2(2020)年国勢調査によると、本市の人口は115,210人です。これは県内で6番目の人口であり、県北地域では最も多い人口となっています。年齢3区分別人口構成比は、年少人口(0～14歳)が12.6%、生産年齢人口(15～64歳)が59.0%、老年人口(65歳以上)が28.4%となっており、栃木県や全国の構成と比べると、年少人口、生産年齢人口の割合が高い構成となっています。

4 社会経済環境の変化

(1) 人口減少と少子高齢化社会の進行

日本の総人口は、平成 20(2008)年から減少傾向にあり、今後は若年人口の減少と高齢者人口の増加を伴いながら、加速度的に人口減少が進行していきます。出生数は第 2 次ベビーブーム期には約 200 万人でしたが、未婚化・晩婚化や子育てに対する負担の増大から出生率が低下し、出生数も 100 万人を割り、令和 3(2021)年には約 84 万人まで減少しています。また、高齢者数も令和 17(2035)年には約 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると見込まれており、世界にも類を見ない人口減少・超高齢社会を迎えることになります。

人口減少と少子高齢化社会の進行は、地域経済の縮小、社会保障費の増大、空き家・空き店舗・空き地等の増加、地域公共交通の縮小などの影響を与えるほか、地域コミュニティの維持への深刻な影響が懸念されることから、子どもを産み育てやすい環境づくり、高齢者が地域づくりの担い手となれる社会づくり、女性が活躍できる仕組みづくり、集約型都市構造への転換など、まちづくりにおける幅広い対応が求められています。

(2) 気候変動対策

地球温暖化をはじめとする気候変動の影響は、人類だけではなく地球上に生きる全ての生命に関係する問題です。近年の地球の平均気温の上昇は、人類の活動による温室効果ガスの増加によって引き起こされています。

こうした気候変動問題に取り組むため、令和 2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であるパリ協定では、全ての国の参加により、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。これを受けて、日本においても令和 32(2050)年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。その実現のためには、私たち一人ひとりが自分自身の問題として、温室効果ガスの削減に取り組み、廃棄物の減量、適正処理を通じた循環型社会の構築及び再生可能エネルギーの利活用などによる脱炭素社会の実現を目指すことが求められています。

また、気候変動影響の対策には、温室効果ガス排出削減等を行う緩和策だけではなく、気候変動の影響による社会インフラ、健康、農業など各分野で生じる被害を軽減し、回避する適応策を実装していく必要があります。

(3) 災害に対する意識の変化

平成 23(2011)年の東日本大震災の発生や近年の不安定な大気の影響などによる集中的な大雨の増加、また、将来、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることから、人々の防災意識は高まっています。

今後大規模な自然災害が発生したときにも、人々の生活や地域経済が機能不全に陥らず、復旧復興を素早く行うことができる「強靱な地域づくり」を普段から行い、人々の生命と財産を守るだけでなく、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進めていくことが求められています。

また、その被害を最小限にする「減災」のためには、地域防災力の向上が必要不可欠です。「自分でできること(自助)、隣近所や地域でできること(共助)、行政が行うこと(公助)」を考えながら、相互に連携し助け合う、バランスのとれた災害対応が求められています。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、令和 2(2020)年 1 月に国内での感染が確認されて以降、流行が拡大し、その対策として、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が適用されました。これに伴い、外出自粛、入国制限、飲食店等の休業や営業時間短縮などの対応がとられ、住民の生活や経済に大きな影響を与えました。

また、政府において、新型コロナウイルスに対する感染予防のため、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いなどの感染対策、買い物や娯楽・スポーツ等の各場面別の生活様式、テレワーク等の働き方の新しいスタイルなどの「新しい生活様式」の実践例が示されるなど、私たちの日常に大きな変化をもたらしました。

こうした新型コロナウイルス感染症の流行を契機として大きく変化した「新たな社会(ニューノーマル)」に適応した地域づくりを進めていく必要があります。

(5) 住民との協働による地域課題への対応

2000 年代になってから、住民・事業者・行政などが共通の目的のもと、それぞれの特性を認め合い、活かし合いながら協力してまちづくりを行う「協働」という考えが広まりました。

近年では、住民参加のまちづくりとして「地域デザイン」「コミュニティデザイン」という言葉が聞かれるようになりました。これは、地域が抱える問題を、そこに住む人たち自身が向き合いながら、自分たち自身で問題を解決していく「持続性のある仕組みづくり、つながりづくり」といわれており、住み良い地域づくりのために、「人と人とのつながり」が求められています。

また、自分たちのまちのことを「自分のこと」としてとらえるためには、自分たちの住む地域に興味を持ち、魅力に気づき、愛着度を高めていくことが重要です。

(6) 未来技術の導入の拡大

デジタル化が進み、スマートフォンやタブレット端末などの情報通信機器が普及したことにより、ICT(情報通信技術)が生活の中にさらに溶け込み、生活の多くの場面でその活用が欠かせなくなっています。加えて、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0」という概念が提唱され、AI(人工知能)や自動運転、ドローン、5Gなど各種技術開発が急速に進展し、これらの未来技術を日常生活や経済活動、まちづくりに取り入れていく動きが進んでいます。

こうした社会情勢などを踏まえ、市民サービスの向上や自治体経営の効率化を図るため、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の積極的な推進が求められています。

(7) グローバル化の進展

政治・経済・文化などにおいて、これまでの国や地域という垣根を越え、地球規模で様々な変化を引き起こす「グローバル化」が進んでいます。特に経済においては、国際的分業の進展、企業の海外進出などが進んでいることに加え、今後様々な規制が緩和されていくことにより、国境を越えた都市間競争はますます厳しくなると予想されます。

一方で、結びつきが強まったため、国際情勢の緊迫化や海外都市のロックダウンなどにより、資源や食料価格の上昇による物価高騰や部品不足による工場の操業停止など、日本においても大きな影響を受けることが増えています。また、訪日外国人旅行者や在留外国人は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症流行により日本・海外における渡航制限などの影響を受けています。

こうしたグローバル化した社会に対応するため、市内産業の海外展開の支援、観光資源の魅力のPRや受入態勢の整備、外国人の多様な文化や価値観の尊重、国際的な視点

やコミュニケーション力を身に付けた人材育成、様々な分野における国際交流などが求められています。

（８）人権やジェンダー平等の新しい概念

基本的人権の尊重は社会の基本であり、近年では新型コロナウイルス感染症の流行拡大におけるコロナ罹患者等の人権擁護などの新たな人権尊重が必要となっています。また、ジェンダー平等に関して、性別に基づく固定的な役割分担意識や社会慣習などが未だに残っている中、近年「LGBT」など、「男性」と「女性」だけでなく多様な性の尊重が重要になっています。

こうした新しい概念も踏まえ、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、市民同士が互いの多様性を尊重するとともに、行政として、人権を保障する社会基盤や諸制度の整備運用を行う必要があります。

（９）厳しい地方財政運営

地方自治体における財政収支見通しは、歳入面では、生産年齢人口の減少などによる税収の減少が見込まれる一方で、歳出面では、高齢者人口の増加などによる社会保障費の増加や、公共施設の老朽化に伴う維持・更新に係る経費の増加などが見込まれています。

将来にわたって安定した公共サービスを提供するためには、行財政改革を推進し、効率的・効果的な行財政運営を行うとともに、持続可能な財政基盤の構築に努める必要があります。

5 前期基本計画の総括

(1) 前期基本計画の取組と成果

第2次総合計画前期基本計画の基本政策ごとの主な取組と成果は次のとおりです。

1 豊かな自然と共に生きるために

- ・ 生息地等保全協定区の3か所拡大による希少野生動植物種の保護
- ・ 環境企画展等による環境保全意識の高揚
- ・ 里山林整備・管理事業、有害鳥獣対策事業による農作物の被害金額の抑制
- ・ CO₂ 排出量実質ゼロ宣言と市気候変動対策計画の推進による温室効果ガスの排出量削減
- ・ 公共施設への太陽光発電設備設置、スマートライティング導入
- ・ 気候変動適応センターの設置、気候変動情報の収集分析
- ・ マイバッグ推進やごみ分別の啓発運動によるごみ排出量の減量
- ・ 不法投棄・野外焼却の防止、早期現地確認、指導を実施
- ・ 第2期最終処分場の整備完了
- ・ 公害対策の水質測定、大気環境測定、騒音・振動の測定の継続

2 まちの安全安心を守るために

- ・ 自主防災組織の結成や民間業者等と相互応援協定の締結
- ・ 消防団の装備更新や団員の確保
- ・ 市有建築物の耐震化と民間住宅の耐震診断・耐震改修への支援
- ・ 自主防犯団体や防犯灯整備への支援
- ・ 交通安全運動や運転免許証自主返納への支援導入による交通事故死傷者数の減少
- ・ 放射線量検査・放射性物質検査による放射能に対する不安の軽減

3 誰もが生き生きと暮らすために

- ・ 避難行動要支援者支援に取り組む自治会数の増加
- ・ 全公民館区に地域支え合い推進員を配置
- ・ 各種相談事業の窓口の拡大
- ・ 障害者の社会参画促進と差別解消の取り組み実施
- ・ 障害福祉サービスの充実による利用者割合の増加と選択の多様化
- ・ 「いきいき百歳体操」や「通いの場」の設置による介護予防推進
- ・ 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）等の介護サービス基盤の整備
- ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施による健康意識の向上
- ・ 子育て世代包括支援センターによる妊産婦及び乳幼児への切れ目のない支援の提供

- ・男女共同参画のためのフォーラムやセミナーの開催、「みいな」の発行などによる普及啓発
- ・セクシャルハラスメントやDV防止のための啓発

4 快適で便利な生活を支えるために

- ・立地適正化計画を策定し、計画に基づき店舗や住居を都市機能誘導区域及び居住誘導区域へ誘導
- ・都市計画法に基づく開発行為許可、景観条例、屋外広告物条例などの制度の適切な運用
- ・公園長寿命化計画に基づく修繕及び更新や指定管理者制度の導入による都市公園の適切な管理
- ・市営住宅の更新等の管理や空き家バンクの活用による良好な住宅環境の供給
- ・火葬場、市有墓地等の適正な管理
- ・近隣市町との連携などによるゆータク及びゆーバスの利便性の向上
- ・市道新南・下中野線などの市道整備や歩道等の整備による安全性・利便性の向上
- ・長寿命化計画に基づく道路施設の修繕や維持管理による安全性の確保
- ・各種検査や監視システムの強化による安全な水の供給の維持
- ・下水道への接続支援などによる水洗化率の向上
- ・計画等に基づく上下水道施設や管路等の更新

5 地域の方と交流を生み出すために

- ・市民活動センターの設置・運営による市民や団体の支援
- ・自治会への支援と連携の強化
- ・結婚サポートセンターによる結婚相談、セミナー、イベント開催による成婚支援
- ・海外姉妹都市リンツ（オーストリア）を中心とした国際交流
- ・外国人生活相談窓口や日本語教室などによる在住外国人の生活支援
- ・各駅周辺地区でのイベント開催やイルミネーションによる集客支援
- ・まちなか交流センター「くるる」の新設
- ・外観修景補助金制度やスタートアップ支援事業による空き店舗や低未利用地の対策実施
- ・那須塩原駅東口へのエレベーターの設置、駅周辺の将来像「那須塩原駅周辺まちづくりビジョン」策定

6 まちの活力を高めるために

- ・新規就農者のための農業研修や新たな担い手サポートチーム結成
- ・農地の有効活用のための農地の集積・集約や優良な農地の保全及び確保
- ・農業用機械・施設等の導入支援、農業基盤施設整備
- ・ミルクタウン戦略、「魅力ある酪農のまちづくりの推進」による地域活性化
- ・創業支援塾への支援、制度融資の拡充
- ・観光マスタープランの策定、観光施設の整備と観光イベントの実施
- ・観光プロモーションの実施、「世界の持続可能な観光地 TOP100 選」への選出
- ・奨励制度や展示会を通じた産業団地などへの企業誘致
- ・那須塩原ブランドの認定(25 品目)・PR による認知度向上
- ・道の駅「明治の森・黒磯」や塩原堆肥センターなどの施設の整備・運営

7 未来を拓く心と体を育むために

- ・保育園の新設、認定こども園の新設などによる利用定員の大幅増加
- ・放課後児童クラブの設置運営や子ども医療費助成などの支援
- ・学校等の改修・改築、エアコン設置、トイレの洋式化などの整備
- ・小中学校適正配置基本計画（第二段階）策定、学校の適正配置に向けての準備
- ・ICT 支援員やスクールソーシャルワーカー等の配置
- ・学校給食や定期健康健診による健康管理の向上
- ・小中一貫教育推進や「なすしおばら学び創造プロジェクト」等による教育環境の充実
- ・hyper-QU アンケートの実施や、相談員・カウンセラー等の配置によるいじめ・不登校対策
- ・少年指導員やこどもを守る家、青少年健全育成団体と連携強化
- ・地域学校協働本部の立上げによる地域の教育力の向上
- ・那須塩原市図書館「みるる」の開設
- ・ふるさとアーティスト派遣事業や小学校演劇公演などの文化・芸術に親しむ機会の提供
- ・アートを活かしたまちづくりの取組として ART369 プロジェクトを実施
- ・「那須野が原」が日本遺産として認定され、日本遺産のメイン拠点の整備、案内看板の設置、多言語アプリケーションの構築、人材育成による魅力発信
- ・高齢者や障害者が親しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックや国体のリハーサル大会におけるスポーツボランティアの充実

8 まちの持続的発展のために

- ・ふるさと寄附ポータルサイトの拡充による寄附受入額の増加
- ・クレジット納付、ペイアプリ納付などの拡充と滞納整理の推進
- ・指定管理者制度における利用料金制の導入
- ・業務棚卸の実施、第3次定員適正化計画による職員の適正配置
- ・起債借入残高の抑制による将来世代の負担軽減・健全財政の堅持
- ・新庁舎の整備に向けた新庁舎建設基本計画策定・用地取得
- ・研修や業務マニュアル等作成による窓口サービス向上
- ・動画サイト（YouTube）、SNS（LINE, Twitter）、メール配信（みるメール）などを用いた情報発信
- ・北那須3市町広域連携推進事業や那須地域定住自立圏などによる近隣市町との連携推進

第2次総合計画前期基本計画の重点プロジェクトごとの主な取組と成果、それらを踏まえた今後の課題は次のとおりです。

Project-1 「地域力」向上プロジェクト

主な取組として、自治会への加入促進のためのチラシ配布や活動事例紹介、自主防災に関する説明会開催などに取り組みました。また、地域と学校が連携・協働して行う活動を推進するための地域学校協働本部や、市民活動やボランティアを支援する市民活動センターを設置し運営しています。

取組の成果として、災害時などの備えである自主防災組織や地域住民助け合い活動団体の結成が進んでいます。また、市民活動の基盤となる体制が作られ、より多くの幅広い層の地域住民団体等が参画した地域づくりが進んでいます。

しかしながら、高齢化や単身世帯の増加などの流れの中で、自治会への加入率が低下しています。また、今後は災害時に自主防災組織などが効果的に活動できるような支援が必要となっています。

Project-2 「魅力」創出プロジェクト

主な取組として、市の産業では生乳生産本州一の魅力ある地域資源を活かし、ミルクタウン戦略に基づく地域活性化に取り組んでいます。また、賑わい創出のために、那須塩原市図書館やまちなか交流センターを新たに設置し開館するなど、黒磯駅前周辺整備を推進しています。

取組の成果として、年々生乳生産量が増加しており、令和2(2020)年には生乳産出額が全国2位となっています。また、黒磯駅周辺の再整備により、空き店舗の抑制や滞在時間の増加につながっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症流行の影響で観光客数が激減し、今後の景気動向が不透明となっています。加えて、文化財の活用やアートを活かしたまちづくりなども事業中止を余儀なくされました。

今後は、持続可能な観光地域づくりや本市の魅力を発信する効果的なシティプロモーションの実施方法などの検討も必要となっています。

Project-3 「未来力」 育成プロジェクト

主な取組として、結婚から子育てまでの支援として、結婚サポートセンターによるマッチング支援や、子育て世代包括支援センターによる妊婦・新生児・乳児までの相談支援、放課後児童クラブの拡充などを行っています。また、教育において、小中一貫教育やなすしおばら学び創造プロジェクトによる特色ある学校づくりや、英語教育の充実化を図るためALTの常駐に取り組んでいます。

しかしながら、未婚率の上昇や出生率の低下などに歯止めがかかっていない状況にあり、今後も更なる対策が必要となっています。

Project-4 「都市力」 成長プロジェクト

主な取組として、那須塩原駅周辺の整備のため、那須塩原駅周辺まちづくりビジョンや新庁舎建設基本計画を策定し、県北の中心都市としての拠点づくりを進めています。

また、市道新南・下中野線などの幹線道路の整備を進めるとともに、那須地域定住自立圏において地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通による市町間の移動やバス・タクシーの利便性向上に取り組みました。

今後も那須塩原駅周辺や新庁舎の整備、地域交通の利便性向上に係る取組など、県北の中心にふさわしい拠点づくりにつながる更なる取組が求められています。

(2) 現状と課題

現状と課題を基本政策ごとに整理しました。

1 豊かな自然と共に生きるために

記録的な猛暑や集中豪雨といった異常気象など、地球温暖化の影響と考えられる事態が各地で顕在化しています。地球温暖化への対策として、地域における脱炭素の取組を推進し、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するため、再生可能エネルギーの利活用の促進、省エネルギー設備の普及などが必要です。また、異常気象などの被害を回避し、また、軽減するために、市民が身近に感じる地域に根差した適応策に取り組むことも必要です。

自然環境保全では、豊かな自然環境と生物多様性を守り、森林の持つ多面的な機能を発揮させるため、市民の環境に対する意識の向上や環境保全に対する取組、森林の適切な管理が必要です。

廃棄物対策では、ごみ発生の抑制、分別の徹底、リサイクルの徹底など、資源の有効活用による循環型社会を形成する取組が必要です。

2 まちの安全安心を守るために

防災では、自然災害の頻発・激甚化や火災発生に対し、市民の生命・財産を守るため、「自助」「共助」「公助」の更なる連携強化や消防団員の確保、雨水排水施設の整備や建築物の耐震化などが必要です。

暮らしの安全安心のためには、特殊詐欺や消費者トラブル、高齢者の事故などが問題となっていることから、市民一人ひとりが防犯や交通安全の意識を高めるとともに、地域の人同士の関わりや警察等の関係機関との連携が重要となります。

3 誰もが生き生きと暮らすために

地域福祉では、人口減少と高齢化が進む中、自助・公助に加えて、住民相互による互助や、介護保険等の相互負担による共助が必要となっています。また、経済環境の変化等による生活困窮や引きこもり、DVなど、住民が抱える問題が複雑化しており、支援体制の強化が必要です。

障害者福祉では、障害者手帳交付者数が増え、養護者と障害者の高齢化が進む中で、地域生活をおくるための居住支援や日中の活動場所となる事業所の充実などが必要です。

高齢者福祉では、平均寿命が年々伸び、高齢化率が上昇している中、各種支援が必要な高齢者等が増加しており、介護支援ボランティア、介護予防に取り組む通いの場などが必要です。加えて、健康寿命を延伸させるためには、健康無関心層への効果的なアプローチや無理なく健康になれる環境づくり、各種検診などが必要です。

また、男女共同参画社会を実現するため、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消や女性の活躍の場の推進、DV防止などが必要です。加えて、近年では男女だけでなく、「LGBTQ+（プラス）」の人々も生きやすい、社会形成が必要です。また、未婚率が高い状況の中、結婚を希望する男女が望むライフスタイルを実現できることも求められています。

4 快適で便利な生活を支えるために

土地利用においては、今後人口減少や少子高齢化が進む中、自立した日常生活を維持するため、立地適正化計画に基づき、拠点性を高め、居住と都市機能の誘導が必要です。

良好な生活空間のためには、所有者や住民が空き家の管理やペットの飼養を適切に行い、また市も公園や市営住宅の整備、市有墓地の管理などを適切に行う必要があります。

公共交通では、自家用車中心の社会の中で、自家用車による移動が困難な市民の日常生活に不可欠な存在として、ニーズに合った運行が必要です。また、IT等の技術の活用や近隣市町との公共交通網の形成が求められています。

道路整備では、安全で快適・便利な道路網の確保のために、分散した各拠点及び近隣市町との連携を強化する幹線道路の整備を進めるとともに、計画的な舗装修繕や道路施設の定期的なメンテナンスによる道路機能の維持保全が必要です。

水道では、人口減少に伴う給水収益減少や、水道施設の老朽化、災害への対策が求められている状況で、安全な水を供給するための水質管理、施設の更新や耐震化、安定した水道事業を継続するための経営努力が必要となります。

下水道も同様に、効率的に下水道整備を進め、その他の地区では浄化槽設置の促進を図るなど、人口減少のなかで安定した事業を継続するため、施設の長寿命化や更なる経営努力が必要です。

5 地域の力と交流を生み出すために

市民協働による地域づくりでは、人口減少や核家族化・単身世帯の増加に加え、人々の価値観やライフスタイルの多様化などによって、地域コミュニティの弱体化が危惧されます。自治会加入の低下や市民協働への市民の関心の低下があり、若い世代の参加や市民協働への理解が必要です。

姉妹都市・国際交流においては、姉妹都市や外国人との交流機会が新型コロナウイルス感染症拡大により自粛が続いていたため、今後交流促進が必要です。

中心市街地活性化においては、空き店舗の増加などにより中心市街地の活力が減少していたことから、黒磯駅周辺の施設整備などに取り組んできました。今後は、新幹線停車駅でもある那須塩原駅周辺の賑わいを創出するための環境整備が必要です。

6 まちの活力を高めるために

農林畜産業では、酪農が特に盛んであり産出額や就業者数などが他団体と比較して高い水準にありますが、農家数や従事者の減少、高齢化などの問題が起きており、ICT活用や環境負荷の低減、生産基盤の確立などを行い、農林畜産業の担い手を確保することが必要です。

商工業では、人口減少や競争環境の激化、新型コロナウイルス感染症流行などの影響により、売り上げや事業者の減少などの課題があり、中小企業を中心とした経営支援が必要です。特に観光では、新型コロナウイルス感染症の影響により訪日外国人を含めた観光客が大きく落ち込んでいるため、事業者や市民との連携、観光客のニーズへの対応、観光施設整備など、持続可能な観光地域づくりへの取組が必要となっています。

雇用においても、雇用情勢は厳しい状況であり、求人・求職間のミスマッチも続いているため、企業誘致・定着などの取組が必要です。

7 未来を拓く心と体を育むために

人口減少に加えて少子化が急激に進んでおり、市民からは子育て環境の充実が求められています。そのため、保育ニーズの多様化への対応や利用者減を見据えた体制整備、安心して子どもを産み育てていくための支援などが必要です。

学校教育では、「人づくり教育」を理念に、特色ある学校づくりの推進やコミュニケーション力の向上に取り組んでおり、今後は特色ある学校づくりの更なる推進や教職員の資質向上、児童生徒の支援体制の充実が求められています。また、教育環境整備のため、児童・生徒数の減少に伴う学校の適正配置や老朽化施設の改修、通学路の安全対策に取り組んでおり、今後も地球温暖化対策やICT環境整備などの新しい視点を加えながら、子どもたちが学ぶ環境を整えていくことが必要です。

青少年の健全育成においては、社会環境の変化やウィズコロナの「新しい生活様式」に対応するため、家庭・学校・地域が連携を深め、地域ぐるみで青少年の育成に取り組むことが必要です。

生涯学習、文化芸術活動においては、高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、学びの機会の提供や学習環境の整備、文化振興事業や博物館等の事業を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、各種イベントや講座が中止を余儀なくされました。今後は、市民が生涯にわたって学び続けられるよう、ウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえた取組や関連団体との連携が必要となっています。

スポーツ振興においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピックといちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催を契機に、スポーツへの関心を高め、スポーツをする機会や環境の整備が必要です。

8 まちの持続的発展のために

行財政運営においては、財政の硬直化が進んでいることに加えて、生産年齢人口の減少による税収の落ち込みが見込まれることから、ふるさと寄附事業の更なる推進や未利用市有地の売却などの歳入確保、事業の不断の見直し等による歳出の適正化を行い、持続可能な財政運営を図る必要があります。

また、社会情勢等の急激な変化や多様化する市民ニーズに柔軟に適応するため、新型コロナウイルス感染症の流行以降の「新しい生活様式」への対応や職員一人ひとりの資質・能力のより一層の向上が必要です。また、新庁舎整備を着実に実施する必要があります。

本市の魅力として、豊かな自然、新鮮な農作物、温泉地などが挙げられ、住みやすい地域ですが、人口減少が進んでいます。そのため、市の将来を担う若者世代が住みやすい・住み続けたいと思える地域づくりを進めるとともに、市の魅力を若者世代に発信していく必要があります。

社会全体でデジタル・トランスフォーメーション（DX）が進められており、本市においても DX の推進のため、デジタル技術を活用した「市民サービスの利便性向上」、「行政の業務効率化と働き方改革」、「地域社会における DX の促進」のための環境を整備する必要があります。

第2章 基本構想(平成29(2017)～令和9(2027)年度)

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 将来像
- 3 人口ビジョン(改定)
- 4 土地利用構想
- 5 県北の中心都市として
- 6 基本政策

1 まちづくりの基本理念

第1次那須塩原市総合計画では、市の将来像を「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」とし、「市民一人ひとりが、あふれる緑や自然を大切にしながら、安心して暮らすことができ、夢や希望をもって『やすらぎ』を感じることができるまちづくり」を進めてきました。

特に、まちづくりの主演は「市民」であるという視点に立ち、協働を基本理念のひとつとしてきましたが、今後も継続した取組が必要です。

また、わたしたちのまちの財産である美しい自然を守り引き継ぐことや、市民が安心して暮らすことができるまちをつくっていくことが引き続き求められています。

これからのまちづくりにおいて、まちへの誇りや愛着を高めることが重要となりますが、このまちには、開拓者が自然と闘う中で共に手を取り助け合い、人と自然との共生を育んできた歴史があり、それは那須塩原市が誕生した今日に至るまで、この地に暮らしてきた人々の手によって大切に育まれ、受け継がれてきました。

こうしたことを踏まえ、先人が守り育んできた自然を後世に引き継ぐこと、また、開拓の歴史を尊重し、風土や文化を受け継ぐこと、そして、市民が共に手を取り支え合っ
てまちをつくっていくことの3つを、まちづくりを進めるうえでの根本的な考え方である「基本理念」として定めるものです。

■ 自然を守り、共生するまちづくり

わたしたちのまちには、雄大な山々、清らかな河川、風光明媚な溪谷などの美しく豊かな自然があります。わたしたちの財産であるこの自然を後世に引き継ぐため、自然を守り、共生するまちづくりを進めていきます。

■ 歴史に学び、開拓精神が息づくまちづくり

那須野が原の不毛な原野を開拓することは、大変な苦勞が伴いました。先人たちは、過酷な自然環境と闘いながら、農地の開発や那須疏水の開削を行い、今日の那須野が原を作り上げました。こうした忍耐強さや新たなものごとに取り組む不屈の開拓精神を受け継ぎ、まちづくりを進めていきます。

■ 人を中心に、共に支え合うまちづくり

この地に暮らしてきた人々が、共に手を取り支え合っ
てまちをつくってきたように、市民を中心に、共に支え合い安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

2 将来像

那須塩原市が誕生して10年が過ぎました。

3つの市町がひとつになり、これまでそれぞれの歴史や個性を尊重しながら、まちの一体感を醸成してきました。

この間、暮らしの安全安心への関心の高まり、人口減少・少子高齢化社会への対応など、わたしたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

わたしたち市民は、目まぐるしく変わる時代の流れを見据えながら、地域特性を生かした新たな手法・視点に立ち、今後の10年間においても、さらに力強く前に進んでいかなければなりません。

わたしたち市民をはじめ、様々な人がつながり、支え合い、幸せや充実、安心を感じながら暮らし、人が輝きを増し、自発的に考え、まちづくりに取り組んでいくことにより、「市民一人ひとりの力」「地域で支え合う力」「まだ見ぬ那須塩原の魅力」「未来に向かってたくましく生きる力」などの「新しい力」が生まれるのではないのでしょうか。

そして、たくさんの「新しい力」がわたしたちのまわりに満ち溢れているまちを目指し、10年後の市の将来像を次のように定めます。

人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原

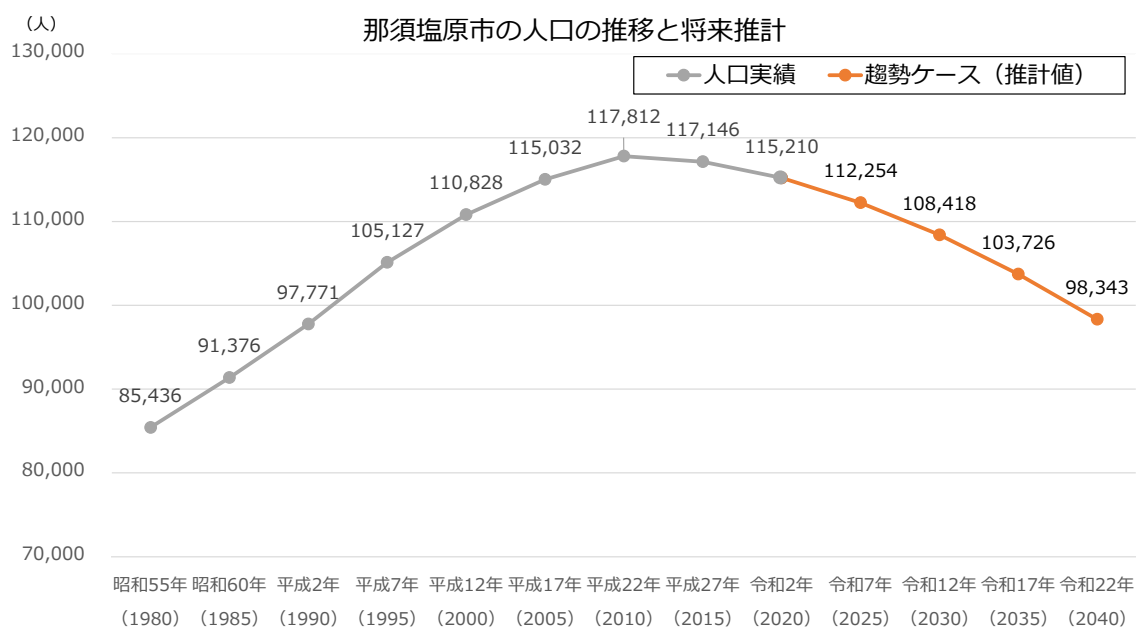
3 人口ビジョン（改定）

（1）総人口と世帯数

○人口推移と将来推計

本市の人口は、令和2（2020）年10月に行われた国勢調査では115,210人でした。これは、平成27（2015）年の国勢調査の結果である117,146人に対し1,936人減少しており、第2次総合計画の策定時に実施した推計及び本市が設定した目標としている人口よりも人口の減少のペースが早まっています。

さらに、この国勢調査の結果を基に、このペースが続くとして将来推計をしたところ、本市の総人口は令和22（2040）年に98,343人まで減少する見込みであり、その後も減少が続く予測となっています。

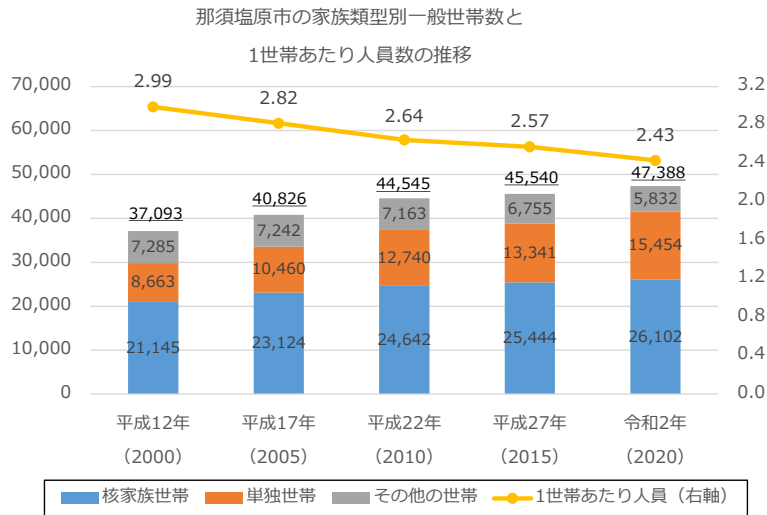


○^{すうせい}趨勢ケース（推計値）の仮定

項目	仮定内容
出生	・平成27（2015）年から令和2（2020）年までの出生状況が今後も続くと仮定 （令和2（2020）年の子ども女性比率：0-4歳の子ども人口と母親となる15-49歳の女性人口の比率が今後も一定と仮定して算定）
死亡	・国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が用いている死亡に関する仮定値に基づく
移動	・平成27（2015）年国勢調査と令和2（2020）年国勢調査の結果に基づいて算出した純移動率が今後も一定と仮定

○世帯数と1世帯人員実績

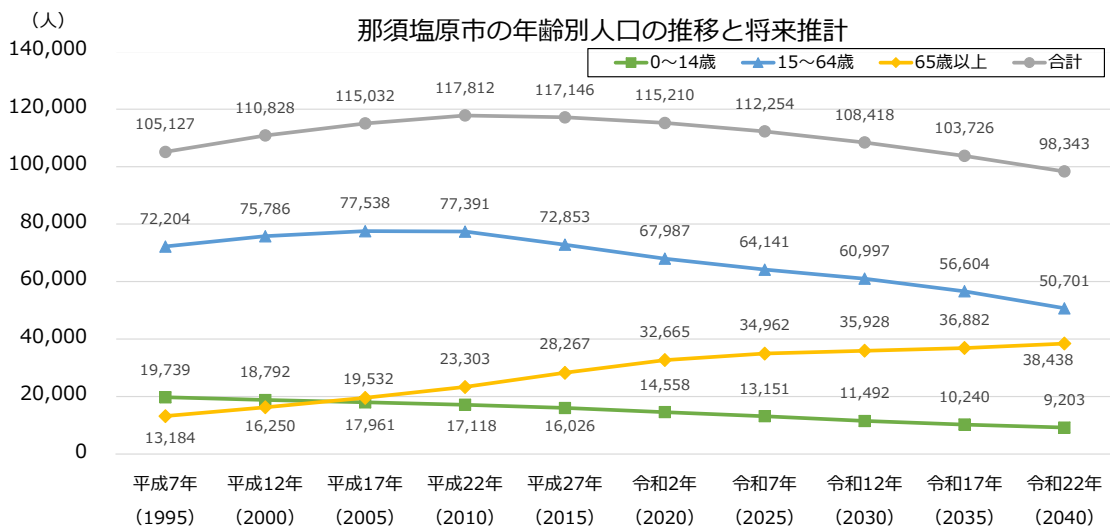
人口が減少している中、本市の世帯数は増加を続けています。これは単独世帯数の伸びが大きいためであり、このため、1世帯当たりの平均人員数は減少を続けています。単独世帯の増加は未婚率の上昇や高齢化により配偶者と死別した高齢者の増加などが考えられます。



(2) 年齢(3区分)別人口

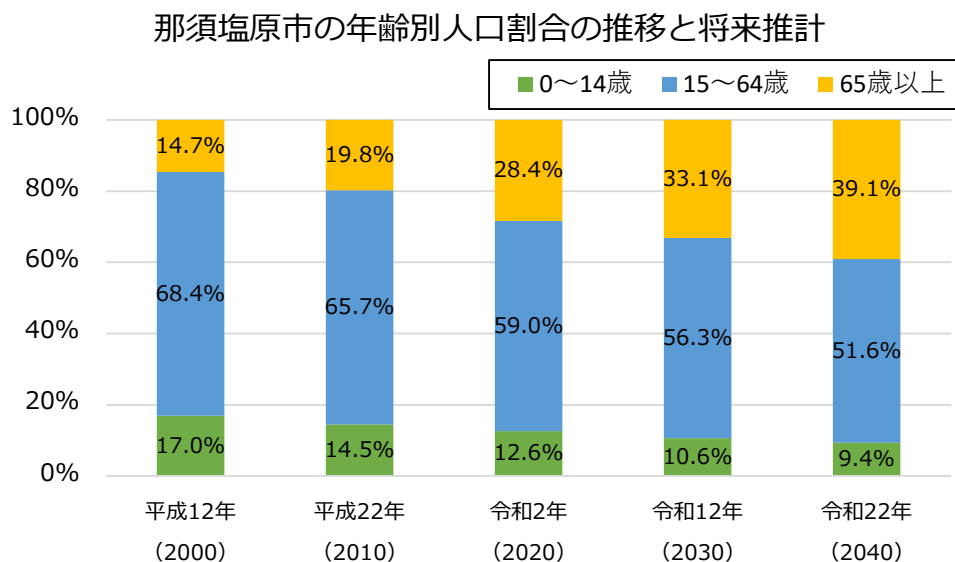
○年齢(3区分)別人口推移と将来推計

本市の年齢3区分別の人口をしてみると、生産年齢人口(15~64歳)は平成17(2005)年の77,538人をピークに減少傾向に転じています。また、この年に老年人口(65歳以上)と年少人口(0~14歳)の逆転が始まっています。今後も、生産年齢人口と年少人口の減少、老年人口の増加傾向が続く見通しです。



○年齢(3区分)別人口割合の推移

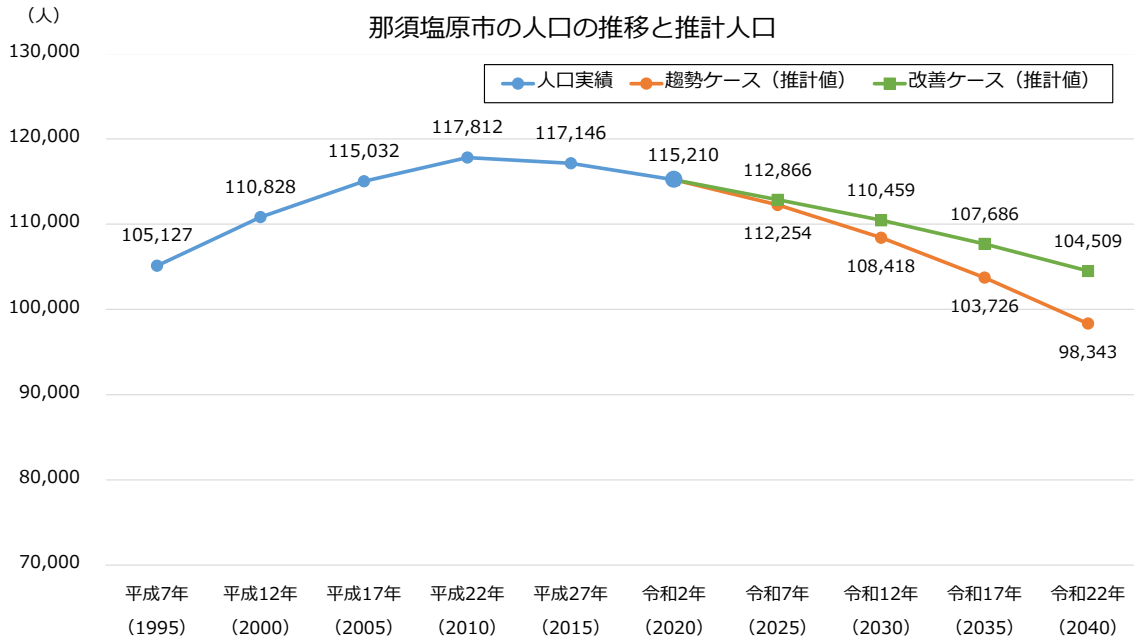
年齢(3区分)別の人口割合では、生産年齢人口の割合が最も高くなっていますが、近年、老年人口の割合が大きく上昇しています。今後も老年人口は増加を続け、令和 22(2040)年には市全体の約 39%が 65 歳以上となり、5 人に 2 人が高齢者となります。



(3) 人口の将来展望

将来推計(趨勢^{すうせい}ケース)では、本市の総人口は令和 12(2030)年に、11 万人を下回る 108,418 人、令和 22(2040)年に 10 万人を下回る 98,343 人になる見込みとなっています。これは、合計特殊出生率の低下や若者、特に 10 代の転出者数の増加が影響していると考えられます。

これらを踏まえて、第 2 次総合計画に掲げる政策・施策を推進し、その効果が着実に反映され、将来の合計特殊出生率や若者を中心とした社会増減の状況の改善を図ることにより、総人口は令和 12(2030)年に 11 万人、令和 22(2040)年に 10 万人を目指します。



○改善ケース (推計値) の仮定

項目	仮定内容
出生	<ul style="list-style-type: none"> ・国が目標としている合計特殊出生率と同水準の、令和 12 (2030) 年に 1.8 程度、令和 22 (2040) 年に人口置換水準である 2.07 を達成すると仮定
死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・国立社会保障・人口問題研究所 (社人研) が用いている死亡に関する仮定値に基づく (趨勢ケース同)
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 (2021) 年に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり 10 代を除く全ての年代で転入者数が転出者数を上回る転入超過していることを踏まえ、令和 7 (2025) 年までに 10 代以外の各年代における転出者数が転入者数を上回る転出超過を解消 ・若年層 (30 代以下) の純移動率を令和 22 (2040) 年までに転入：2 割増加、転出：2 割抑制を達成すると仮定

4 土地利用構想

(1) 基本的な考え方

土地は、そこで生活する全ての人々にとっての限りある貴重な資源であり、市民生活や生産活動の基盤です。

市の持つ豊かな自然環境の保全と創造に努めつつ、周辺的环境や景観との調和を基調としながら、総合的かつ計画的に土地利用を進めていく必要があります。

先人たちが守り、切り拓いてきたこの地をこれからも未来に引き継いでいくために、市の持続的な発展を支える集約型都市構造の実現に向け、効率的な土地利用を推進していきます。

(2) 基本方向

土地利用の現況や地理的条件、産業構造などの特性から、市全体を4つのエリアに分け、それぞれの基本方向を示します。

① 市街地エリア

3つの鉄道駅を中心とした用途地域とその周辺地域を市街地エリアとして位置づけ、良好な市街地の形成と都市機能の誘導を推進します。

JR 那須塩原駅周辺では、県北地域の広域的な拠点として業務機能や商業機能の集積を図るとともに良好な居住環境の形成を促進し、計画的な都市的土地利用を推進します。集積されたこれらの都市機能を周辺市町と共有、利活用できるように公共交通を基本とした交通ネットワークの充実を図ります。

JR 黒磯駅周辺は、商業機能の集積を図り、魅力的な環境整備を進め、賑わいのある商店街の形成を推進します。また、駅に近接した場所への図書館や交流センターなどの施設整備により、地域拠点の形成を推進します。

JR 西那須野駅周辺では、中層の集合住宅などの立地誘導や低層住宅からなる良質な居住環境の形成を図りつつ、商業機能を活性化し、地域拠点の形成を推進します。

② フロンティアエリア

西那須野塩原インターチェンジ及び黒磯板室インターチェンジを中心とする地域をフロンティアエリアと位置づけます。立地特性を最大限活かすことができる工業生産、物流機能などの新たな都市機能を段階的かつ計画的に誘導します。

都市機能の誘導に当たっては、自然環境や農林業との均衡に配慮しながら無秩序な都市的土地利用の規制を図るとともに、農林業施策との調整を図りつつ都市的土地利用への転換を誘導します。

③ 農業・集落エリア

本市の農業を支え、また那須野が原ならではの景観・環境を形成する地域として、本市西部の山岳地帯及び市街地エリア、フロンティアエリアを除く地域一帯を、農業・集落エリアとして位置づけます。既存集落においては、農業生産基盤と集落生活環境の維持向上を図るとともに、那須野が原開拓の歴史を今に伝える景観の保全や集落環境の整備に努めます。

関谷地区では、自然環境と生活環境を備えた住宅地が形成されていることから、良好な居住環境の維持・保全を図り、生活拠点の形成を目指します。

④ 山間・観光エリア

本市西部の山岳地帯を、山間・観光エリアとして位置づけ、豊かな自然環境の保全に努めます。国立公園や自然環境保全地域、保安林等に指定されており、関係法制等の適切な運用により、今後も森林の保全を図ることを基本とします。

塩原や板室などの温泉観光地では、山岳地帯の豊かな自然環境を背景とした保養及びレクリエーションの場としての土地利用が進んでおり、今後も自然環境と調和した、地域資源を活用した観光関連の施設整備を図り、観光拠点づくりを推進します。

(3) 計画的な土地利用の推進

市の象徴ともいえる豊かな自然景観を保全しつつ、限られた資源である土地を有効に活用し、私たちが快適な生活を営んでいくために、適切な規制・誘導を図りながら総合的・計画的な土地利用を推進します。

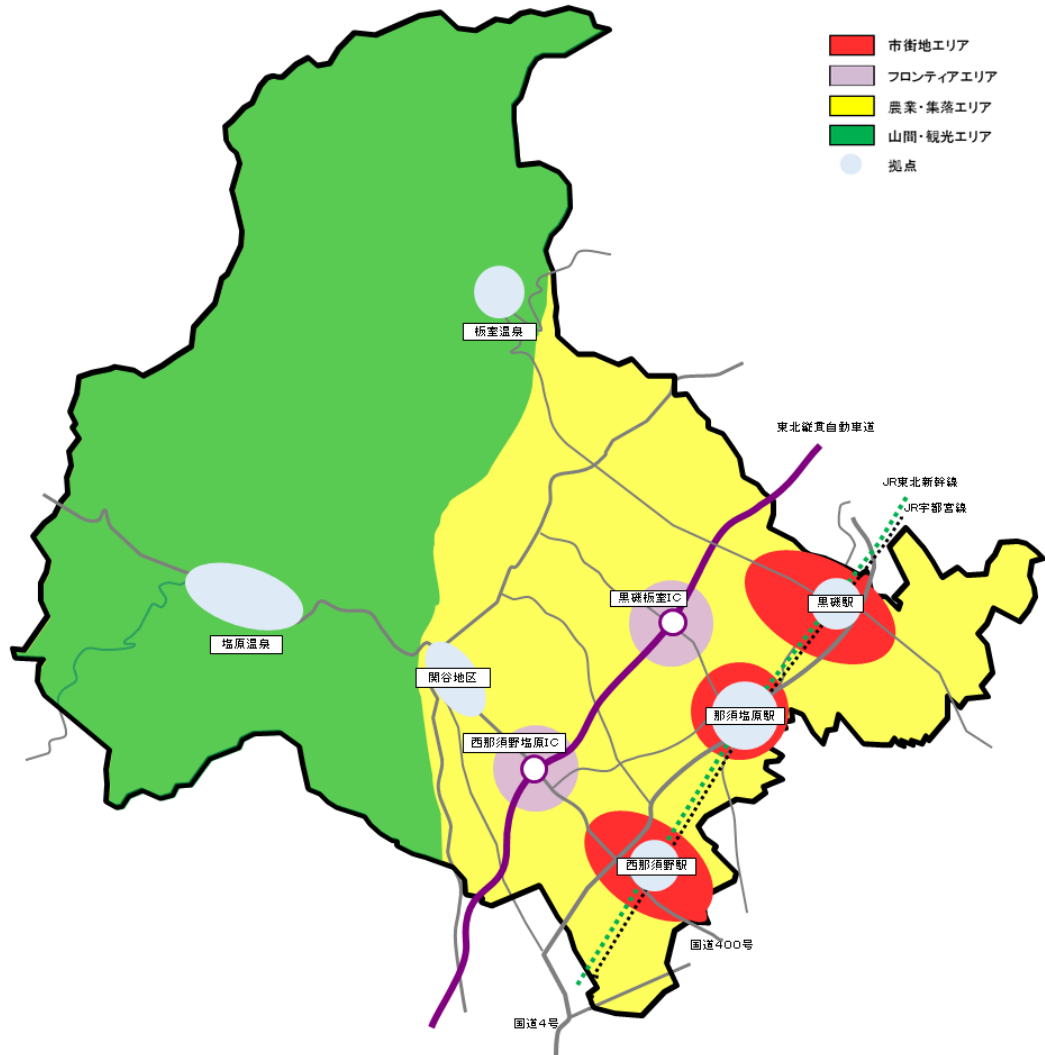
① 効率的な土地利用の推進

市街地に人口や都市機能が集約された「集約型都市構造」の実現に向け、市街地の無秩序な拡大の抑制を図り、効率的な土地利用を推進します。

② 円滑な土地利用の推進

地籍調査による土地境界の明確化は、土地利用の円滑化や事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化などに寄与することから、計画的な実施を推進します。

○土地利用計画図



5 県北の中心都市として

平成 11 年(1999 年)に合併特例法が改正され、全国的な市町村合併、いわゆる「平成の大合併」が進んだ結果、全国の市町村数は、当時の約 3,200 から、令和 3 (2021)年には 1,700 余りに減少しています。

こうした中、地方自治体においては、市町村の枠にとられない広域的な連携が求められています。

那須地域は、関東随一の清流で知られる那珂川、豊かな森林資源や里山、風光明媚な観光地、数多くの温泉や豊富な食材といった共通の地域資源があり、多くの可能性を秘めた地域であるとともに、地域固有の歴史・文化を有した生活・経済圏域を形成しており、この地域において本市は最大の面積、最大の人口を有しているほか、鉄道や高速道路のアクセスも良好であり、県北の玄関口としての機能を有しています。

人口減少が進む今後において自立した地域を目指すため、近隣市町との連携をさらに深めることに加え、誰もが安心して生活できる地域づくりのための人と人とのつながりの構築、産業・観光・歴史・文化・スポーツなどの地域資源の活用及び新たな地域資源の発掘による魅力の創出、本市の未来を築いていく子どもたちを育てるための切れ目のない支援、鉄道駅周辺を拠点とした交流機能の強化を図っていくことで、県北の中心都市にふさわしいまちづくりを進めていきます。

6 基本政策

将来像の実現を目指すための基本政策を次のように定めます。

1 豊かな自然と共に生きるために

豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、環境保全を推進します。

脱炭素社会の実現のため、再生可能エネルギーの利用やごみの資源化を推進します。

2 まちの安全安心を守るために

災害の発生に備えた強靱な地域づくりのため、「自助・共助・公助」の連携による地域防災力の向上を推進します。

日常生活における様々な不安を解消し、暮らしの安心感を高めるため、地域や関係機関との連携を強化します。

3 誰もが生き生きと暮らすために

誰もが生き生きと安心して暮らせる地域づくりのため、お互いの存在を認め合い、尊重し、思いやることができる社会を構築します。

健康寿命の延伸のため、若い世代から高齢者まで切れ目のない健康づくりを推進します。

4 快適で便利な生活を支えるために

持続可能なまちづくりのため、集約型都市構造への転換を図ります。

市民の生活を支える道路やライフラインなどの基盤を計画的・効率的に整備・維持します。

公共交通の利便性の向上のため、地域の実情に即した公共交通体系の構築を推進します。

市民の心と体の安らぎのため、地域特性を活かした憩いの空間を提供します。

5 地域力と交流を生み出すために

人と人との支え合いによる地域力を高めるため、市民との協働によるまちづくりと交流を推進します。

賑わいのあるまちづくりの創出を推進するため、駅周辺の整備を進め、活性化を図ります。

6 まちの活力を高めるために

活力・魅力にあふれた産業づくりのため、意欲ある事業者への支援と地域資源の活用を推進します。

創業支援や企業誘致等により、稼げる場づくりや雇用の確保に努め、産業の活性化を推進します。

7 未来を拓く心と体を育むために

次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、子育て環境の充実、学校教育の質の向上と教育環境の整備を推進します。

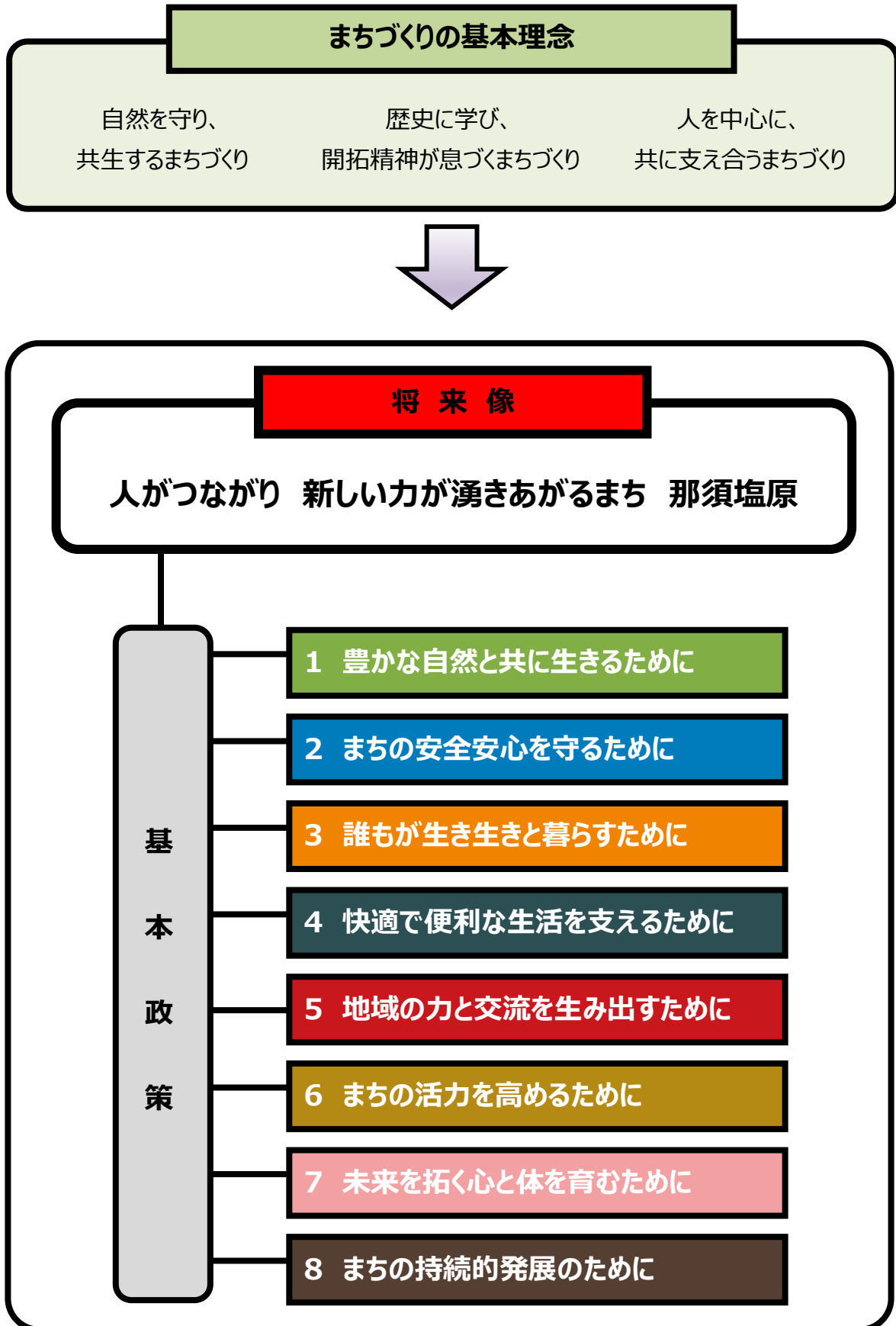
生涯学習・生涯スポーツ社会の実現のため、市民が生涯にわたり、主体的・創造的に学習やスポーツを続けていくことができる環境づくりを推進します。

8 まちの持続的発展のために

安定した行政サービス提供のため、計画的な行政経営と持続可能な財政基盤の構築を推進するとともに、市民に親しまれる市政運営を推進します。

市民のまちへの興味・愛着を高めるため、まちの持つ魅力の共有化や情報発信を推進します。

体系図



第3章 後期基本計画（令和5（2023）～令和9（2027）年度）

- 1 後期基本計画について
- 2 SDGs の推進
- 3 重点推進テーマ
- 4 分野別施策

1 後期基本計画について

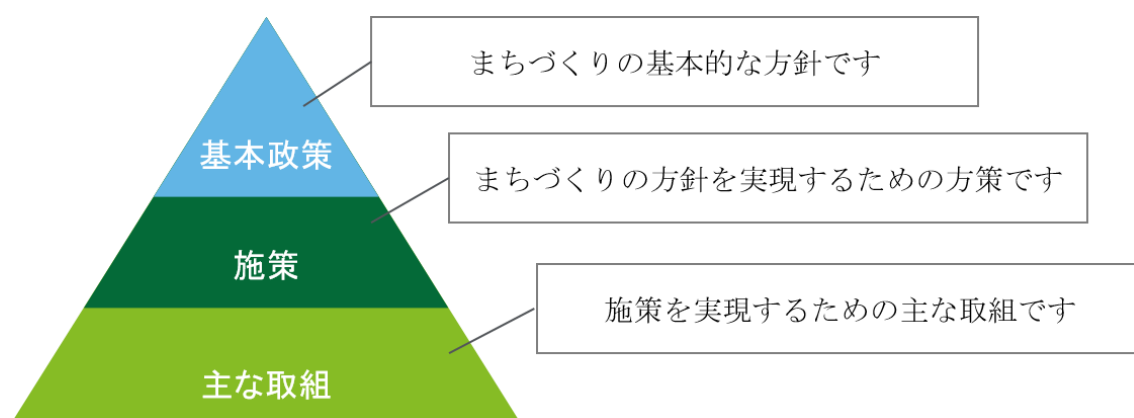
(1) 計画策定の趣旨

後期基本計画は、基本構想に定めた政策の大綱に基づき、本市の目指す将来像「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」を着実に実現するために必要な施策を体系的に示すとともに、各施策の目指す姿・現状と課題・主な取組などを明確にするために策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

後期基本計画は、「基本政策」「施策」「主な取組」の3つの階層により構成します。また、計画期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

■ 後期基本計画の構成



(3) 施策の体系

後期基本計画の施策体系は、次のとおりです。

将来像	基本政策	施策
人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原	1 豊かな自然と共に生きるために	1 脱炭素化を実現する 2 気候変動影響に適応する 3 自然環境を保全する 4 資源を有効に活用する
	2 まちの安全安心を守るために	1 災害に対する備えを強化する 2 暮らしの安心感を高める
	3 誰もが生き生きと暮らすために	1 地域福祉を充実させる 2 障害者福祉を充実させる 3 高齢者支援を充実させる 4 健康づくりを推進する 5 男女共同参画社会を実現させる
	4 快適で便利な生活を支えるために	1 計画的な土地利用を推進する 2 良好な生活空間を提供する 3 公共交通の利便性を高める 4 道路の利便性を高める 5 安全で安心な水道サービスを持続する 6 持続的・効果的な下水処理サービスを提供する
	5 地域の力と交流を生み出すために	1 市民協働による地域づくりを推進する 2 姉妹都市交流・国際交流を推進する 3 中心市街地を活性化させる
	6 まちの活力を高めるために	1 農林業を活性化させる 2 畜産業を活性化させる 3 商工業を活性化させる 4 観光を活性化させる 5 雇用環境を整備する 6 農観商工の連携を強化する
	7 未来を拓く心と体を育むために	1 子育て環境を充実させる 2 学校教育を充実させる 3 学校教育環境を整備する 4 健全な青少年を育成する 5 生涯学習を充実させる 6 文化・芸術環境を充実させる 7 生涯スポーツを充実させる
	8 まちの持続的発展のために	1 安定した行政経営を推進する 2 多様化する市民ニーズに対応する 3 地域の魅力を高める 4 DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する

(4) 進行管理

後期基本計画において位置付けられた重点推進テーマ及び施策の推進や目標の達成に向けて、Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)のマネジメントサイクルを確立し、進行管理を行うことで総合計画を着実に推進していきます。



2 SDGs の推進

(1) SDGs の概要と総合計画との関係

SDGs は、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGs は「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、先進国、開発途上国すべての国々を含めた全世界共通の目標として、平成 27(2015)年 9 月に開催された国連サミットで採択されました。

SDGs は、令和 12(2030)年までに達成すべき具体的な目標として、17 のゴールを頂点に、より具体的で詳細な 169 のターゲットにより構成されています。SDGs の進捗を定量的・定性的に計測するために指標が設定され、この指標に基づいて SDGs の達成度が測られています。

SDGs の目指す 17 のゴールは、本市が総合計画で目指す姿に沿ったものであるため、一体的に推進していきます。



(2) SDGs の各ゴールの概要

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【インフラ・産業化・イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>【海洋資源】 持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

(3) 本市における SDGs の取組

本市は、これまでも SDGs の考え方に基づき「持続可能なまち那須塩原市」を目指して、気候変動影響の緩和や適応を進めることや、持続可能な那須塩原市観光モデルに取り組むなどしています。

① 気候変動への対策

本市では、すでに起きている、また、今後起きると予測される気候変動の影響に対策を講じていくために「緩和策」と「適応策」を一体的に進めています。

具体的には、緩和策においては、温室効果ガス排出量を令和 32(2050)年までに実質ゼロとするため、令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で 50%削減を目標に掲げ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の普及に取り組んでいます。また、適応策においては、気候変動の影響から回避し又は軽減するために、那須塩原市気候変動適応センターを中心に、防災上必要なハザードマップ等の見直しや農業における品種や栽培方法の見直しなどの適応策の実践や検討に取り組んでいます。

② 持続可能な観光の推進

本市では、持続的かつ競争力のある観光地域づくりを目指して、観光客・事業者・地域住民の 3 者の合意の上で信頼・ウェルネス^{※1}・責任の 3 つのテーマで取組を進めています。

また、本市はこれらの取組が評価され、より良い観光地づくりに努力している地域として、「世界の持続可能な観光地 TOP100 選^{※2}」にも選出されています。

また、日光国立公園の塩原温泉地区及び板室温泉地区が脱炭素化に取り組むエリアとしてゼロカーボンパーク^{※3}に登録され、温泉排熱の利用などサステナブルな観光地づくりにより取り組んでいきます。

※1 ウェルネス：心身の美と健康、人生の豊かさ

※2 世界の持続可能な観光地 TOP100 選：国際的な認証団体であるグリーン・ディステイネーションズ (Green Destinations) が実施する表彰制度

※3 ゼロカーボンパーク：環境省が推進する国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリア

(4) SDGs と各施策の関係

SDGs の目指す 17 のゴールは、本市が総合計画で目指す姿に沿ったものであるため、総合計画と SDGs のゴールを目指した一体的な取組を進めます。本市の総合計画の施策について、関係する主な SDGs のゴールを次のとおり整理しました。

SDGsの ゴール	基本政策1				基本政策2		基本政策3					基本政策4					
	1 脱炭素化を実現する	2 気候変動影響に適応する	3 自然環境を保全する	4 資源を有効に活用する	1 災害に対する備えを強化する	2 暮らしの安心感を高める	1 地域福祉を充実させる	2 障害者福祉を充実させる	3 高齢者支援を充実させる	4 健康づくりを推進する	5 男女共同参画社会を実現させる	1 計画的な土地利用を推進する	2 良好な生活空間を提供する	3 公共交通の利便性を高める	4 道路の利便性を高める	5 安全で安心な水道サービスを持続する	6 持続的・効果的な下水処理サービスを提供する
1 貧困をなくそう							○				○		○				
2 飢餓をゼロに		○					○										
3 すべての人に健康と福祉を		○	○	○		○	○	○	○	○		○				○	
4 質の高い教育をみんなに						○	○				○			○			
5 ジェンダー平等を実現しよう										○							
6 安全な水とトイレを世界中に			○	○												○	○
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	○			○												○	○
8 働きがいも経済成長も							○	○		○							
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	○	○		○										○	○	○	○
10 人や国の不平等をなくそう							○	○		○		○					
11 住み続けられるまちづくりを	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
12 つくる責任つかう責任	○			○	○	○										○	
13 気候変動に具体的な対策を	○	○	○		○											○	○
14 海の豊かさを守ろう	○		○	○													○
15 陸の豊かさを守ろう	○	○	○	○	○						○	○					
16 平和と公正をすべての人に						○	○	○	○	○							
17 パートナリシップで目標を達成しよう	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

SDGsの ゴール	基本政策5			基本政策6						基本政策7							基本政策8			
	1 市民 の参画を 推進する	2 姉妹都市 との交流 を推進する	3 中心市街地 の活性化を 促進する	1 農林業 の活性化を 促進する	2 畜産業 の活性化を 促進する	3 商工業 の活性化を 促進する	4 観光 の活性化を 促進する	5 雇用 の創出を 促進する	6 農林業 との連携を 強化する	1 子育て 環境の充 実を図る	2 学校教 育の充実 を図る	3 学校教 育環境の 整備を図 る	4 健全な 青少年の 育成を図 る	5 生涯学 習の充実 を図る	6 文化・ 芸術環境 の充実に 取り組む	7 生涯ス ポーツの 充実に取 組む	1 安定し た行政経 営を推進 する	2 多様化 を図る市 民ニーズ に対応す る	3 地域の 魅力を高 める	4 OXシ タル・ト ランス オーメー ションを 推進する
1 貧困をなくそう										○	○	○								
2 飢餓をゼロに				○	○				○	○		○							○	
3 すべての人に健康と福祉を		○								○		○			○			○	○	
4 質の高い教育をみんなに		○								○	○	○	○	○	○				○	○
5 ジェンダー平等を実現しよう		○						○		○	○	○	○						○	
6 安全な水とトイレを世界中に												○								
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに												○			○			○	○	
8 働きがいも経済成長も			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	
9 産業と技術革新の基盤をつくろう				○	○	○	○	○	○										○	○
10 人や国の不平等をなくそう		○								○	○	○					○		○	
11 住み続けられるまちづくりを	○	○	○			○	○			○		○	○	○	○		○	○	○	
12 つくる責任つかう責任		○		○	○	○	○	○	○					○					○	
13 気候変動に具体的な対策を				○										○					○	
14 海の豊かさを守ろう												○								
15 陸の豊かさを守ろう				○								○					○			
16 平和と公正をすべての人に		○								○	○	○	○				○	○		○
17 パートナリシップで目標を達成しよう	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 重点推進テーマ

(1) 重点推進テーマの位置づけ

重点推進テーマとは、基本構想で定めた市の将来像「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」の具現化に向け、後期基本計画における施策等を進めていくに当たり、まちづくりの核となる方向性を示すものです。

本市の現状や社会情勢などを踏まえ、今後5年間において重点的に推進する分野横断的な「4つのテーマ」を掲げ、各施策等に取り組みます。



(2) 重点推進テーマ

① ニューノーマル（新たな社会）

～時代の変化に柔軟に適応した安全安心なまち～

○社会情勢と市の現状と課題

- ・変化の激しい現代社会において、安全安心で持続可能なまちを実現するためには、パンデミックや気候変動などの社会情勢の急激な変化に対し、柔軟に適応した地域づくりが必要です。

○目指す方向性

- ・時代の変化に適応した柔軟な地域社会・行政運営体制の構築に寄与する取組を推進するものです。

○各施策における「主な取組」の想定

施策	主な取組
1-2	気候変動への理解を促進する
1-2	気候変動影響の適応策を推進する
2-1	災害対応力を高める
2-1	地域の防災力を高める
3-1	相談・支援体制を充実させる（世代・分野を問わない包括的相談支援体制）
4-5	強靱な水道施設を整備する
6-1	農業の価値を強化する（気候変動への適応）
7-2	学力向上のための授業づくりを推進する（学びを通じた新しい時代に必要となる資質・能力の育成）
8-2	市民サービスを充実させる（デジタル技術の活用などによる分散型の地域づくり）

等

② デジタル・トランスフォーメーション（DX）

～未来技術を活用した利便性の高いまち～

○社会情勢と市の現状と課題

- ・デジタル技術の進展により、人と人、人とサービスなど、特に多様な主体の間をつなぐ手段のデジタル化が加速しています。住み慣れた地域におけるより便利な生活を実現するため、こうした未来技術を積極的に活用した地域経済・行政運営への転換が求められています。
- ・今後も減少が見込まれる人的・財政的資源（経営資源）を最大限活用するためには、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進していくことが必要です。

○目指す方向性

- ・進めざましいデジタル技術による地域課題の解決や利便性の高い社会を形成するための取組を推進するものです。

○施策における「主な取組」の想定

施策	主な取組
2-1	災害対応力を高める（ICTを活用した災害情報収集・伝達の体制強化）
4-3	地域バスの利用を推進する（交通系 IC カードの導入、MaaS、自動運転など）
6-1	農業の効率化を促進する（スマート農業）
7-2	学力向上のための授業づくりを推進する（学びへの ICT の活用）
8-4	市民サービスの利便性を向上させる（行政手続のオンライン化）
8-4	行政の業務の効率化と働き方改革を推進する
8-4	地域社会における DX を促進させる

等

③ ゼロカーボン

～豊かな自然と共生し資源や経済が地域内循環する持続可能なまち～

○社会情勢と市の現状と課題

- ・住み慣れた地域で豊かな自然や今ある暮らしを未来の世代へ遺していくため、複雑・多様化する地球環境問題に対する抜本的な対応が求められています。

○目指す方向性

- ・全世界の共通課題である地球環境問題を地域から考え、地域再生可能エネルギーを地域で最大限に活用するなど、資源や経済が地域内循環する脱炭素社会を構築し、持続可能なまちの実現に向けた取組を推進するものです。

○各施策における「主な取組」の想定

施策	主な取組
1-1	地球温暖化を防止する
1-1	再生可能エネルギーの適正な利用を促進する
1-1	省エネルギーの取組を推進する
1-3	環境保全意識を高める
1-3	森林資源の保全・管理を推進する
1-4	ごみの発生抑制と分別の徹底を推進する
6-1	農業の価値を強化する（カーボンニュートラルの実現に対する取組支援）
7-3	安全で快適な学校を整備する（教育施設における LED 照明、太陽光発電設備の整備）

等

④ 県北拠点づくり

～那須塩原駅周辺を中心とした人々から選ばれる魅力あふれるまち～

○社会情勢と市の現状と課題

- ・人口減少・少子高齢化社会において、持続可能な都市を実現するためには、限られた資源による都市経営に加え、選ばれる都市づくり・魅力づくりが求められています。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人口集中リスクの顕在化などの社会状況等の変化を的確にとらえ、地方への流れを逃さないよう受け皿となる施策の推進が必要です。

○目指す方向性

- ・市外から様々な資源を誘引するための、拠点・基盤の整備や情報発信に関する取組を推進するものです。

○各施策における「主な取組」の想定

施策	主な取組
4-3	広域のかつ総合的な公共交通ネットワークを構築する
5-2	多文化共生の地域づくりを推進する
5-3	駅周辺地区を整備する(那須塩原駅周辺のまちづくり)
6-4	持続的かつ競争力のある観光地域をつくる
6-5	企業立地を促進する
6-6	地域特産品の認知度を高める(那須塩原ブランド)
7-7	大規模スポーツイベントの誘致・支援を推進する
8-1	歳入を確保する(ふるさと寄附事業)
8-2	新庁舎の整備を推進する
8-3	シティプロモーションを推進する(魅力発信、移住・定住促進)
8-3	広域的な連携を推進する

等

4 分野別施策

分野別施策の見かた

基本政策 1 豊かな自然と共に生きるために

【施策の目指す姿】

施策が目標として目指す市の姿を記載しています。

脱炭素化を実現する

【目指す姿】

温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、再生可能エネルギーの活用と省エネルギーが進み、持続可能な社会の構築に着手に取り組んでいます。

【現状と課題】

・記録的な猛暑や集中豪雨といった異常気象など、地球温暖化の影響と考えられる事態が世界各地で顕在化しています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、最新の報告書で「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」としています。

【現状と課題】

施策における社会状況や経緯、本市の現状と今後取り組むべき課題を記載しています。

は、令和3(2021)年6月に国・地方脱炭素実現会議が「地域脱炭素ロードマップ」を公表しました。その中で「地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を高める地方創生に貢献」するとして、地方自治体に脱炭素の取組の推進を求めています。

における平成29(2017)年度の温室効果ガス排出量は、940千tCO₂であり、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するためには、より一層の対策が必要です。

は、令和4(2022)年3月に「那須塩原市気候変動対策計画」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。再生可能エネルギーの活用を促進し、省エネルギー設備の普及を図り、地域の脱炭素化と共に持続可能なまちづくりが必要です。

【成果指標】

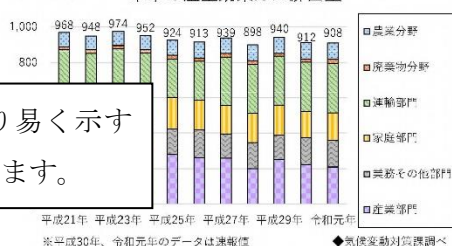
【成果指標】

施策の成果・達成状況を客観的に表す指標を設定し、計画最終年度の目標値を設定しています。

指標名	現状値	目標値 (R9)
温室効果ガス排出量	940千tCO ₂ (H29)	平成25年度比50%削減 (462千tCO ₂) (R12※1)
創出する地域新電力 契約電力	0kW (R3)	9,600kW
導入する電気自動車の 普及台数	140台 (R3)	1,000台

施策の現状をわかり易く示すデータを記載しています。

(千tCO₂) 本市の温室効果ガス排出量



(千tCO₂) 温室効果ガス排出量の削減イメージ



施策に取り組む上で関連するSDGsのゴールをアイコンで示しています。



【主な取組】

- ① **：地球温暖化を防止する**
 - ・気候変動対策計画に基づく取組の進捗を管理し、計画的に推進します。
 - ・温室効果ガス排出量の調査を行い、排出量変化の状況を把握します。
- ② **：再生可能エネルギーの適正な利用を促進する**
 - ・ゼロカーボン街区の構築を推進します。
 - ・地域再生可能エネルギーの地域での活用を促進します。
 - ・公共施設への太陽光発電設備設置を推進します。
- ③ **：省エネルギーの取組を推進する**
 - ・電気自動車等の導入を支援します。
 - ・省エネルギー設備の普及を促進します。
 - ・建築物のZEB^{※2}やZEH^{※2}の普及を促進します。

【主な取組】
課題解決のために施策で主に取り組む項目の名称と、具体的な取組の概要を記載しています。

【各主体の役割】

市の役割	再生可能エネルギーの地産地消による資源と経済の地域内循環事業者とともに、脱炭素化社会実現に向けた取組を推進します。
市民の役割	脱炭素行動の重要性を認識し、再生可能エネルギーの利活用やなど、脱炭素化社会の実現に向けた取組を積極的に行います。
事業者等の役割	

【各主体の役割】
施策の目指す姿の実現のために、市民や事業者等も取り組むべきこと、市からお願いしたいことを記載しています。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期環境基本計画	平成29年度～
気候変動対策計画	令和4年度～
第三期環境マネジメントシステム（地球温暖化対策実行計画【事務事業編】）	令和4年度～

【関連する個別計画】
この施策に関連する部門別計画の名称を記載しています。

※1 目標値「平成25年度比50%削減」：気候変動対策計画において、令和12（2030）年度までの中間目標として設定
 ※2 ZEB・ZEH：「Net Zero Energy Building」・「Net Zero Energy House」の略。省エネと創エネによりエネルギー消費量を正味ゼロにすることを目指した建物

基本政策 1 豊かな自然と共に生きるために

キーワード(※)

脱炭素化 気候変動適応

- 施策 1 脱炭素化を実現する
- 施策 2 気候変動影響に適応する
- 施策 3 自然環境を保全する
- 施策 4 資源を有効に活用する

※ 分野別施策において、特に強化する取組や重視する姿勢・視点の「見える化」を図るため、基本政策ごとに「キーワード」を設定

基本政策 1 豊かな自然と共に生きるために

施策1 脱炭素化を実現する

【施策の目指す姿】

「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向けて、再生可能エネルギーの活用と省エネルギー設備の普及が進み、持続可能な社会の構築に着実に取り組んでいます。

【現状と課題】

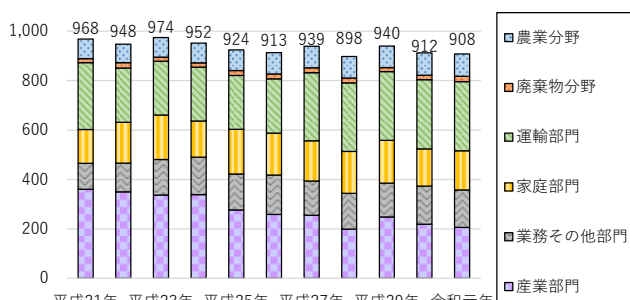
- ・ 記録的な猛暑や集中豪雨といった異常気象など、地球温暖化の影響と考えられる事態が世界各地で顕在化しています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、最新の報告書で「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」としています。
- ・ 日本では、令和3（2021）年6月に国・地方脱炭素実現会議が「地域脱炭素ロードマップ」を示しました。その中で「地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献」するとし、地方自治体に脱炭素の取組の推進を求めています。
- ・ 本市における平成29（2017）年度の温室効果ガス排出量は、940千tCO₂であり、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するためには、より一層の対策が必要です。
- ・ 本市は、令和4（2022）年3月に「那須塩原市気候変動対策計画」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。再生可能エネルギーの活用を促進し、省エネルギー設備の普及を図り、地域の脱炭素化と共に持続可能なまちづくりが必要です。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値（R9）
温室効果ガス排出量	940千tCO ₂ (H29)	平成25年度比50%削減 (462千tCO ₂) (R12※ ¹)
市内における地域新電力 契約電力	0kW (R3)	9,600kW
市内における電気自動車の 普及台数	140台 (R3)	1,000台

【図表】

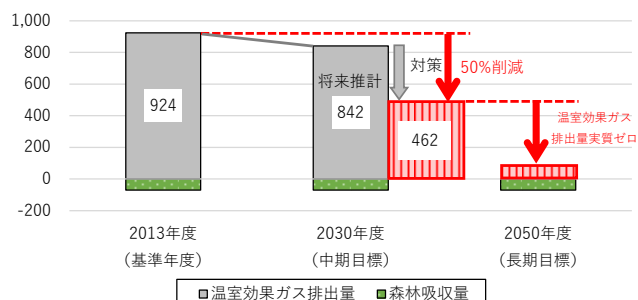
(千tCO₂) 本市の温室効果ガス排出量



※平成30年、令和元年のデータは速報値

◆気候変動対策課調べ

(千tCO₂) 温室効果ガス排出量の削減イメージ



◆気候変動対策課調べ



【主な取組】

- ① **：地球温暖化を防止する**
 - ・気候変動対策計画に基づく取組の進捗を管理し、計画的に推進します。
 - ・温室効果ガス排出量の調査を行い、排出量変化の状況を把握します。

- ② **：再生可能エネルギーの適正な利用を促進する**
 - ・ゼロカーボン街区の構築を推進します。
 - ・地域再生可能エネルギーの地域での活用を促進します。
 - ・公共施設への太陽光発電設備設置を推進します。

- ③ **：省エネルギーの取組を推進する**
 - ・電気自動車等の導入を支援します。
 - ・省エネルギー設備の普及を促進します。
 - ・建築物の ZEB^{※2} や ZEH^{※2} の普及を促進します。

【各主体の役割】

市の役割	再生可能エネルギーの地産地消による資源と経済の地域内循環を目指し、市民や事業者とともに、脱炭素化社会実現に向けた取組を推進します。
市民の役割	脱炭素行動の重要性を認識し、再生可能エネルギーの利活用や省エネ設備の導入など、脱炭素化社会の実現に向けた取組を積極的に行います。
事業者等の役割	

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期環境基本計画	平成29年度～令和9年度
気候変動対策計画	令和4年度～令和12年度
第三期環境マネジメントシステム（地球温暖化対策実行計画【事務事業編】）	令和4年度～令和12年度

※1 目標値「平成25年度比50%削減」：気候変動対策計画において、令和12（2030）年度までの中間目標として設定

※2 ZEB・ZEH：「Net Zero Energy Building」・「Net Zero Energy House」の略。省エネと創エネによりエネルギー消費量を正味ゼロにすることを目指した建物

基本政策 1 豊かな自然と共に生きるために

施策2 気候変動影響に適応する

【施策の目指す姿】

市民や事業者の地球温暖化対策への理解が深まり、市全体で地域に根差した適応策に取り組み、気候変動の影響による被害を回避し、また、軽減しています。

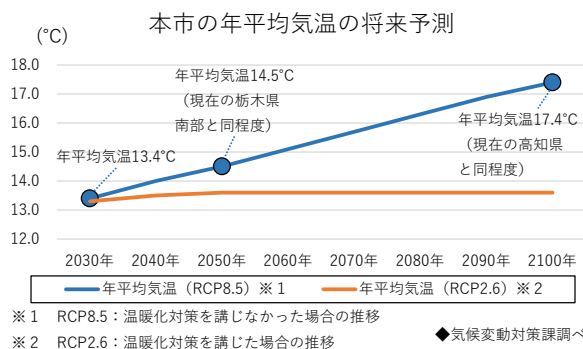
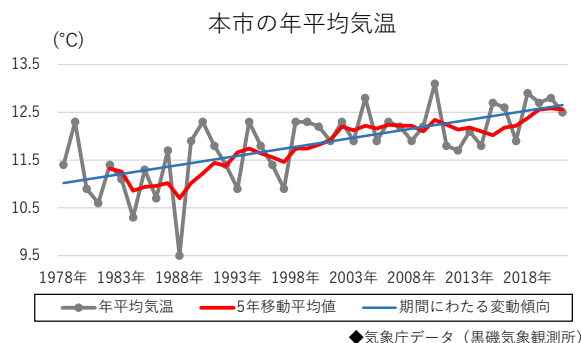
【現状と課題】

- ・地球温暖化に起因すると考えられる気候変動は、気象の極端現象として既に影響が現れています。これら異常気象は、生命や財産に大きな被害をもたらすもので、今後の影響拡大を懸念しています。
- ・本市の昭和 55(1980)年から令和 2(2020)年にかけての変化を見ると、年平均気温が約 1.5℃上昇し、真夏日が約 3 倍の約 30 日に増加しています。温暖化対策を講じなかった場合には、2100 年の年平均気温が 17.4℃に上昇し、真夏日が 85 日に増加すると予測しています。
- ・再生可能エネルギーの利用促進などの対策を講じても、温暖化を今すぐ止めることはできません。地球温暖化に伴う気候変動の影響である異常気象などの被害を回避し、また、軽減するためには、市民が身近に感じる地域に根差した適応策に取り組むことが必要です。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
適応の取組を実践している市民の割合	8.2% (R2)	50%

【図表】





【主な取組】

① : 気候変動への理解を促進する

- ・気候変動に関する情報の収集や分析を通じ、気候変動の影響を把握します。
- ・気候変動の影響によるリスクを分析し、分かりやすい情報にまとめ提供します。
- ・分かりやすく整理した気候変動に関する情報を提供することで、気候変動を自分事としてとらえる意識の醸成を図ります。

② : 気候変動影響の適応策を推進する

- ・気候変動適応センターの運営を通じ、気候変動影響への適応策を推進します。
- ・気候変動影響及び適応策に関する情報について、様々な機会や手法を活用して発信し、市民の適応の取組を促進します。
- ・熱中症予防情報をきめ細やかに発信することで、熱中症の防止に努めます。

【各主体の役割】

市の役割	地域における気候変動の影響を把握し、分かりやすく情報発信をすることで市民や事業者の理解を深め、地域の実情に応じた適応策を推進します。
市民の役割	気候変動の影響やそのリスクを知り、適応策を積極的に実践していきます。
事業者等の役割	気候変動の影響や事業活動におけるリスクを理解し、これを回避し、また、軽減する適応策を積極的に実践していきます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期環境基本計画	平成29年度～令和9年度
気候変動対策計画	令和4年度～令和12年度

基本政策 1 豊かな自然と共に生きるために

施策3 自然環境を保全する

【施策の目指す姿】

豊かな自然環境と生物多様性を守るとともに、森林の持つ多面的な機能を発揮させるための適正管理を、市民・事業者・関係機関等が一体となって取り組んでいます。

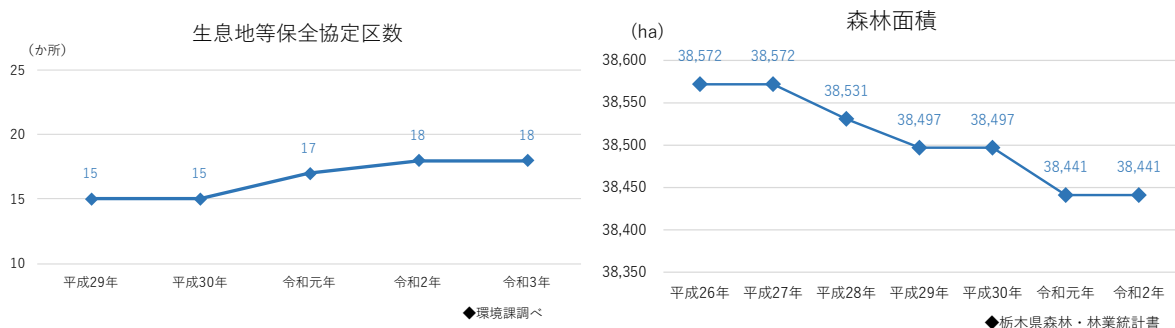
【現状と課題】

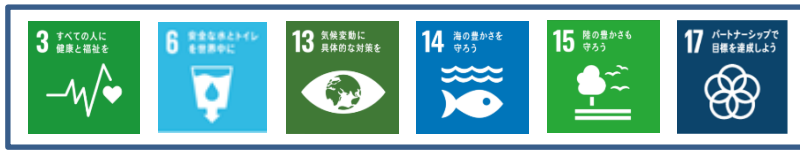
- ・自然の豊かさを挙げる市民が多い中、気候変動や外来種の侵入による生態系への影響により、生物の多様性や豊かな自然環境が失われつつあります。
- ・市民の環境に対する意識を向上させるためには、環境学習や環境活動の場や機会が得られるよう環境学習の充実を図ることが必要です。
- ・森林保全においては、水源涵養機能^{*}やCO₂の吸着、降雨時の防災機能が低下していることから、森林資源の機能維持や保全のための適切な管理が求められています。
- ・企業においては、地球環境保全への貢献としてCSR活動(企業の社会的責任における活動)に取り組む企業の増加や取組内容の高度化が進んでおり、産業型の大気汚染や悪臭などの公害苦情件数も減少傾向にあります。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
生息地等保全協定区数	18 か所 (R3)	25 か所
森林面積	38,441 ha (R2)	38,310 ha
河川のBOD 環境基準達成率	100% (R3)	100%

【図表】





【主な取組】

① 希少野生動植物種を保護する

- ・野生動植物相の変化を把握するため、野生動植物実態調査を実施します。
- ・希少種の生息地又は生育地を保護するため、土地の関係者と市との生息地等保全協定の締結を進めます。
- ・生態系に大きな影響を及ぼす外来種を防除します。

② 環境保全意識を高める

- ・環境企画展や自然観察会、自然観察講座等を開催します。
- ・環境学習を推進するとともに、環境活動団体への支援を進めます。

③ 森林資源の保全・管理を推進する

- ・倒木被害等の防止のため病虫害対策、植栽木の食害対策及び剥皮被害対策を推進します。
- ・森林機能向上や緑化活動など、森林資源の保全活動を支援します。
- ・地域で育み未来へつなぐ里山林の整備や管理活動を支援します。
- ・市有林の適正な維持管理に取り組みます。

④ 良好な生活環境を保全する

- ・公共用水域等の水質測定や大気環境測定を行い、水環境や大気環境を保全します。
- ・公害に関する工場・事業場等に対して、適切に指導、助言を行います。

【各主体の役割】

市の役割	市民、事業者、関係機関等と連携・協働し、環境保全の取組を推進します。地域に応じた計画的な施策を実施し、事業者と連携した森林資源保全や管理活動を推進します。
市民の役割	身近な自然の保護活動、環境学習に参加します。むやみに外来生物を持ち込まず、地域の生態系を守ります。地域の緑化環境に応じた対策や活動に、自治体とともに地域一体となり積極的に取り組みます。
事業者等の役割	周辺に配慮し、環境負荷の低減に努めます。市と協働、連携し、情報を共有しながら森林資源や森林環境の保全に努めます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期環境基本計画	平成29年度～令和9年度
鳥獣被害防止計画	令和5年度～令和7年度
森林整備計画	令和3年度～令和12年度

※ 水源涵養機能：洪水の緩和、水資源の貯留、水質の浄化など、水環境と深く関わっている森林の公益的な機能

基本政策 1 豊かな自然と共に生きるために

施策4 資源を有効に活用する

【施策の目指す姿】

ごみの発生抑制と分別を徹底するとともに、ごみの適正処理が推進され、資源を循環的に利用するために、市民・事業者・市が協働で取り組んでいます。

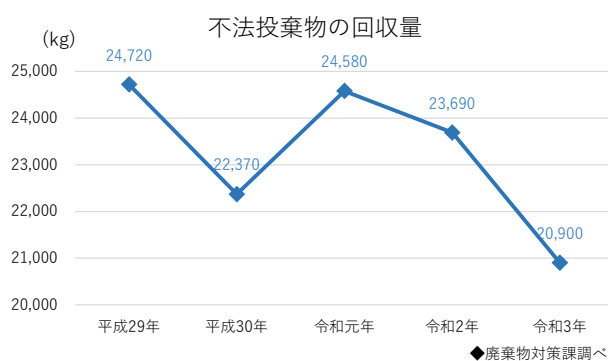
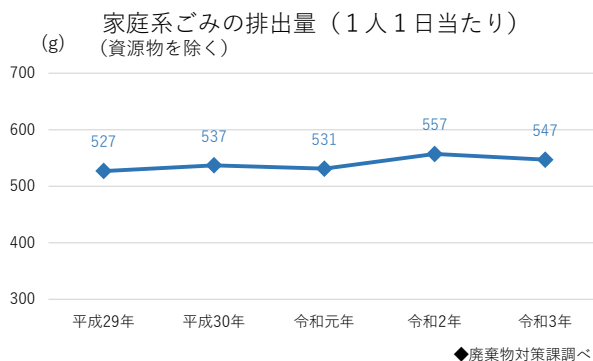
【現状と課題】

- ・本市では、レジ袋の削減やマイバックの推進などにより、ごみの排出量の減量化が図られていますが、資源化（リサイクル）率が県内他市や類似団体と比較して低くなっている状況です。
- ・不法投棄物の回収量については、近年減少しているものの、引き続き防止対策が求められています。
- ・廃棄物処理施設については、那須塩原クリーンセンターの施設長寿命化を図るため、基幹的設備の改修を進める必要があります。なお、一般廃棄物最終処分場は第2処分場整備により埋立ての残余容量は確保しています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量 (資源物を除く)	547 g (R3)	498 g
不法投棄物の回収量	20,900 k g (R3)	19,700 k g
那須塩原クリーンセンターのトラブルによるごみの受入停止日	0 日 (R3)	0 日

【図表】





【主な取組】

① **：ごみの発生抑制と分別の徹底を推進する**

- ・再生品の利用推進や資源物の拠点回収の充実など、ごみの資源化を促進します。
- ・食品がごみとして廃棄されないよう周知啓発を強化するなど、食品ロスの削減を促進します。
- ・事業系ごみの減量と資源化を促進するために、多量排出事業者への適正指導を強化します。
- ・プラスチック類ごみの資源化を促進するために、ごみ分別の拡充を推進します。

② **：ごみの適正処理を推進する**

- ・廃棄物監視員による巡回監視や啓発看板の設置など、不法投棄防止対策の強化を図ります。
- ・野外焼却行為に対する監視や適正処理の指導を行います。
- ・産業廃棄物処理施設の立入検査により適正稼働を促進します。

③ **：市廃棄物処理施設の安定稼働と計画的な整備を推進する**

- ・那須塩原クリーンセンターでの効果的・効率的なごみ処理を持続するとともに、施設の長寿命化を図るため基幹的設備の改修を進めます。
- ・一般廃棄物最終処分場の適正な管理運営により、安定的な埋立て処分を行います。

【各主体の役割】

市の役割	ごみの発生抑制と分別の徹底を促進します。 資源の有効活用により循環型社会を形成する取組を推進していきます。
市民の役割	一人ひとりがごみの発生抑制と分別について正しく認識します。 地域の循環型社会を形成する取組に積極的に協力し、参画します。
事業者等の役割	ごみの減量化と資源化を考慮した事業活動を推進し、地域の循環型社会を形成する取組に積極的に協力し、参画します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	令和5年度～令和14年度

基本政策 2 まちの安全安心を守るために

キーワード

災害対応力の強化 地域防災力の強化

施策 1 災害に対する備えを強化する

施策 2 暮らしの安心感を高める

基本政策 2 まちの安全安心を守るために

施策1 災害に対する備えを強化する

【施策の目指す姿】

自助・共助・公助の更なる連携によって災害に強いまちづくりに取り組み、安全安心な生活が守られています。

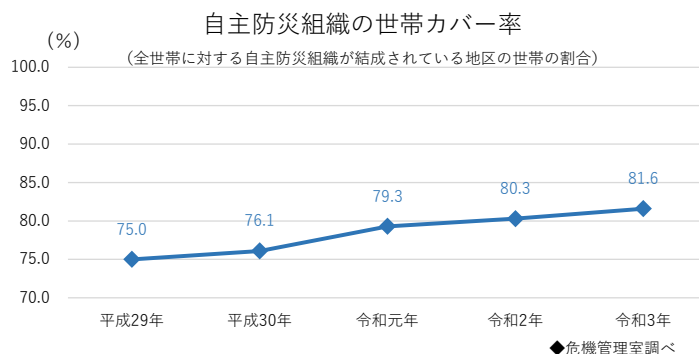
【現状と課題】

- ・近年、地震や台風、局部的豪雨、竜巻、火山噴火などの自然災害が頻発しており、また激甚化する傾向も見られます。市民の生命・財産を守るため、防災訓練や情報収集・伝達体制の強化、地域住民による自主防災活動などの災害に対する備えがますます重要視され、市民、地域、行政による「自助」「共助」「公助」の更なる連携強化が求められています。
- ・市内における火災発生件数は概ね年間 50 件前後で推移していますが、引き続き消防力強化が求められています。常備消防では機能の維持・向上が進んでいる一方、消防団では団員数が減少の一途をたどっています。消防団の詰所や車両、団員の装備品の適正な整備だけでなく、消防団員の確保、育成が喫緊の課題となっています。
- ・雨水対策については、雨水幹線及び準幹線の整備が進んだこともあり、大きな浸水被害は減少傾向にありましたが、近年における市街化の進展や気候変動による影響から今まで被害が発生していなかった箇所でも浸水被害が発生しています。今後は、関係各課で連絡調整を図りながら、浸水被害の発生要因を検証し、総合的に排水対策を行っていく必要があります。
- ・建築物の耐震化については、地震発生時の市民の安全確保のため、住宅の耐震化促進の啓発や不特定多数の人が利用する規模が大きい旅館やホテルなどの民間建築物の耐震化促進が求められています。また、ブロック塀等の倒壊等による被害の防止や避難経路の確保を図るため、危険なブロック塀等の除却や建替えの促進が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
自主防災組織の世帯カバー率	81.6% (R3)	95%
浸水被害発生件数	36 件 (R1)	24 件
住宅の耐震化率推計値	86.5% (R3)	95%

【図表】





【主な取組】

① : 災害対応力を高める

- ・ 地域防災計画を適切に改定し、災害に備えた各種対応マニュアルを整備します。
- ・ ICT を活用した災害情報収集・伝達体制の強化に取り組みます。
- ・ 住民参加による防災訓練等、各種訓練を実施します。
- ・ 避難所の環境や備蓄物資の備えを強化するとともに、不足する備えを補うため、自治体や企業と防災協定の締結を進めます。

② : 地域の防災力を高める

- ・ 共助の柱となる自主防災組織の結成を促進し、活動を支援します。
- ・ 多様性にも配慮して地域の防災リーダーとなる人材育成のため、防災士を養成し、地域防災・減災のために活用します。
- ・ 地域の防災活動の活性化を図るため、地域の特性に応じた地区防災計画の策定を推進します。
- ・ 地域の共助力を高めるため、消防団や自主防災組織をはじめ地域の連携強化を図ります。
- ・ 分散型地域づくりのため、持続可能な防災避難拠点となる避難所の機能強化に取り組みます。

③ : 消防力を高める

- ・ 常備消防とともに地域の消防力を担う消防団員の確保・育成に取り組みます。
- ・ 消防団の活動に必要な詰所、車両、装備品を適正に配備・更新します。
- ・ 消防水利を確保するため、耐震性防火水槽、消火栓を整備します。

④ : 雨水排水対策を計画的に推進する

- ・ 雨水排水施設を計画的に整備します。
- ・ 普通河川、雨水準幹線の整備により、住宅地の浸水や道路冠水等の被害軽減を図ります。
- ・ 河川の堆積土砂を計画的に除去することで、降雨時における流水断面を確保し、溢水被害等を未然に防ぎます。
- ・ 宅地分譲開発地内の老朽化した雨水浸透槽の適切な修繕を実施します。

⑤ : 建築物の耐震化を促進する

- ・ 住宅及び建築物の耐震化の促進に関する普及啓発、相談窓口の充実を図ります。
- ・ 木造住宅の耐震診断費、改修費等の支援を行います。
- ・ 危険なブロック塀等の除却・建替え費用の支援を行います。
- ・ 市有建築物の耐震化を推進します。

【各主体の役割】

市の役割	災害情報の収集・伝達体制を強化します。また、住民と連携した防災訓練や防災教育、防災リーダーの育成を進めるとともに、避難所の環境や備蓄物資の備えを強化します。（公助）
市民の役割	一人ひとりが災害に対して備える（自助）とともに、地域における防災活動に積極的に取り組みます。（共助）
事業者等の役割	地域と連携し積極的に防災活動に取り組みます。（共助）

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
国土強靱化地域計画	令和3年度～令和9年度
地域防災計画	平成18年～
水防計画	平成19年～
国民保護計画	平成19年～
業務継続計画（震災編）	平成30年度～
建築物耐震改修促進計画（三期計画）	令和3年度～令和7年度
都市計画マスタープラン	平成21年～令和7年
第2期下水道中期ビジョン	令和3年度～令和12年度

基本政策 2 まちの安全安心を守るために

施策2 暮らしの安心感を高める

【施策の目指す姿】

暮らしの安全が確保され、誰もが安心して暮らせるまちになっています。

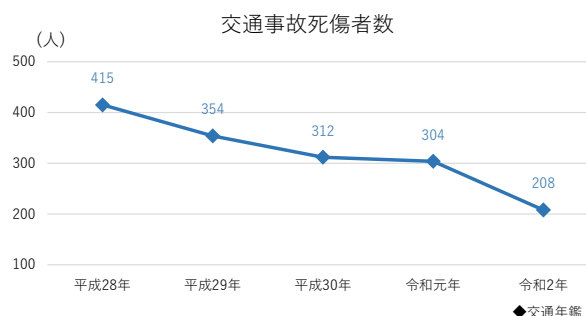
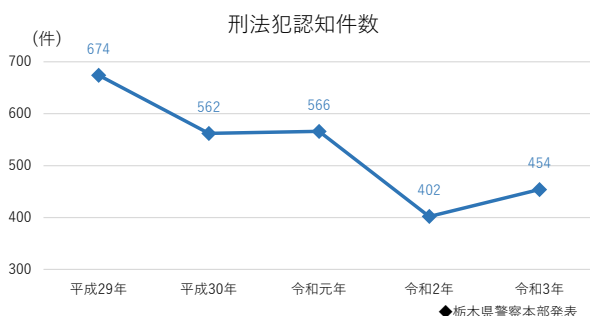
【現状と課題】

- ・地域社会において人と人との関わり方が変化してきている中、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺が社会問題になっています。また、成年年齢が18歳に引き下げられたため、今まで以上に新成人が様々なトラブルに巻き込まれることが危惧されています。市民一人ひとりの防犯意識の向上と地域に住んでいる人同士の連帯感を高めるためのよりきめ細かな活動支援が求められています。
- ・消費者を取り巻く環境は年々複雑化、多様化しており、子どもから高齢者まで幅広い年代の人々が消費者トラブルに巻き込まれる危険性があります。市民が安心して消費生活を送るため、きめ細かい啓発や情報提供、消費者団体との連携による自立した消費者の育成とともに、トラブルに遭った場合の相談体制の確保が求められています。
- ・交通事故発生件数は年々減少傾向にありますが、依然として高齢者の事故発生割合は高く、警察等の関係機関との連携による交通安全施策を継続する必要があります。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
刑法犯認知件数	454 件/年 (R3)	420 件/年
消費生活センターが介在した場合の未解決件数	1 件 (R3)	0 件
交通事故死傷者数	208 人/年 (R2)	200 人/年

【図表】





【主な取組】

① **防犯対策を推進する**

- ・防犯等意識高揚のための啓発活動を実施します。
- ・防犯推進団体への支援を行います。
- ・自主防犯団体の設立促進、支援を行います。

② **消費生活を安定・向上させる**

- ・消費生活に関する情報を、迅速・正確に提供し、消費者啓発を行います。
- ・消費者団体の育成及び支援を行います。
- ・消費生活に関する相談業務及び情報提供を行います。

③ **交通安全対策を推進する**

- ・交通安全市民総ぐるみ運動を推進します。
- ・自転車賠償責任保険等への加入やヘルメット着用の促進に向けた広報活動を行います。
- ・学校、保育園、高齢者等を対象とした交通安全教室を開催します。
- ・運転免許自主返納者に対する支援を行います。

【各主体の役割】

市の役割	市民が安全安心に暮らせるまちを目指して、市民や事業者等と連携、協働により各種施策に取り組みます。
市民の役割	犯罪や消費生活トラブル等に巻き込まれない正しい知識を身につけます。交通マナーの向上や交通ルールを遵守し、交通安全に努めます。
事業者等の役割	事業活動時の交通ルールの遵守など、安全安心なまちづくりに取り組みます。事業者等としての役割を認識し、従業員が防犯・消費生活・交通安全への活動に積極的に参加できるよう体制を整えます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
交通安全推進計画	平成 17 年度～

基本政策3 誰もが生き生きと暮らすために

キーワード

地域共生社会 地域包括ケアシステム

- 施策1 地域福祉を充実させる
- 施策2 障害者福祉を充実させる
- 施策3 高齢者支援を充実させる
- 施策4 健康づくりを推進する
- 施策5 男女共同参画社会を実現させる

基本政策 3 誰もが生き生きと暮らすために

施策1 地域福祉を充実させる

【施策の目指す姿】

人と人がつながりを深め、相互に助け合い、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を続けられる地域共生社会になっています。

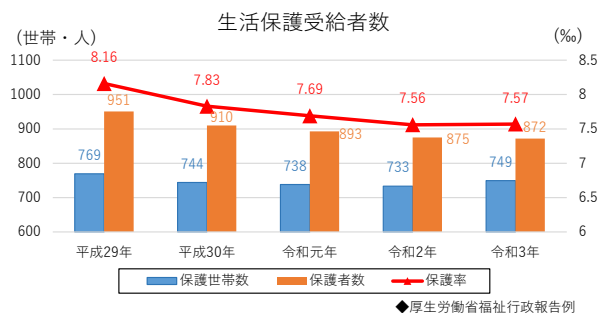
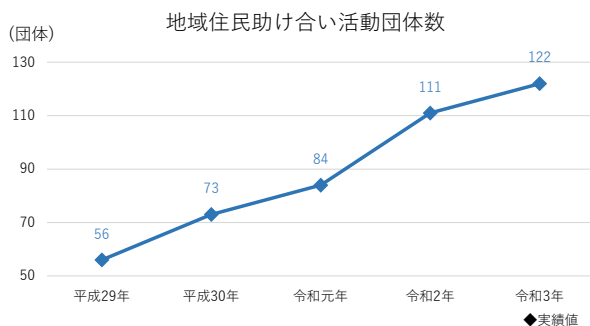
【現状と課題】

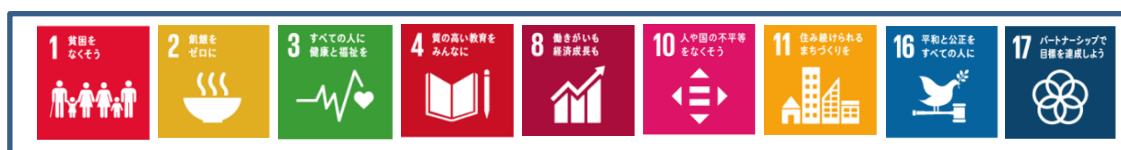
- ・人口減少と少子高齢化がさらに進むことが予測されており、高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯が増加すると見込まれます。
- ・自助や公助だけでは限界があり、住民の相互の協力と支え合いによる互助や、介護保険等の相互負担による共助が必要となっています。
- ・近年は、非正規雇用の増加やコロナ禍による経済環境の変化などにより、十分な収入が得られないため、生活に困窮する若年層も増えています。
- ・生活保護の保護率は令和2（2020）年度まで年々減少傾向にありますが、コロナ禍による経済環境の変化により保護率が上昇傾向で推移すると見込まれます。
- ・ひきこもり、生活困窮、8050問題^{*1}、ヤングケアラー^{*2}など、地域や家庭において住民が抱える課題は増加し、内容も複雑化・複合化しています。
- ・DV被害は潜在化しやすく、相談につながっていない被害者もいると予想されることから、相談窓口の周知と支援体制の強化が必要です。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値（R9）
地域住民助け合い活動団体数	122 団体 (R3)	133 団体
避難行動要支援者支援事業協定 締結自治会数（累計）	176 自治会 (R3)	186 自治会
生活保護世帯の自立件数	15 件 (R3)	20 件

【図表】





【主な取組】

- ① **：地域福祉活動への市民参加を促進する**
 - ・ 地域活動の担い手及びリーダーの発掘及び育成を行います。
 - ・ 地域福祉に関する市民の意識啓発を行います。
- ② **：地域住民による支え合い活動を推進する**
 - ・ 地域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進します。
 - ・ 行政、関係者及び関係団体との連携支援を行います。
 - ・ 災害時の避難行動要支援者支援体制の整備を推進します。
- ③ **：相談・支援体制を充実させる**
 - ・ 世代や分野を問わず、世帯全体の課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制を充実させます。
 - ・ 複雑・複合化した課題に対応するため、関係機関が連携して支援を行う体制づくりを推進します。
- ④ **：生活困窮世帯の自立を支援する**
 - ・ 生活困窮者自立支援事業を推進し、生活困窮世帯の自立に向けた支援を行います。

【各主体の役割】

市の役割	地域課題を解決する体制の構築に向けて支援を行うとともに、解決が困難な事例について、世代や分野を問わず、丸ごと受け止める体制を構築します。
市民の役割	住民一人ひとりが地域の課題について「我が事」としてとらえ、積極的に地域の活動に参画します。
事業者等の役割	包括的相談支援を実施し、介護や障害等の状況に応じた福祉サービスを提供するとともに、様々な主体と連携することで地域課題の解決に向けた取組を推進します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和5年度～令和9年度
第8期高齢者福祉計画	令和3年度～令和5年度
第3次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	令和5年度～令和9年度

※1 8050問題：80代（高齢者）の親が長期間ひきこもり状態の50代（中高年）の子どもの生活を支えるという中高年のひきこもりを抱える世帯を表す社会問題

※2 ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども

基本政策 3 誰もが生き生きと暮らすために

施策2 障害者福祉を充実させる

【施策の目指す姿】

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域とのつながりの中で自立した生活を送れるまちなっています。

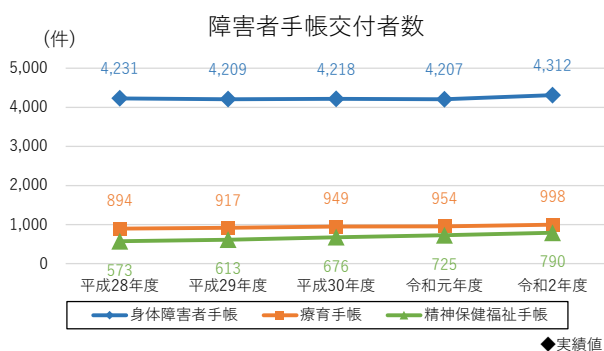
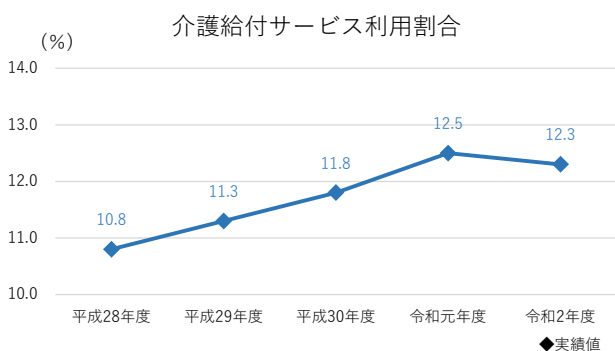
【現状と課題】

- ・地域生活において、グループホームなどの居住支援や日中の活動場所となる事業所の充実、さらに、養護者と障害者の高齢化対策が必要です。
- ・平成28(2016)年度から令和2(2020)年度において、身体障害者手帳交付者数は、おおむね横ばいで推移していますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加しています。
- ・障害福祉サービス提供事業所の充実により、サービスを利用している障害者の割合は年々増加しています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
障害者差別解消等研修 延べ参加者数	371人 (R2)	1,600人
介護給付サービス利用者割合	12.3% (R2)	14%

【図表】





【主な取組】

- ① **：障害に対する理解を促進する**
 - ・ 障害者差別解消法や手話言語条例等の普及啓発を行います。
 - ・ 障害者の社会参加の促進を行います。
 - ・ 障害者団体との連携を図ります。

- ② **：地域での障害福祉サービス・相談支援体制を充実させる**
 - ・ 基幹相談支援センターの設置を検討します。
 - ・ 相談支援専門員の人材育成に努めます。
 - ・ 地域生活支援拠点の充実に努めます。
 - ・ 障害福祉サービスの拡充及び質の向上に努めます。

【各主体の役割】

市の役割	障害者のニーズを的確に把握するとともに、市民、事業者、関係機関等と連携し、障害者計画及び障害福祉計画に基づく施策を推進します。
市民の役割	障害及び障害者への理解を深め、周囲を思いやりながら日々生活をします。
事業者等の役割	関係機関と連携し、相談支援専門員の人材育成に努めます。 関係機関と連携し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。 障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的な配慮の提供を行います。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和5年度～令和9年度
第3期障害者計画	平成30年度～令和5年度
第6期障害福祉計画	令和3年度～令和5年度

基本政策 3 誰もが生き生きと暮らすために

施策3 高齢者支援を充実させる

【施策の目指す姿】

高齢者が住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるまちになっています。

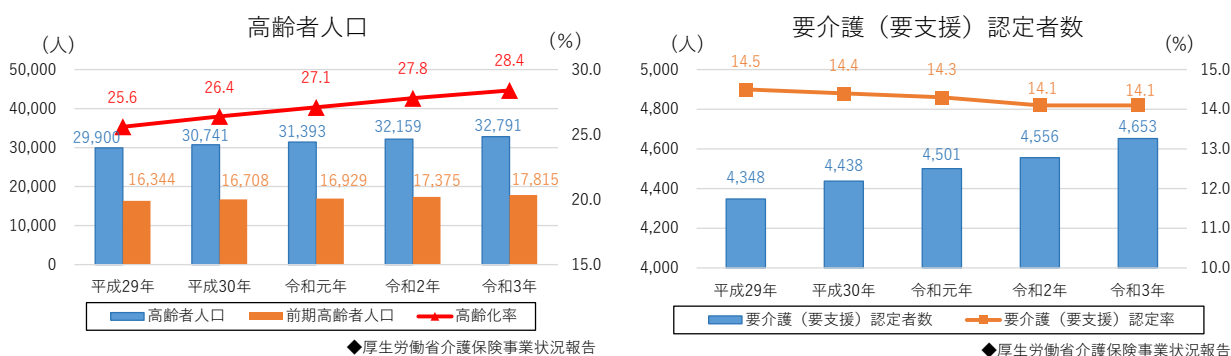
【現状と課題】

- ・本市における65歳以上の人口割合は、現状県内の他市等と比較して低い水準で推移していますが、今後高齢者人口の増加に伴い高齢化率も上昇していくと予測されています。
- ・人生100年時代と言われるようになり、日本全体の平均寿命は、年々伸び続けており、令和2(2020)年には、男性が81.6歳、女性が87.7歳となっており、今後も継続することが推計されています。
- ・要介護（要支援）者、認知症高齢者、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者、介護サービスや生活支援等の各種支援が必要な高齢者等が増加し続けています。
- ・要介護認定者数は、平成29(2017)年度の4,348人から令和3(2021)年度の4,653人まで緩やかに増加しているが、高齢化率が低いこともあり、総人口に占める要支援・要介護の割合は県内他市等よりも低くなっています。
- ・高齢者支援のために、「介護支援ボランティア」の増加、介護予防に取り組む通いの場の増加、介護サービス事業所の量・質の確保などが必要とされています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
介護支援ボランティア ポイント事業登録者数	181人 (R3)	195人
住民主体の介護予防に取り組む 「通いの場」への参加率	5.6% (R3)	6.8%
市民アンケート施策別満足度	27.3% (R1)	30.0%

【図表】





【主な取組】

① **：高齢者の社会参加を促進する**

- ・高齢者が生きがいを持って生活できるような居場所づくりを推進します。
- ・高齢者の豊富な経験や知識、技能を生かした活動による社会参加を推進します。

② **：地域包括ケアシステム※1を推進する**

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備を進めます。
- ・多様な主体による介護（フレイル※2を含む）予防に取り組む「通いの場」※3の活動を支援します。
- ・高齢者の在宅生活を支援します。
- ・認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進します。
- ・在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制整備を進めます。
- ・地域包括支援センターの機能強化を推進します。

③ **：介護保険の適正な運営を推進する**

- ・サービスの質の確保・向上が図られるよう、事業者の育成・支援を念頭に、おおむね3年に1回、介護サービス事業所を訪問し、文書・証書類等の確認やヒアリング等により運営上・報酬請求上の指導を行います。
- ・市高齢者福祉計画にて定める介護サービス基盤整備計画により、必要なサービスを適切に利用できるよう、基盤整備を進めます。

【各主体の役割】

市の役割	住民主体による通いの場の定着化の推進、運営指導の適切な実施による介護事業者の質の向上及び不正防止、介護サービス基盤の整備、制度の周知及び普及を図ります。
市民の役割	高齢者は長く自立した生活を送れるように健康づくりに励むとともに、それ以外の住民も高齢者に対する思いやりを持つことでやさしい地域をつくります。
事業者等の役割	住民主体による通いの場への支援、研修体制の確立等による介護サービスの質の向上、介護職員処遇の改善等による介護人材の確保・育成、地域交流による介護需要の顕在化を図ります。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和5年度～令和9年度
第8期高齢者福祉計画	令和3年度～令和5年度

※1 地域包括ケアシステム：要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことで、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み

※2 フレイル：加齢とともに心身が老い衰えた状態

※3 通いの場：住民が主体的に運動器の向上、低栄養改善、口腔機能向上、認知症予防に取り組んでいる活動の場

基本政策 3 誰もが生き生きと暮らすために

施策4 健康づくりを推進する

【施策の目指す姿】

全ての市民が、ライフステージに合わせて健康で心豊かに生活できる元気なまちを創出します。

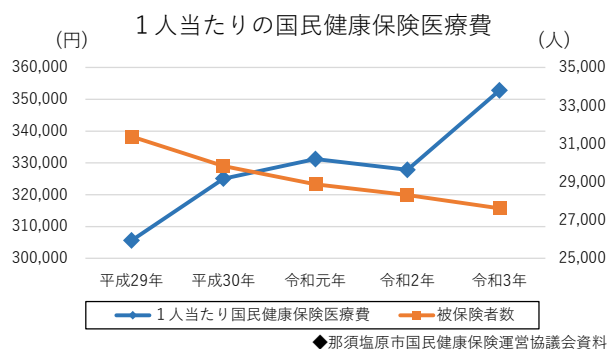
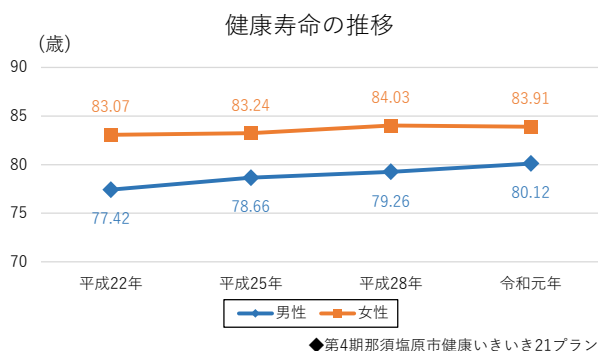
【現状と課題】

- 健康寿命の延伸を実現させるためには、健康無関心層への効果的なアプローチや無理なく健康になれる環境づくりが必要です。
- 各種検診においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診を控える傾向が見受けられることから、検診会場の体制を見直すなどの工夫が必要です。
- 国民健康保険制度においては、被保険者数が減少傾向にあるものの、高齢者加入率は増加傾向にあり、医療技術の高度化や生活習慣病の増加などにより、被保険者1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
健康寿命の延伸	男性 80.12 年 女性 83.91 年 (R1)	現状値を上回る
1人当たりの国民健康保険医療費	県内平均値以下 (R2 : 327,328 円/年)	県内平均値以下を維持

【図表】





【主な取組】

① **：ライフステージに応じた健康づくりを推進する**

・「子ども（次世代）」、「働く世代」、「高齢者」といった世代ごとの健康づくりを推奨し、全ての人が健康に関心を持ち、健康寿命が延伸することを目指します。

② **：生活習慣病及び感染症の発症予防・重症化予防を推進する**

・若いうちから健康で適切な生活習慣を身につけ、生活習慣病やフレイルを予防するための普及啓発に努めます。
 ・各種検診の受診勧奨や人間ドック・脳ドック利用者への利用費助成など、疾病の早期発見・早期治療を奨励します。
 ・感染症予防に対する知識の普及や定期予防接種の推進により、感染症のまん延防止を図ります。

③ **：国民健康保険を適正に運営する**

・国民健康保険の適正な運営を図るため、被保険者資格や国民健康保険税の適正化を推進します。
 ・ジェネリック医薬品※差額通知などを送付し、医療費への関心とジェネリック医薬品※の利用促進を図り、医療費の抑制に努めます。

【各主体の役割】

市の役割	ライフステージに応じた総合的かつ計画的な施策を実施するとともに、市民、医療機関等の事業者などと連携・協働し、健康の増進に関する取組を推進します。
市民の役割	生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に取り組みます。
事業者等の役割	健康教育、健康相談など、健康の増進のために必要な事業を推進します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第4期健康いきいき21プラン	令和5年度～令和9年度
第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成30年度～令和5年度

※ ジェネリック医薬品(後発医薬品)：新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品

基本政策 3 誰もが生き生きと暮らすために 施策5 男女共同参画社会を実現させる

【施策の目指す姿】

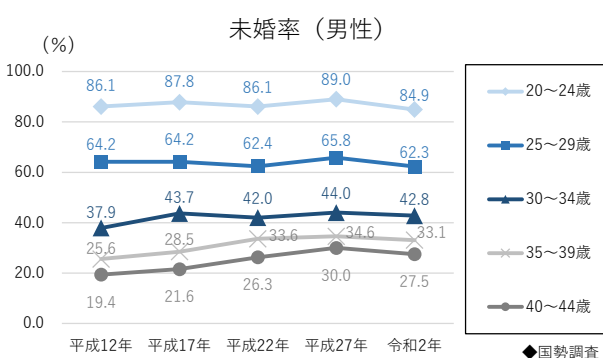
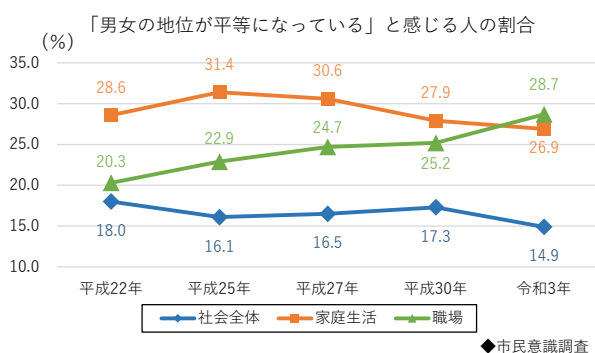
あらゆる分野で男女の立場が平等であり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実践されています。また、暴力の未然防止・再発防止に取り組んでいます。

【現状と課題】

- ・意識の中に長い時間をかけて形成されてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習が未だに存在しているため、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた取組は、継続して行う必要があります。
- ・指標の審議会等に占める女性委員の割合は、前期計画期間中も横ばいであり、未だ男性優位と考えられます。女性の活躍の場を推進するため、女性委員の登用の啓発と「女性人材リスト」の更なる充実が求められています。
- ・近年「LGBT」など、一般的に言われる「男性」「女性」という2通り以上に、多様であるという考え方が広がっています。一人ひとりの性の在り方は異なり、性の多様性はすべての人に関わるといえます。本市では、「LGBTQ+（プラス）」の人々も生きやすい、社会形成を図る必要があります。
- ・DVは、犯罪となる行為を含む人権侵害であり、絶対に許せるものではありません。しかし、DVを受けている人は、支配されていることやDVだと気付いていない人も多いため、置かれている状況を認識させるなど、DV防止の啓発が必要です。
- ・国勢調査の結果では、男女共に未婚率が高い状況が続いています。結婚を希望する男女が、理想とする相手と巡り合い、お互いが望むライフスタイルを実践することが、結婚生活のスタートとして求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
「男女の地位が平等になっている」と感じる人の割合	14.9% (R3)	23.0%
審議会等に占める女性委員の割合	31.6% (R3)	37.0%
高校生出前講座の開催校数	2校 (R3)	4校
縁結び事業のマッチング件数 (累計)	201組 (H29～R3)	300組 (R5～R9)





【主な取組】

① **：男女共同参画の意識づくりと環境整備を推進する**

- ・男女共同参画情報「みいな」及びWeb版「みいな」の発行により、市民との協働による男女共同参画を推進します。
- ・男女共同参画に関する事業等の開催により、人材の育成と啓発活動を行います。
- ・定期的な市民意識調査により、意識変化の状況を把握します。

② **：あらゆる分野における男女共同参画を推進する**

- ・審議会等における女性委員の割合を向上させるため、女性人材の情報提供や啓発を図ります。
- ・女性団体のための人材育成研修や支援を行い、地域等で活躍できる女性リーダーの育成と発掘を進めます。

③ **：男女の人権尊重と暴力の根絶を推進する**

- ・DV及びセクシャルハラスメント防止のための啓発を行います。
- ・高校生を対象とした出前講座等により、若い世代を対象とした思いやりの意識と人権を尊重する意識啓発を図ります。
- ・パートナーシップ宣誓制度を導入し、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる全ての市民の人権が尊重される社会を目指します。

④ **：男女の出会い・結婚を支援する**

- ・結婚サポートセンターの運営を適切に行います。(結婚相談・マッチング会議・結婚セミナー・結婚イベント・結婚支援事業の官民連携)
- ・とちぎ結婚支援センター那須塩原の効率的・効果的な運営を図ります。

【各主体の役割】

市の役割	男女共同参画について定期的に啓発することにより、市民や事業者が各々の役割を自覚し、若い世代から社会全体に男女共同参画の取組みを推進します。
市民の役割	一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識し、男女の人権尊重を図り、暴力の根絶を積極的に推進します。
事業者等の役割	誰もが働きやすい環境を整備し、自己主張が発揮できる職場体制を目指します。事業者が各々の男女共同参画の取組事例を発信し、その事例を多くの事業者が取り組めるよう勧めます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第4次男女共同参画行動計画	令和5年度～令和9年度
第3次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	令和5年度～令和9年度

基本政策 4 快適で便利な生活を支えるために

キーワード

空き家等対策 公共交通ネットワーク
道路ネットワークの構築

- 施策 1 計画的な土地利用を推進する
- 施策 2 良好な生活空間を提供する
- 施策 3 公共交通の利便性を高める
- 施策 4 道路の利便性を高める
- 施策 5 安全で安心な水道サービスを持続する
- 施策 6 持続的・効果的な下水処理サービスを提供する

基本政策 4 快適で便利な生活を支えるために

施策1 計画的な土地利用を推進する

【施策の目指す姿】

地域の特性に応じた計画的な土地利用が行われ、集約型都市構造への転換が図られるとともに、豊かな自然と都市機能が調和したまちになっています。

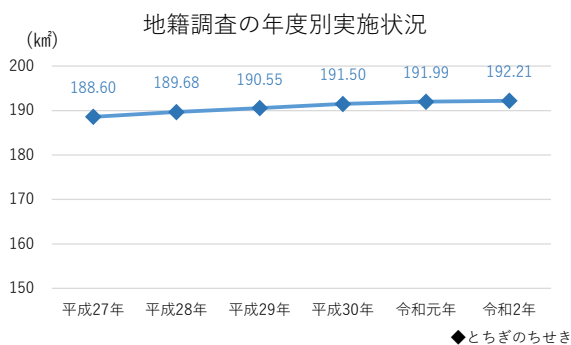
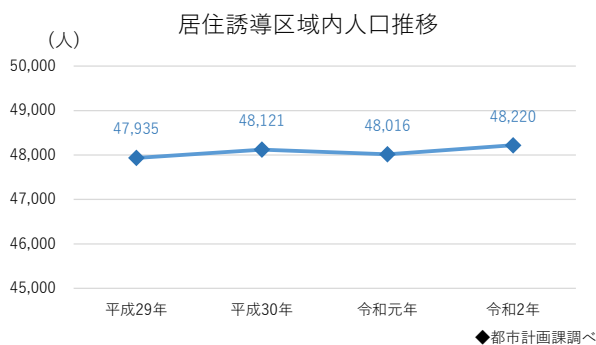
【現状と課題】

- ・人口推計では、今後急激な人口減少や少子高齢化が進むとともに、地域による人口増減の差も大きいと予測されています。税収が減少する中、持続可能なまちづくりに向け、拠点性を高め、居住と都市機能の誘導が必要です。
- ・令和2(2020)年度の居住誘導区域内人口については、立地適正化計画策定年度の平成29(2017)年度比0.5%となっており、緩やかに誘導が図られています。
- ・地籍が不明瞭な地域において、土地に関する経済活動や行政活動の円滑化が必要であることから、土地の地籍の明確化が求められています。
- ・高まる開発需要により、景観を損なうことがないように、建築物や工作物の色彩、形態意匠等の基準を定め、自然との調和を図る必要があります。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
居住誘導区域内人口の増加率	平成29年度比 0.5% (R2)	平成29年度比 1.1%以上
地籍調査実施面積	192.21km ² (R2)	192.89km ²

【図表】





【主な取組】

① **：効率的な土地利用を推進する**

- ・国土利用計画那須塩原市計画に基づき、効率的で、環境に配慮し、安全安心に暮らせる土地利用を推進します。
- ・土地利用関係法令や開発許可制度により、良好な市街地形成を図ります。
- ・立地適正化計画に基づき、誘導施策を用いて、居住及び都市機能の誘導についてインセンティブを講じ、緩やかに誘導を図ります。
- ・土地の地籍の明確化を図り、円滑な土地利用を推進するため、地籍調査を実施します。

② **：良好な景観を形成する**

- ・景観条例に基づき、建築物や工作物の色彩及び形態意匠の基準を定め、自然との調和を図ります。

【各主体の役割】

市の役割	土地利用や景観形成に関する法令・計画に基づく適正な運用・周知・勧告等を行います。
市民の役割	土地利用や景観形成に関する法令・計画に基づき、土地利用や景観形成に協力します。
事業者等の役割	土地利用や景観形成に関する法令・計画に基づき、地域特性や周辺環境に配慮した土地利用や景観形成に努めます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
国土利用計画那須塩原市計画	平成 29 年度～令和 9 年度
都市計画マスタープラン	平成 21 年～令和 7 年
立地適正化計画	平成 29 年～
景観計画	平成 21 年～
第 7 次国土調査事業十箇年計画	令和 2 年度～令和 11 年度

基本政策 4 快適で便利な生活を支えるために 施策2 良好な生活空間を提供する

【施策の目指す姿】

自然と調和し、市民が安心して暮らせる良好な生活環境の空間が形成され、安らぎのある暮らしが提供されています。

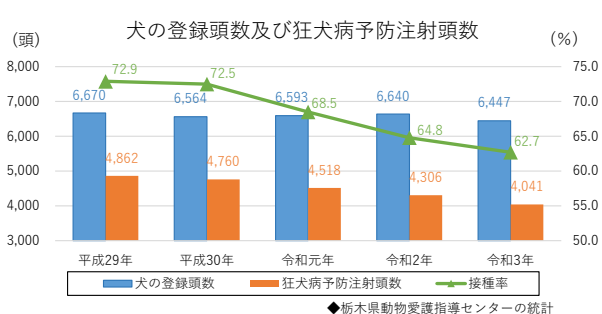
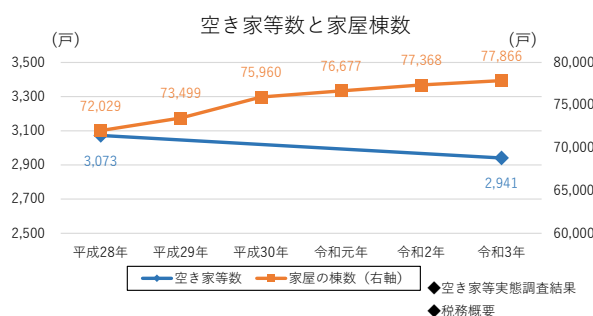
【現状と課題】

- ・ 少子高齢化問題が深刻化しているにもかかわらず住宅総数は増加傾向にあることから、今後も空き家等は増加していくものと予測されます。また、近年は所有者不明の空き家等も増加傾向にあり、管理不全な空き家等による生活環境への影響が懸念されています。
- ・ 市営住宅の木造平屋は耐用年数を超えており、中層建物を含めた施設の統廃合が求められています。
- ・ 高齢化や子育て世代などへの対応など、建物の更新に合わせ利用者のニーズを把握し、時代にあった整備が求められています。
- ・ 地域の特性を生かした様々な公園や広場などが整備されており、都市公園等長寿命化計画に基づき施設の更新を行っていますが、公園開設後、30年以上経過した公園が多く、生活ニーズの変化に対応する公園整備が求められています。
- ・ 帰属公園の老朽化に対する施設更新や樹木管理が行き届いていないところが多く、今後、管理経費の増大が懸念されています。
- ・ 近年、狂犬病予防注射の接種率が低下しています。狂犬病は発症後の治療法が存在しないことから、感染の予防そのものが重要な対策となるため、接種率の向上が求められています。
- ・ 市有墓地は、使用者の特定が完了し、墓地台帳が整ったため、令和4年度から管理料の徴収を開始しています。今後は、管理料を活用した適正な施設の管理が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
空き家等率	3.78% (R3)	3.68%
適正な市営住宅の管理戸数	759戸 (R3)	689戸
狂犬病予防注射の接種率	62.7% (R3)	70%

【図表】





【主な取組】

- ① **：空き家等を有効活用する**
 - ・空き地・空き家等の適正管理・利活用施策の周知を図るなど、管理不全化の防止に取り組めます。
 - ・空き家バンクの利用促進による空き家の有効活用及び定住者の増加を図ります。
 - ・管理不全な空き家等に対する措置を実施します。
- ② **：市営住宅を適正に管理する**
 - ・需要と供給のバランスを考えた適正な戸数を確保します。
 - ・市営住宅の有効活用を検討しながら、良好な住居水準と安全性の確保に取り組めます。
- ③ **：公園を適正に管理する**
 - ・都市公園等長寿命化計画に基づく取組を推進します。
 - ・指定管理者制度等の活用による都市公園の適正な管理を行います。
- ④ **：ペットの適正飼養を促進する**
 - ・狂犬病予防注射の接種率向上のため、動物病院との連携を図りながら、市民が飼育する犬の登録と予防注射の管理を行います。
 - ・ペットの正しい飼い方等のパンフレット及びふん害防止看板等を配布し、飼育のマナーに関する啓発を行います。
- ⑤ **：市有墓地を適正に管理する**
 - ・墓地管理料を適切に徴収し、管理費用を確保することで墓地の良好な環境を維持します。
 - ・市有墓地使用者を適正に把握し、使用者不明区画の再活用を検討します。

【各主体の役割】

市の役割	市民、事業者と連携しながら地域の特性を活かした美しい街並みや憩いの場づくりを進め、良好な生活環境づくりを推進します。
市民の役割	住むまちに愛着と誇りを持ち、地域の良好な生活環境形成のため、一人ひとりが協働し良好な生活環境づくりとその実践に努めます。
事業者等の役割	自治体や地域住民などと協力して地域全体が安心して暮らすことができるよう、生活環境の創出に努めます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
住生活基本計画	平成 30 年度～令和 9 年度
空き家等対策計画	平成 29 年度～令和 9 年度
市営住宅長寿命化計画	平成 30 年度～令和 9 年度
公園施設長寿命化計画	令和 5 年度～令和 14 年度

基本政策 4 快適で便利な生活を支えるために

施策3 公共交通の利便性を高める

【施策の目指す姿】

地域バスを始めとした利便性の高い公共交通によって、快適な移動が行われています。

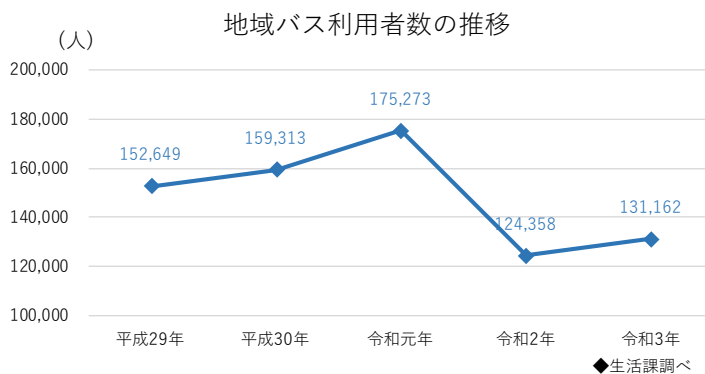
【現状と課題】

- ・ 自家用車による移動が中心となっている現在の社会生活において、地域バスは高齢者や高校生等の移動手段として大きな役割を担っており、日常生活に不可欠な生活路線として市民のニーズを的確にとらえた効果的な運行が求められています。
- ・ 人口推計結果では、少子高齢化や人口減少がさらに進むことが予測されており、運転免許の返納などにより、自家用車による移動が困難な市民の増加が予測される一方で、人口減少時代に合った効率的で持続可能な公共交通が必要となっています。
- ・ IT を活用した配車サービスや自動運転技術の開発が進められており、公共交通分野における IT 等の技術活用により、一層の利便性向上が期待されています。
- ・ ニーズの多様化や高齢化の進行に対応するため、最新の技術を活用し、広域的かつ総合的な公共交通ネットワークを構築することが求められており、近隣の市町と連携した公共交通網の形成に取り組んでいます。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
地域バスの年間利用者数	131,162 人 (R3)	159,000 人
公共交通人口カバー率	70.6% (R2)	100%

【図表】





【主な取組】

① : 地域バスの利用を推進する

- ・ 利便性の向上や交通空白地の解消に向けた運行ダイヤの改善や地域バスの再編を進めます。
- ・ 地域公共交通の維持確保に向け、交通事業者に対する補助金の交付その他の取組を行います。
- ・ 路線バス無料乗車イベントなど地域公共交通利用のきっかけづくりを行います。
- ・ 交通系 IC カードの導入に向け、検討を行います。
- ・ MaaS^{※1}や自動運転、グリーンスローモビリティ^{※2}など新しい技術や考え方を取り入れた取組の検討を行います。

② : 広域的かつ総合的な公共交通ネットワークを構築する

- ・ 那須地域公共交通マップを作成し、配布します。
- ・ 共通乗車券の活用等による近隣市町のコミュニティバスとの連携促進を目指します。
- ・ 近隣市町との行政界において、コミュニティバスの相互運行等の手段により接続性の確保を図ります。

【各主体の役割】

市の役割	効率性、利便性、持続可能性に配慮した公共交通網の整備を行います。
市民の役割	可能な範囲でノーマイカーに取り組み、積極的に公共交通を利用します。
事業者等の役割	交通事業者は、公共交通の機能確保及び向上に向け、行政や他の事業者と連携して必要な取組に努めます。 事業者等は従業員等の通勤時に積極的な公共交通利用を呼びかけます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画	令和5年度～令和9年度
第2次地域公共交通計画	令和5年度～令和9年度

※1 MaaS(マース): 「Mobility as a Service」の略。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行うサービス

※2 グリーンスローモビリティ: 時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称

基本政策 4 快適で便利な生活な生活を支えるために

施策4 道路の利便性を高める

【施策の目指す姿】

道路の整備が進み、安全で快適・便利な道路網が確保されています。

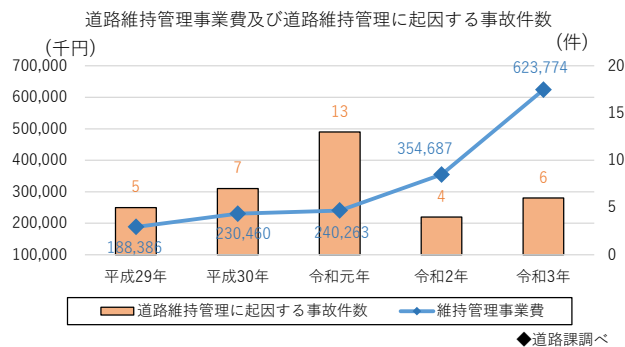
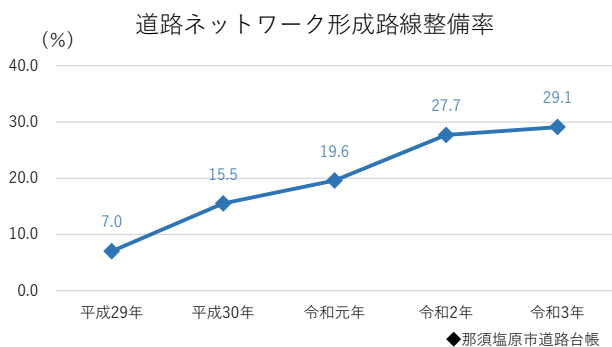
【現状と課題】

- ・広域拠点、地域拠点、生活拠点など分散した各拠点及び近隣市町との連携を促進するため、骨格道路等の整備に取り組んできましたが、道路ネットワークを形成するには至っておらず、引き続き事業に取り組んでいく必要があります。
- ・道路の利便性及び安全性を高める補助幹線道路や生活道路の整備、安心して通行できる歩行空間の整備については、市民からのニーズが高いものの十分に答えられていない部分があり、優先的に進めるべき課題といえます。
- ・既存道路については、自動車交通量の増加に加えて道路施設の老朽化も進んでいることから、舗装修繕や道路施設のメンテナンスを計画的に実施することで道路機能の維持保全に努めていきます。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
道路ネットワーク形成路線整備率	29.1% (R3)	80.1%
歩行者に係る交通事故発生率	13.3% (R2)	8.3%
道路維持管理に起因する事故件数	6件/年 (R3)	0件

【図表】





【主な取組】

① **体系的な道路網を整備する**

- ・重要物流道路や近隣市町及び各拠点間の連携を強化する骨格道路等を整備することにより、道路ネットワークを構築します。

② **生活道路や歩道等を整備する**

- ・地域内の利便性を高めるため、生活道路の整備や地域住民による整備・管理の支援を実施します。
- ・「那須塩原市通学路安全対策プログラム」などに基づき、安心して通行できる歩行空間の整備を行い、人にやさしい道づくりを推進します。

③ **道路機能を保全する**

- ・傷んだ舗装や老朽化した道路施設の計画的な維持修繕を行うとともに日常パトロールの強化を図ります。
- ・道路施設のメンテナンスを適切に行い、予防保全型の管理を推進します。
- ・道路愛護活動の普及を図り、道路愛護の思想を拡充します。

【各主体の役割】

市の役割	道路ネットワークの構築を図り、都市軸の連携強化、市街地間交通の円滑処理及び交通拠点へのアクセス向上を推進していきます。
市民の役割	道路愛護活動や道路の花いっぱい事業等の実施を通して、居住環境の改善に取り組みます。
事業者等の役割	道路愛護活動や道路の花いっぱい事業等の実施を通して、居住環境の改善に取り組みます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2次道路整備基本計画	平成29年度～令和9年度
道路施設長寿命化修繕計画	平成31年度～令和9年度
道路舗装修繕基本計画	令和2年度～令和9年度

基本政策 4 快適で便利な生活を支えるために

施策5 安全で安心な水道サービスを持続する

【施策の目指す姿】

安全で安心な水道サービスが持続され、市民に信頼される水道が普及しています。

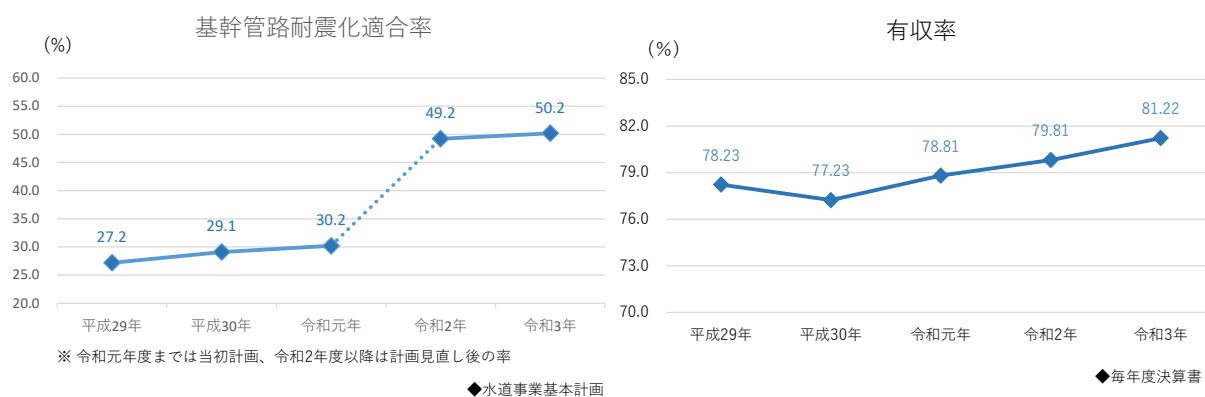
【現状と課題】

- ・市民アンケートでは、施策の重要度で「安全で安心な水道サービスを持続する」の順位が2位となっており、満足度の順位では1位となっていることから、継続して市民に信頼される水道サービスの提供が求められています。また、専用水道等の設置者においても、適正な水質管理が求められています。
- ・水道施設の老朽化が進んでいることや、東日本大震災や水害などによる水道施設の被害の経験から、老朽化施設の効率的な更新や水道施設の耐震化などの災害対策が求められています。
- ・人口推計では、今後急激な人口減少が進むとともに、地域による人口増減の差も大きいと予測されており、水道事業においても給水人口の減少に伴い給水収益の減少が予想されます。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
水道水の水質基準適合率	100% (R3)	100%
水道施設（浄水施設）の耐震率	0% (R3)	49.4%
基幹管路耐震適合率	50.2% (R3)	58.9%

【図表】





【主な取組】

① **：水道水の安全を確保する**

- ・水質検査を実施し、安全な水道水を供給していきます。
- ・指定給水装置工事事業者に対する的確な指導を継続します。
- ・専用水道、簡易専用水道及び小規模水道への定期的な立入検査を実施します。

② **：強靱な水道施設を整備する**

- ・水道施設の耐震化を計画的に進めます。
- ・重要な施設に繋がる水道管を優先的に更新し、計画的な管路の耐震化を進めます。

③ **：安定的な事業運営を持続する**

- ・健全な経営のため、経営戦略の事後検証及び必要に応じた見直しを実施します。
- ・水道水の安定供給のため、漏水の早期発見と再発防止に努めます。
- ・水道事業が持続できるよう、近隣市町との広域連携について検討を進めます。
- ・技術継承及び人材育成のため、庁内研修会を実施します。

【各主体の役割】

市の役割	水道事業基本計画に掲げた「市民に信頼される水道」をスローガンに、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から、安全で安心な水を供給するため、持続可能な事業運営を継続します。
市民の役割	給水装置の適切な維持管理と日常の節水を心がけ、断水等の非常時に備え飲料水を備蓄します。
事業者等の役割	給水装置や受水槽の適切な維持管理を行い、水質異常や非常時等に備えた事業体制を強化し、市との連携を図り対応します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
水道事業基本計画	平成 29 年度～令和 9 年度

基本政策 4 快適で便利な生活な生活を支えるために 施策 6 持続的・効果的な下水処理サービスを提供する

【施策の目指す姿】

地域特性に応じた生活排水の処理が実現し、快適で衛生的な生活環境になっています。

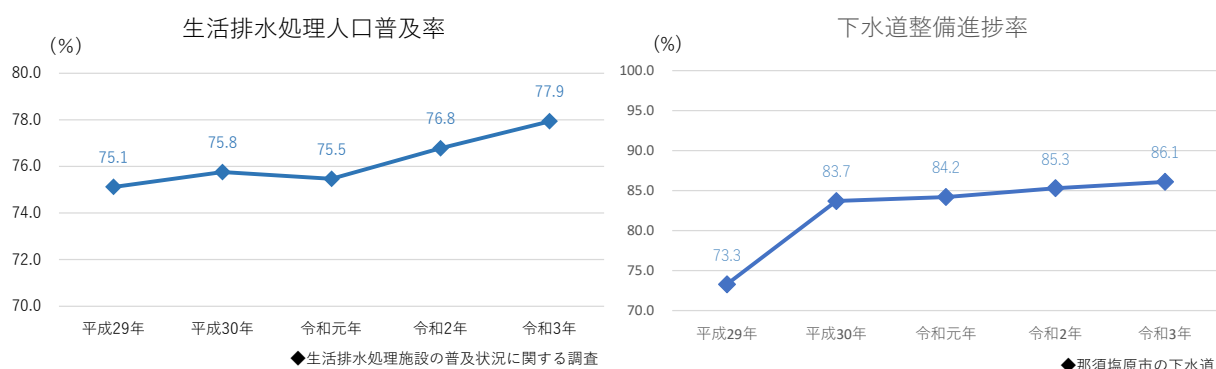
【現状と課題】

- ・市民アンケートでは、「持続的・効果的な下水処理サービスを提供する」の項目が、満足度・重要度ともに上位に位置しており、市民の関心が高い結果となっています。
- ・下水道等の整備が進み、生活排水処理人口普及率や下水道水洗化率は年々上昇しているものの、県内他市と比較してまだ低い水準となっています。
- ・約2万4千人の市民が、単独浄化槽又はくみ取り便槽を利用し、生活雑排水が未処理のまま放流されていることから、生活環境の改善のため、合併処理浄化槽への早急な転換と浄化槽の適切な維持管理が求められています。
- ・多くの下水道施設が老朽化に伴う更新時期を迎えるなか、人口減少により使用料の大幅な増収は見込めない状況から、限られた財源のなかで効率的かつ効果的な汚水処理を行うため、経済性等を勘案の上、地域の実情に応じた下水道事業と浄化槽事業の区域を見直し、持続可能な事業運営が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
生活排水処理人口普及率	77.9% (R3)	83.0%
下水道整備進捗率	86.1% (R3)	94.7%

【図表】





【主な取組】

- ① **：地域の実情に応じた快適な生活排水処理施設を促進する**
 - ・ 地域の実情に応じた効率的かつ経済的な整備手法による生活排水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を目指します。
 - ・ 下水道接続や合併処理浄化槽によるトイレの水洗化を促進します。
 - ・ 合併処理浄化槽への転換を促進し、浄化槽の適切な維持管理を推進します。
- ② **：強靱な下水道施設とするため延命化・耐震化を推進する**
 - ・ 下水処理施設の耐震化を推進します。
 - ・ 施設の老朽化に対応するため、ストックマネジメント計画による施設の長寿命化を推進します。
- ③ **：健全かつ安定的な事業経営を持続する**
 - ・ 効率的かつ効果的な経営のため、経営戦略の事後検証及び必要に応じた見直しを実施します。
 - ・ 汚水処理に係る費用を下水道使用料のみで運営できるよう、更なる健全経営に努めます。
 - ・ 事業費用の抑制を図るため、県及び近隣市町との広域化や共同化を検討します。

【各主体の役割】

市の役割	第2期下水道中期ビジョンに掲げた「めぐる水 未来へつなぐ 快適な暮らし」をスローガンに、「快適」「強靱」「持続」の3つの基本方針から、適切な下水処理により公共用水域を保全するため、持続可能な安定した事業運営を行います。
市民の役割	快適で衛生的な水環境を意識し、下水道管のつまりや悪臭の原因となる油類や生ごみを流さないようにします。また、浄化槽を適切に維持管理します。
事業者等の役割	事業活動により発生する汚水を適正に排水するため、排水設備や除害施設等の適切な維持管理を行います。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
生活排水処理基本構想	平成 28 年度～令和 32 年度
第2期下水道中期ビジョン	令和 3 年度～令和 12 年度
一般廃棄物処理基本計画	令和 5 年度～令和 14 年度
下水道ストックマネジメント計画	令和 3 年度～令和 7 年度

基本政策 5 地域の力と交流を生み出すために

キーワード

市民協働による地域づくり 多文化共生
駅周辺地区活性化

施策 1 市民協働による地域づくりを推進する

施策 2 姉妹都市交流・国際交流を推進する

施策 3 中心市街地を活性化させる

基本政策 5 地域の力と交流を生み出すために

施策1 市民協働による地域づくりを推進する

【施策の目指す姿】

地域に暮らし関わる人が、課題解決のため協力し合うことにより、つながりを感じられる地域が作られています。

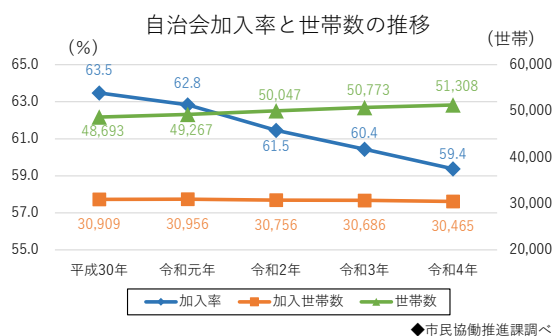
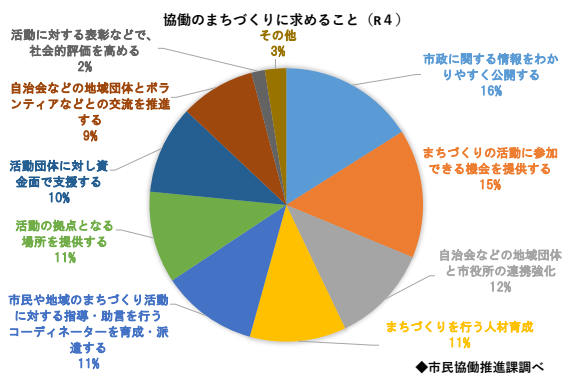
【現状と課題】

- ・人口推計では、今後急激な人口減少と少子高齢化が進むとともに、地域による人口増減の差も大きいと予測されています。また、核家族化や単身世帯の増加などによって、地域住民同士のつながりの希薄化が危惧されています。
- ・人々の価値観やライフスタイルの多様化による人同士の関わり方の変化により、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。
- ・自助や公助には限界があり、市民や団体、行政等それぞれが持つ得意分野を生かし、自助・共助・公助の連携が求められています。
- ・自治会への加入・活動参加を促す取組を行っているものの、世帯数が増加する一方で自治会加入率は年々減少しています。また、役員の担い手が高齢化しており若い世代の参加が求められています。
- ・市民アンケートでは、「市民協働による地域づくりを推進する」ことへの関心が低い結果となったことから、市民協働に対し、その認知度や理解を高める必要があります。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
協働による事業実施率	60.8% (R2)	80%
自治会加入率	59.4% (R4)	60%
自治総合センターコミュニティ助成件数(累計)	9件 (H30～R4)	12件 (R5～R9)

【図表】





【主な取組】

① **協働のまちづくりを推進する**

- ・市民に対する「協働のまちづくり」の意識を高めるため情報発信を行います。
- ・「協働のまちづくり」に取り組む市民が学べる場を提供し、世代を問わず誰もが協働に関わるための仕組みづくりを進めます。
- ・市民活動が活発に行われるよう支援します。
- ・職員が積極的に地域に関わるための意識改革に取り組みます。

② **自治活動を促進する**

- ・自治会への加入を促進します。
- ・積極的な広報及び啓発を行い、自治会の主体的な活動を支援します。

③ **コミュニティ活動を促進する**

- ・研修や意見交換等のコミュニティ活動を行うための場を提供します。
- ・助成事業を活用し、コミュニティの活発な活動を支援します。

【各主体の役割】

市の役割	市民協働のまちづくり推進のため、地域及び行政内部に意識を浸透させる役割を担い、地域の活動を支援します。
市民の役割	まちづくりにおける重要な役割を果たすため情報収集に努めるとともに地域社会の一員として地域活動・市民活動及び社会貢献活動に積極的に参加します。
事業者等の役割	団体の持つ特色を生かし、地域社会の一員として問題解決に取り組むとともに、交流・活動の場を提供します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
協働のまちづくり行動計画	令和5年度～令和9年度

基本政策 5 地域の力と交流を生み出すために

施策2 姉妹都市交流・国際交流を推進する

【施策の目指す姿】

本市と姉妹都市の市民同士が、友好親善と相互交流を行っています。

外国人が生き活きと生活し、暮らしやすいまち、過ごしやすい町、交流の街になっています。

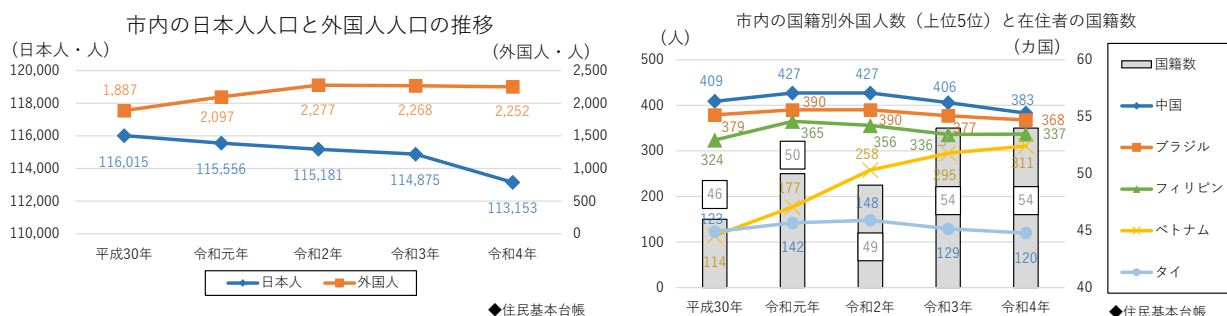
【現状と課題】

- 本市は海外においてオーストリア共和国リンツ市、国内においてひたちなか市、新座市、滑川市と姉妹都市提携をしていますが、近年は、新型コロナウイルス感染症拡大により、交流事業の自粛が続いていました。今後は、感染対策を行い、協定に基づいた様々な分野における交流促進を図り、経済成長に繋げていく必要があります。
- 本市の在住外国人の人口は、東日本大震災により一時的には減少したものの、その後は増加傾向に戻り、令和2年に約2,300人まで回復しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、再び減少しているのが現状です。ウィズコロナ、アフターコロナとしての新しい生活では、在住外国人との共生はもとより、新たな外国人が安心して住める地域づくりが求められます。
- 東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に合わせて、オーストリアと共に様々なホストタウンの連携事業を実施しました。これらの取組を一過性で終わらせることなく、大会のレガシーについて、次世代に引き継いでいくことが重要です。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
姉妹都市との相互交流事業 (累計)	29 事業 (H29～R3)	31 事業 (R5～R9)
日本語教室の延べ受講者数	15 人/年 (R3)	90 人/年
市内在住外国人の数	2,252 人 (R4.1.1)	2,400 人
オンライン交流回数	10 回/年 (R3)	15 回/年

【図表】





【主な取組】

① **：姉妹都市交流を促進する**

- ・国内姉妹都市との交流事業を促進し、市民レベルでの相互交流と友好親善を行います。
- ・海外姉妹都市について、姉妹都市提携 10 周年イベントやオンラインを活用した交流事業を行います。

② **：国際交流を推進する**

- ・国際交流協会の魅力ある運営と会員増を図り、様々な事業の展開により地域住民との交流を促進します。
- ・国際交流員を活用した通訳、翻訳、連絡調整業務を行い、スムーズに事業を促進します。
- ・海外都市連携事業を推進するため、普及促進PR動画の作成や交流フェスタを開催します。

③ **：多文化共生の地域づくりを推進する**

- ・外国人生活相談窓口を継続し、外国人の生活不安やトラブル等の解消を図ります。
- ・国際交流を担う人材育成や外国人コミュニティの把握に努め、地域住民との交流を図ります。
- ・多言語版生活ガイドの言語の充実を図り、誰もが安心して生活できるまちにします。

④ **：ホストタウンレガシーの取組を推進する**

- ・「スポーツ」の魅力を創出、「音楽」の魅力を生み出し、「食」の魅力を生み出し、「環境」に優しい取組、「共生社会」の実現の、5つの分野における交流を継続します。

【各主体の役割】

市の役割	国際交流協会への支援を強化し、暮らしやすいまちづくりを展開します。言語の課題解消や多文化共生地域づくり、イベントによる交流の場を提供することにより、過ごしやすい町にします。
市民の役割	多文化への理解を深め、外国人と助け合いながら生活します。スポーツや音楽などの分野で、ホストタウンレガシーを継承していきます。
事業者等の役割	国際交流協会の支援者となり、各事業のスムーズな運営に協力します。ホストタウンレガシーにより、持続可能なまちの構築に向けて、地域活性化、ブランド力の向上、次世代を担う人材の育成に協力します。

基本政策 5 地域の力と交流を生み出すために

施策3 中心市街地を活性化させる

【施策の目指す姿】

駅周辺地区が活気のある街並みとなることで、中心市街地に市内外から多くの人が訪れ、商店街を中心に賑わいが生まれ、人々が集う交流の場となっています。

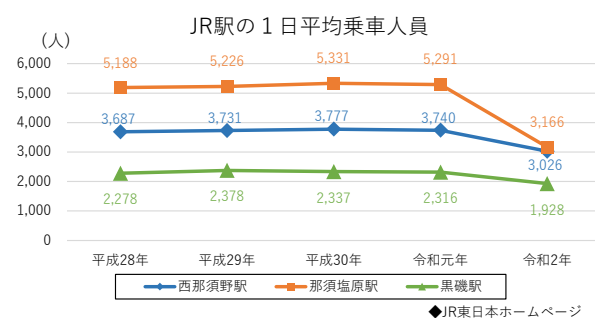
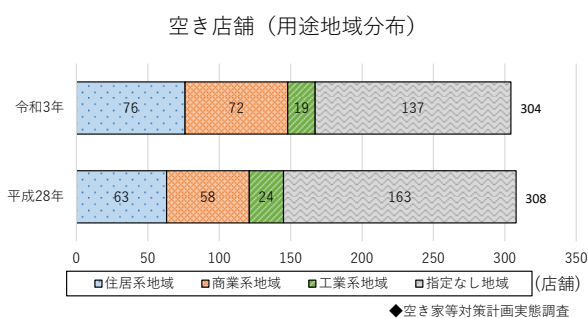
【現状と課題】

- ・商業施設、居住地等の立地の郊外化が進み、駅周辺地区の中心市街地はかつての賑わいを失っています。また、商店街では事業主の高齢化や後継者不足、空き店舗の増加等、衰退が進んでいます。
- ・市民アンケートでは、中心市街地活性化に対する施策の満足度が低く、更なる取組の強化が求められています。
- ・黒磯駅周辺では、那須塩原市まちなか交流センター「くるる」と那須塩原市図書館「みるる」が開館したため、相互に連携を図り、人の流れを作り出す取組が必要となっています。
- ・那須塩原駅周辺では、新幹線停車駅にもかかわらず土地の利用が進んでおらず、商業施設や飲食店も少ないなどの課題があるため、栃木県北の拠点として駅周辺の目指すべき将来像を描いた、「那須塩原駅周辺まちづくりビジョン」を策定しました。今後は、その実現に向けた取組が必要となっています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
まちづくり施策「中心市街地を活性化させる」の市民満足度*	△0.33 (R1)	0
中心市街地の空き店舗数	72件 (R3)	77件 (R8)

【図表】





【主な取組】

①：駅周辺地区を整備する

- ・ 那須塩原駅周辺の賑わいを創出するため、民間活力の誘引を図るとともに、環境整備を推進します。
- ・ 黒磯駅周辺の賑わいを創出するため、駅周辺地区の基盤整備を推進します。

②：まちなかの賑わいを創出する

- ・ 商業地域等まちなかの空き店舗活用を推進します。
- ・ 商工団体や地域団体が主体的に取り組む活性化事業を支援し、西那須野駅、那須塩原駅、黒磯駅周辺地区の賑わいづくりを推進します。
- ・ まちなかの賑わいを持続するため、地域経済を支える商工団体・市民活動団体等の組織強化を推進します。

【各主体の役割】

市の役割	駅周辺の整備及びまちづくりを総合的かつ計画的に推進するとともに、市民、事業者が取り組む地域の活性化事業を支援します。
市民の役割	駅周辺のまちづくりに積極的に参画し、まちなかの賑わいづくり事業等に参加します。
事業者等の役割	市や市民などが行う駅周辺の整備及びまちづくりに積極的に協力及び参画します。また、地域との連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組みます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
那須塩原駅周辺まちづくりビジョン	令和3年～
新庁舎建設基本計画	平成30年度
那須塩原都市計画地区計画（大原間周辺地区）	平成17年～
創業支援事業計画	平成27年度～令和6年度

※ まちづくり施策「中心市街地を活性化させる」の市民満足度：市民アンケートの回答結果数から算出。
算出方法は、(「満足している」×2+「やや満足している」×1+「やや不満である」×(-1)+「不満である」×(-2)) / (回答者数合計-無回答・不明)

基本政策 6 まちの活力を高めるために

キーワード

担い手支援 持続可能な観光
企業誘致 那須塩原ブランド

- 施策 1 農林業を活性化させる
- 施策 2 畜産業を活性化させる
- 施策 3 商工業を活性化させる
- 施策 4 観光を活性化させる
- 施策 5 雇用環境を整備する
- 施策 6 農観商工の連携を強化する

基本政策 6 まちの活力を高めるために

施策1 農林業を活性化させる

【施策の目指す姿】

農家の経営基盤の強化や農地の集積により農業所得の向上を図り、農業を魅力ある産業とすることで次世代の担い手を確保し、那須塩原市らしい持続可能な農業が行われています。

林業の生産性が向上し、森林資源の適正な管理により林業経営が強化されています。

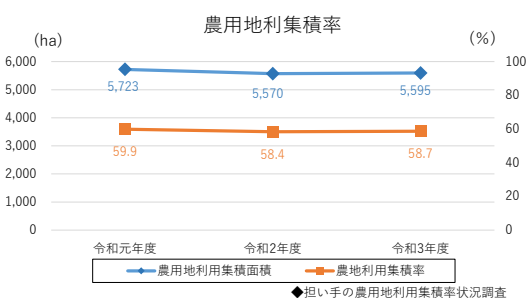
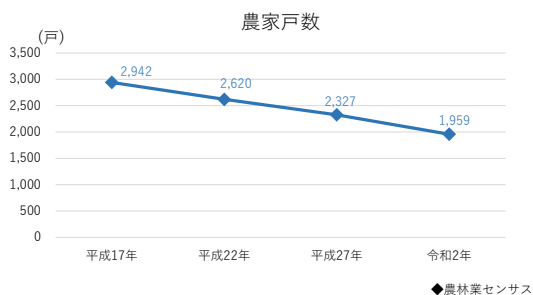
【現状と課題】

- ・ 県内他市と比較すると、「農業産出額」、「農業就業者数」、「農業就業者数当たりの農業産出額」は高い水準にあり、農業従事者の高齢化率は低くなっています。しかし、総農家数や農業就業者数は減少傾向にあり、農業従事者の高齢化や後継者不足のため、農業の担い手確保や ICT を活用した効果的な農業の推進が喫緊の課題となっています。
- ・ 農業を取り巻く環境の変化により、国内における農業生産の重要性が再認識される中、農地を良好な状態で維持・保全し、有効利用することが求められています。
- ・ 食の安全や環境への配慮に対する消費者ニーズが高まっており、安全安心な農畜産物の供給や環境負荷の低減に向けた取組が求められています。
- ・ 長期的な林業の低迷や世代交代により林業への関心が離れ、林業経営や森林管理状況の悪化が進んでおり、森林環境譲与税・森林環境税を活用した施策や適切な森林整備・管理による循環型林業の実現が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
新規就農者	11 人/年 (R3)	15 人/年
農用地利用集積率*	58.7% (R3)	60%
農業算出額	457 億円 (R2)	478 億円
林道整備率 (延長)	93.9% (R3 : 48,090m)	100% (51,208m)

【図表】





【主な取組】

- ① **：農業の担い手を支援する**
 - ・就農相談から就農、定着まで一貫した支援を行い、新たな担い手の確保に努めます。
 - ・国・県等からの情報収集のほか、関係機関との連携を深め、担い手のサポート体制を強化します。
- ② **：農業の効率化を促進する**
 - ・農作業の省力化・軽減化や高品質・低コスト生産を実現するスマート農業を推進します。
 - ・農業用機械の導入支援等により、安定的な園芸作物の生産及び高収益作物への経営転換を促進します。
 - ・農業生産性の向上を図るため、農業用排水路、農道、ほ場等の農業基盤施設を整備します。
- ③ **：農業の価値を強化する**
 - ・有機農業の推進や化学肥料・化学合成農薬の低減など、カーボンニュートラルの実現及び気候変動への適応に対する取組を支援します。
- ④ **：農地を活用する**
 - ・「人・農地プラン」に基づき、担い手への農地集積・集約化を進めます。
 - ・新規就農者の確保に努め、農地の有効活用と遊休化の防止を図ります。
 - ・効率的な農業が営まれるようにするため、農業振興地域内の農用地の確保、保全に努めます。
- ⑤ **：林業生産基盤を強化する**
 - ・施業の集約化により生産性の向上や林業経営の効率化を図ります。
 - ・林道を適切に整備することで、造林、保育、素材生産等の施業効率化を図ります。
 - ・民有林の整備や保全活動を支援します。
 - ・森林環境譲与税を活用した取組を進めます。

【各主体の役割】

市の役割	地域の特性を活かし、活力ある農業を将来にわたり継続できるよう、関係機関・団体と連携した取組を推進します。
市民の役割	農業に対する理解を深め、地元農産物の積極的な消費に努めます。
事業者等の役割	効率的かつ安定的な農業経営を営み、生産性の向上を図ります。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
元気アップアグリプラン	令和5年度～令和9年度
農業振興地域整備計画	令和元年度～
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成26年～
森林整備計画	令和3年度～令和12年度
林道橋梁長寿命化計画	平成30年度～令和9年度

※農用地利用集積率：耕作面積に占める認定農業者等の担い手が耕作している面積の割合

基本政策 6 まちの活力を高めるために

施策2 畜産業を活性化させる

【施策の目指す姿】

畜産農家の経営基盤の強化により所得が向上し、畜産業を魅力ある産業とすることで次世代の担い手を確保し、持続可能な畜産業が行われています。

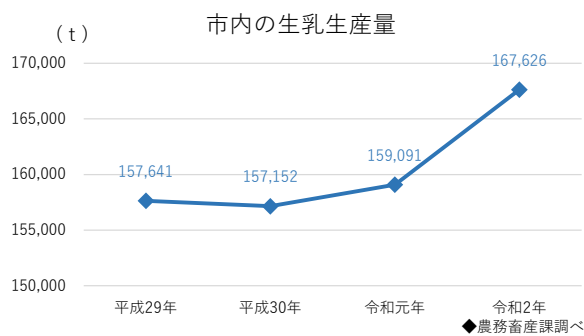
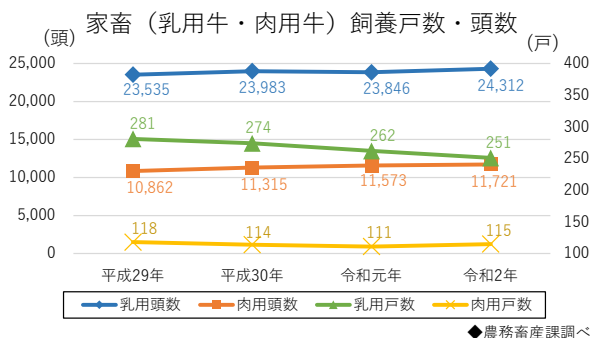
【現状と課題】

- ・本市は、首都圏からの立地・環境・気候に恵まれ酪農が盛んで、「生乳産出額全国2位のまち」として牛乳・乳製品を活かしたイベントやPR事業等を行っています。今後も引き続き、地域との調和を図りながら、魅力ある畜産業による地域活性化への取組が求められています。
- ・酪農においては、担い手の高齢化や離農により、農家、飼養戸数は減少傾向にありますが、機械化、大規模化により1戸当たりの飼養頭数・生乳生産量については年々増加しています。引き続き、生産基盤強化のため、担い手の育成や労働負担の軽減等が求められています。
- ・肉用牛生産においても、小規模繁殖農家の高齢化に伴う離農や、肥育素牛の生産基盤が弱体化しているため、生産基盤を回復するための取組が求められています。
- ・飼料価格高騰が進む中、外国産飼料の動向に左右されない自給飼料生産基盤の確立に向けた取組が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
1戸当たりの平均乳用牛飼養頭数	97頭 (R2)	143頭
生乳生産量	167,626 t/年 (R2)	185,337t/年

【図表】





【主な取組】

① **：魅力ある畜産のまちづくりを推進する**

・牛乳等による地域活性化推進条例、ミルクタウン戦略等に基づき、地域と調和を図りながら酪農を主軸とした地域活性化を図り、畜産物を活かしたイベントの開催や、消費拡大のPR活動への取組を支援します。

② **：畜産業を支援する**

・畜産・酪農の収益力・生産基盤の強化、新たな担い手の確保・育成をするため、牛群検定や畜産クラスター事業等を活用した取組を実現するための体制づくりを支援します。

・自給飼料率の向上を図るため、耕畜連携※により水田における飼料作物の生産拡大を推進します。また、農地集積・団地化や草地造成・整備により飼料生産基盤の拡充を図ります。

・畜産経営の安定化のため、家畜防疫体制の継続的な充実・強化を図るとともに、家畜伝染病予防のためのワクチン接種事業を推進します。

【各主体の役割】

市の役割	畜産農家への支援や新たな担い手の確保、自給飼料基盤の整備を図り、持続可能な経営基盤を確保するため、関係機関・団体と連携した取組を推進していきます。
市民の役割	畜産業に対する理解を深め、畜産物を積極的に消費します。
事業者等の役割	農協・酪農協等の団体や生産者により、生産基盤、経営基盤の強化を図り、畜産の振興を図ります。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
酪農・肉用牛生産近代化計画	令和3年度～令和12年度
ミルクタウン戦略	令和5年度～令和9年度
元気アップアグリプラン	令和5年度～令和9年度

※ 耕畜連携：米や野菜等を生産している耕種農家に畜産農家から堆肥を供給し、又は転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。

基本政策 6 まちの活力を高めるために

施策3 商工業を活性化させる

【施策の目指す姿】

地域の商工業が活性化され、まちが元気になっています。

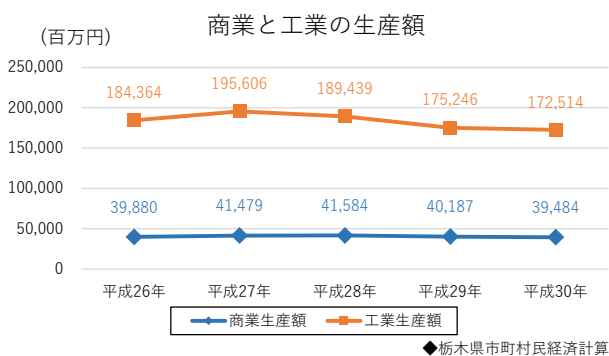
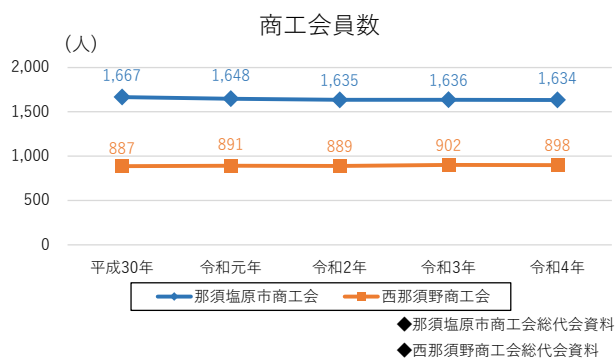
【現状と課題】

- ・中小企業者においては、人口の減少や高齢化、海外との競争の激化等、経営環境の変化に直面しており、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くものと想定されるため、ウィズコロナ・アフターコロナに対応する新たな集客イベント等への取り組みが必要となっています。
- ・市や商工会、金融機関等が連携して行う中小企業の創業・事業継続への支援強化が求められています。
- ・商工業の活性化は、税金・雇用の安定や定住人口の維持・増加につながり、定住人口の増加は、地域経済への波及効果が大きいことから、引き続き既存の中小企業の経営体力の強化を図っていく必要があります。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
卸売業・小売業の商店数	1190 店 (H28)	1190 店 (R8)
創業支援事業による創業数 (累計)	51 件 (R3)	93 件

【図表】





【主な取組】

① : 地域経済を持続的に発展させる

- ・商工団体等が取り組む商工業活性化策を支援し、地域経済の持続性の向上を図ります。
- ・創業支援を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・商工イベントに主体的に取り組む団体を支援し、まちの元気づくりを推進します。

② : 中小企業の事業活動を支援する

- ・中小企業者の経営安定化を支援するため、市制度融資の充実を図ります。
- ・経営強化を図る事業者を支援し、地域経済の活性化を推進します。
- ・中小企業者が企業価値の向上を図る取組を推進します。

【各主体の役割】

市の役割	地域経済の持続的な発展のために、関係団体と連携を図り、各種施策を推進します。
市民の役割	地域事業者等が供給する製品等の利用を通じた協力をします。 地域経済振興施策への理解に努めます。
事業者等の役割	経営改善・向上への自主努力、雇用機会の創出、労働環境の整備及び地域振興へ寄与します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
創業支援事業計画	平成 27 年～令和 6 年度

基本政策 6 まちの活力を高めるために

施策4 観光を活性化させる

【施策の目指す姿】

「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地域づくりのため、行政、観光局、事業者、市民が一体となって観光地の品質向上に取り組んでいます。

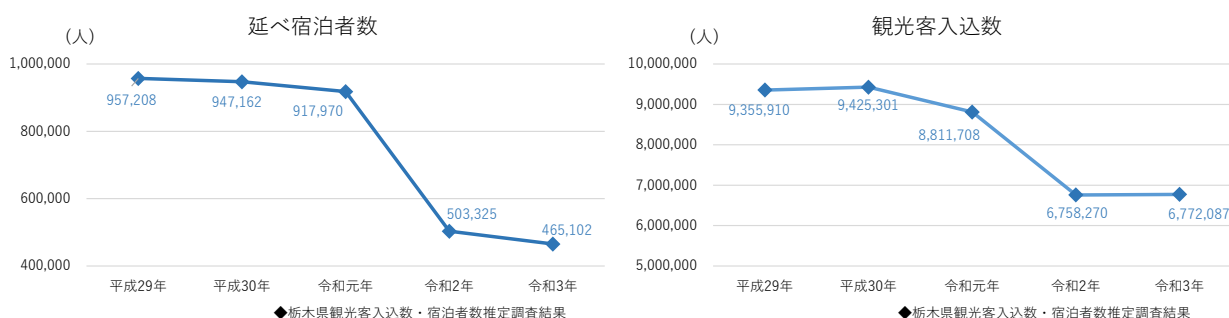
【現状と課題】

- ・ 宿泊者数及び観光客入込数は、東日本大震災後の落ち込みから回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により再び大きく落ち込んでいます。これまでの取組に加え、行政、一般社団法人那須塩原市観光局（以下「観光局」）、事業者、市民が一体となって実効性のある観光施策を推進し、持続可能な観光地域づくりに取り組む必要があります。
- ・ 日本全体の訪日外国人旅行者数及びその旅行消費額は増加を続けていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりインバウンド需要は急激に落ち込みました。コロナ後のインバウンド需要はFIT*を中心とした旅行形態に変化することが見込まれており、これに対応した施策を展開する必要があります。
- ・ 観光施設は、拠点施設、遊歩道、観光案内看板など多岐にわたっています。今後は、老朽化に伴う更新費用の増大や、施設の在り方が課題となってきます。今ある施設を効果的に活用できるよう見直しや検討を行う必要があります。
- ・ これまでの取組が認められ、グリーン・ディステーションズによる「世界の持続可能な観光地TOP100選」に令和3（2021）年・令和4（2022）年の2か年連続で選出されました。持続可能な観光地を目指し、市と観光局を中心として客観的なデータと中長期的な計画に基づく観光マネジメントが求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
延べ宿泊者数	917,970 人 (R1)	1,000,000 人
観光客入込数	8,811,708 人 (R1)	9,500,000 人

【図表】





【主な取組】

- ① **：持続的かつ競争力のある観光地域をつくる**
 - ・魅力的な観光商品やサービスの開発を推進します。
 - ・観光地としての競争力の強化を図ります。
 - ・持続可能な観光地マネジメントを推進します。
- ② **：観光客の来訪を促進する**
 - ・国内観光客を対象とした取組を推進します。
 - ・訪日外国人観光客を対象とした取組を推進します。
 - ・効果的な情報発信や集客イベント等の取組を推進します。
- ③ **：観光客受入のための社会基盤を強化する**
 - ・賑わいのある空間づくりを推進します。
 - ・観光案内や交通アクセスの充実を図ります。
 - ・安全安心な市有観光施設の管理を推進します。
- ④ **：観光地経営の基盤を強化する**
 - ・地域や事業者が連携できる体制構築を推進します。
 - ・観光消費の拡大と安定的な財源の確保を図ります。
 - ・観光人材の確保と育成を推進します。
 - ・広域連携を推進します。

【各主体の役割】

市の役割	観光マスタープランをはじめとした持続可能な観光地域づくりの指針となる各種計画を策定し、観光局と連携して戦略的な施策を推進していきます。
観光局の役割	市と連携し、観光戦略に基づく観光地経営の基盤強化を推進するとともに、プロモーション活動を通じて、国内外からの誘客促進に努めます。
市民の役割	観光地域づくりに対する理解と関心を深めるとともに、「おもてなしの心」の醸成と、持続可能な観光地域づくりに関する取組に参加するよう努めます。
事業者等の役割	事業活動を通じて質の高いサービスを提供するとともに、他産業と連携し観光による地域経済の活性化に努めます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
観光マスタープラン	令和3年度～令和9年度

※FIT：「Foreign Independent Tour」の略。外国人個人旅行者。団体旅行やパッケージツアーを利用せず個人で手配し、海外旅行を行う旅行者のこと。

基本政策 6 まちの活力を高めるために

施策5 雇用環境を整備する

【施策の目指す姿】

地元企業等への雇用を促進し、企業の立地や規模拡大を支援することで、就業環境が整備されています。

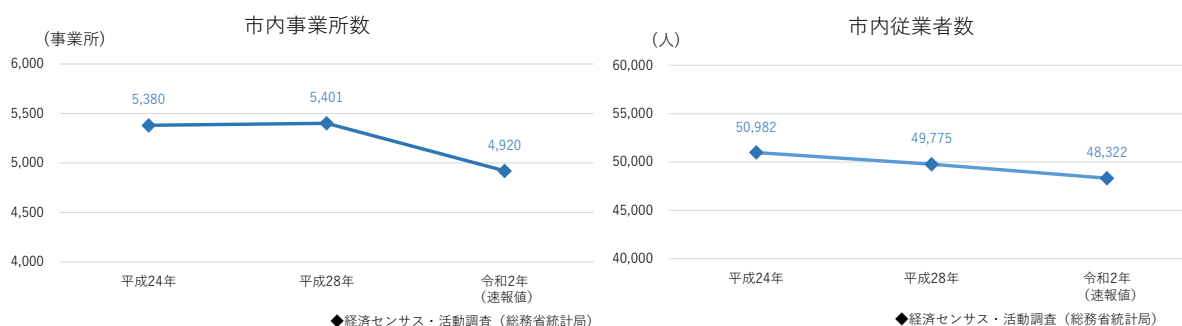
【現状と課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等で、市内外の事業者の撤退・縮小が続き、業種を問わず雇用情勢は厳しい状況となっていました。製造業や建設業を中心に回復の兆しを見せ、新規求人が増加傾向にあります。
- ・一方では、多くの求職者が事務職を希望するなど、求人・求職間のミスマッチ現象は、依然として続いています。
- ・雇用環境の充実に向け、労働局との間で締結した「雇用対策協定」に基づく事業をはじめ、県との協働によって企業誘致や既存企業の定着と規模拡大を支援するなど、関係機関と連携した取組が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
市内事業所数	4,920 事業所 (R2※)	5,000 事業所
市内従業者数	48,322 人 (R2※)	50,000 人

【図表】





【主な取組】

① : 企業の立地を促進する

- ・ 県との協働によって企業を誘致します。
- ・ 既存企業の定着と規模拡大を支援します。

② : 地元企業等の雇用を促進する

- ・ 地元企業等への就職を支援します。
- ・ 雇用対策協定に基づく事業や関係機関との連携によって雇用を促進します。

【各主体の役割】

市の役割	雇用対策協定に基づく事業や県との協働によって企業誘致を実施するとともに、地元企業への就職支援や既存企業の定着と規模拡大を支援し、市民や事業者、関係機関等と連携することで、雇用環境を整備していきます。
市民の役割	市や事業者などが行う雇用環境の整備に関する取組に積極的に協力・参画します。
事業者等の役割	雇用の維持・拡大のため、設備投資等の規模拡大を図り、市や関係機関等が行う雇用環境の整備に関する取組に積極的に協力・参画します。

※ 現状値：経済センサス・活動調査について、令和2年分として令和3年6月に活動調査が行われているが、確報値が未公表のため速報値を掲載

基本政策 6 まちの活力を高めるために

施策6 農観商工の連携を強化する

【施策の目指す姿】

産業界の傾向や流行、新技術などの情報を産業間で共有し、活用することにより、新たな地域特産品の開発や販路開拓を行い、地域産業の活性化を目指します。

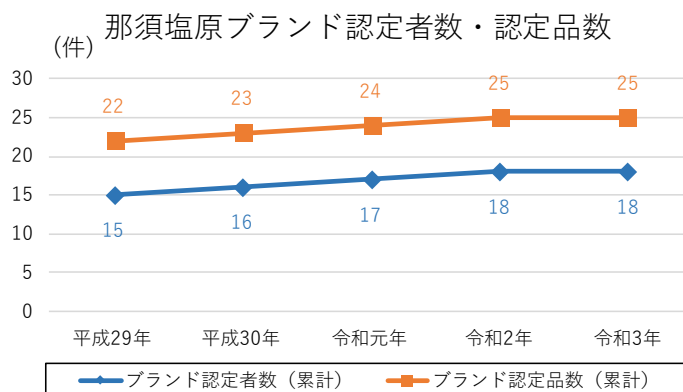
【現状と課題】

- ・農畜産物のブランド化や6次産業化※などの取組を通して、収益力の強化を図っていく必要があります。
- ・市民や事業者の那須塩原ブランド認定制度に対する認知度が低い状況であるため、更なる情報発信の強化が求められています。
- ・「道の駅」については、道路利用者が安心して自由に立ち寄れる休憩施設としての機能だけではなく、観光情報の提供や地域農産物の6次産業化※への取組など、地域の拠点としての役割が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
那須塩原ブランド認定品数	25 品目 (R3)	36 品目
道の駅「明治の森・黒磯」 推定利用者数	663,970 人/年 (R3)	796,000 人/年
道の駅「湯の香しおばら」 推定利用者数	483,629 人/年 (R3)	556,000 人/年

【図表】



◆農務畜産課調べ



【主な取組】

① **：地域特産品の認知度を高める**

- ・那須塩原ブランド認定品を中心とした地域特産品の普及、拡大を図ります。
- ・他自治体との差別化を図り、優位性を発揮するため、商品のブランド価値の向上に努めます。
- ・地産地消を推進し、地域特産品の消費拡大を図ります。

② **：農観商工間で情報を共有し活用する**

- ・農観商工連携による情報の共有及び連携の強化を図るための体制整備を進めます。
- ・「道の駅」等を有効に活用し、6次産業化等による付加価値の高い農畜産物や加工品の創出への取組を支援します。

【各主体の役割】

市の役割	地域の活性化及び産業の振興を図るため、「農・観・商・工」に携わる企業や関係団体等と連携した取組を推進していきます。
市民の役割	地域特産品に対する理解を深め、積極的な消費に努めます。
事業者等の役割	地域特産品の販路拡大や、それらを使った6次産業化による商品の開発に取り組みます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
食育・地産地消推進計画	令和2年度～令和6年度

※6次産業化：第1次産業である農林水産業に、加工（第2次産業）、流通、小売（第3次産業）を組み合わせる（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）ことで、付加価値の高い経営の多角化を目指すこと

基本政策 7 未来を拓く心と体を育むために

キーワード

子育て環境の充実 学校教育の充実
地域と学校の連携・協働
学び続けることのできる環境づくり

- 施策 1 子育て環境を充実させる
- 施策 2 学校教育を充実させる
- 施策 3 学校教育環境を整備する
- 施策 4 健全な青少年を育成する
- 施策 5 生涯学習を充実させる
- 施策 6 文化・芸術環境を充実させる
- 施策 7 生涯スポーツを充実させる

基本政策 7 未来を拓く心と体を育むために

施策1 子育て環境を充実させる

【施策の目指す姿】

安心して子育てができ、子どもたちが心豊かに育ち自立できるまちになっています。

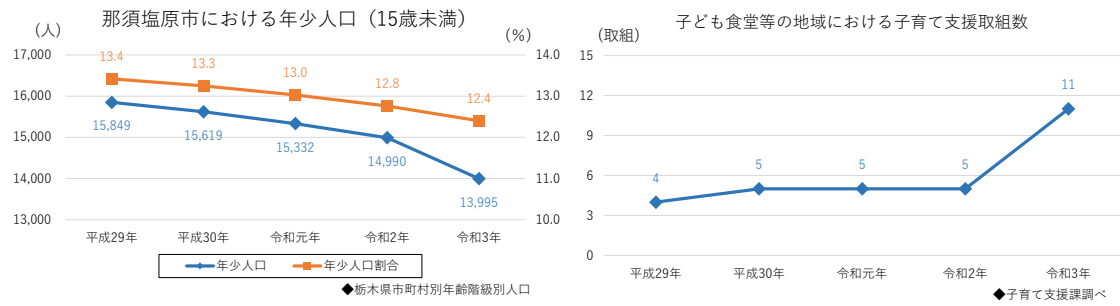
【現状と課題】

- ・15歳以下人口は、年少人口割合が県内他市より高くなっていますが、平成27(2015)年の16,025人から令和2(2020)年の14,558人と1,466人(9.2%)減少しており、少子化が急激に進んでいます。
- ・市民アンケートでは、市に今後5年間で優先的に取り組んでほしいことで「子育て環境を充実させる」とする声が最も多く、子どもを取り巻く環境の、より一層の充実が求められています。
- ・保育園等の利用においては、施設整備等の取組により待機児童ゼロを達成しましたが、働き方の変化や共働き世帯の増加などに伴い、保育ニーズの多様化への対応が求められています。
- ・同時に、今後は少子化による利用児童数の減少を見据えた保育の適正な提供体制を構築する必要があります。
- ・年々妊婦数が減少する一方で、特定妊婦^{※1}として支援が必要な妊婦は増加しています。さらに、出産後、産婦健康診査事後支援^{※2}が必要な産婦も全体の20%以上となっています。このように支援が必要な妊産婦が増えていることから、医療機関等の関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の更なる充実が必要です。
- ・子どもの発達に不安のある保護者に寄り添い、特性のある子どもが早期に適切な支援を受けることができる体制の充実も必要です。
- ・一方では、核家族化や地域における人間関係の希薄化などによる子育ての孤独化、子どもの貧困問題などがクローズアップされています。全ての子どもたちが健やかに成長できる環境、安心して子どもを産み育てていくための支援が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
待機児童	0人 (R4)	0人
妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた人の割合	85.0% (R3)	89.0%以上
子ども食堂など地域における子育て支援取組	11か所 (R3)	23か所
発達支援システム利用者数	338人 (R3)	600人
発達支援システムのつなぐ支援を利用してよかったと思う利用者の割合	45% (R3)	64% (R8)

【図表】





【主な取組】

① : 未就学児の保育環境を充実させる

- ・適切な利用調整により待機児童ゼロを継続します。
- ・多様化する保育ニーズに応じた保育の提供体制を構築します。
- ・保育士等の研修機会の充実などにより保育の質の向上を図ります。

② : 妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援する

- ・妊産婦医療、こども医療費など医療費の助成制度により子育て世帯の負担を軽減します。
- ・子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたり関係機関と連携しながら総合的な相談支援を行います。

③ : 家庭・地域での子育て支援を充実させる

- ・ファミリーサポートセンターの運営を委託し、子育てサービスが受けられるようにします。
- ・子ども・子育て夢基金を活用し、子ども食堂など地域の子育て支援活動を応援します。
- ・子どもの誕生時に、子育ての様々なサービスに使える子育て応援券を配付します。
- ・親子で楽しく過ごすことができる遊び場の設置について検討します。

④ : 発達支援体制を充実させる

- ・発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援を行います。
- ・子どもの発達特性を理解し、適切に関わります。
- ・多職種協働による相談支援を行います。

⑤ : 要援護世帯の自立を支援する

- ・関係団体と連携強化を図り、児童虐待を未然に防ぐとともに、家庭支援の充実を図ります。
- ・ひとり親世帯の自立を支援するため、給付金を活用した資格取得を促進します。

⑥ : 放課後児童対策を充実させる

- ・学童期の子どもが安心して放課後の時間を過ごせるように、公設・民設の児童クラブの健全な運営の委託・補助、指導を行います。

【各主体の役割】

市の役割	少子化が進む中で、多様化する保育ニーズや支援を要する家庭に対応する施策を実施するとともに、市民、事業者及び関係機関など地域と連携・協働し、子育て環境の充実に関する取組を推進・支援していきます。
市民の役割	家庭での子育てを見守り、必要なときに手を差し伸べることができる地域ぐるみの子育てに協力します。
事業者等の役割	ワーク・ライフ・バランスに理解を示し、仕事と子育ての両立支援策を検討し、企業も地域社会の一員として子育て支援に取り組みます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期子ども・子育て未来プラン	令和2年度～令和6年度
第2期保育園整備計画	令和2年度～令和6年度
保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム第3期	令和2年度～令和6年度
第3期発達支援システム推進計画	令和5年度～令和9年度
第4期健康いきいき21プラン	令和5年度～令和9年度

※1 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。貧困や精神疾患、複雑な家庭内事情を持っている場合など、子どもの養育に対する支援が必要とされれば特定妊婦として支援を実施

※2 産婦健康診査事後支援：産婦健康診査において、産後うつや新生児への虐待予防等の支援が必要な産婦に対する助産師・保健師等による家庭訪問による支援

基本政策 7 未来を拓く心と体を育むために 施策2 学校教育を充実させる

【施策の目指す姿】

「学びが面白い学校」の実現により、児童生徒が夢をもち、自分らしく、たくましく、心豊かに学んでいます。

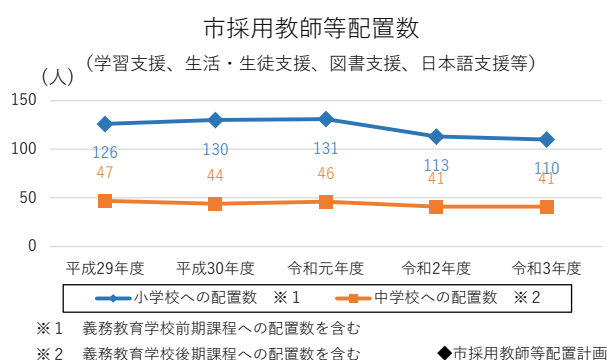
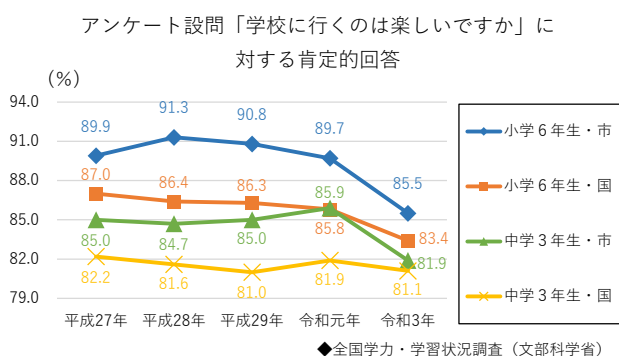
【現状と課題】

- ・本市の学校教育は「人づくり教育」を基本方針とし、これまで小中一貫教育、ICT教育、英語教育などを進めることで、特色ある学校づくりの推進やコミュニケーション力の向上に努めてきました。
- ・「学校教育の充実」は、市民アンケートの「施策の重要度平均値」と「今後5年間で優先的に取り組んでほしい施策」において上位5項目に入るなど、市民の関心度は高くなっています。
- ・市内の児童生徒数が減少傾向にある一方、配慮が必要な児童生徒は増加傾向にあり、全ての児童生徒が自己の力を伸ばすことができるよう、きめ細かな支援体制の充実が求められています。
- ・多忙化する教職員の働き方改革が進められる中、質の高い教育を提供するため、教職員の資質向上を図る必要があります。
- ・技術革新や国際化などが急速に進む新しい時代において、児童生徒に必要となる資質・能力を育む授業づくりをはじめ、教職員の資質向上や支援体制の充実を通じて、児童生徒が学ぶ力を付け、意欲をもって学び続けることのできる「学びが面白い学校」の実現が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
保護者を対象にしたアンケート調査における「教育活動についての情報発信の充実」に関する肯定的回答率	92.5% (R3)	95.0%
全国学力・学習状況調査※1における「国語・算数(数学)の勉強は好きですか」のアンケート調査への肯定的回答率	小6 国語 61.0% 算数 68.2% 中3 国語 60.8% 数学 50.7% (R3)	全国の肯定的回答率を上回る
全国学力・学習状況調査における「学校に行くのは楽しいですか」のアンケート調査への肯定的回答率	小6 85.5% 中3 81.9% (R3)	全国の肯定的回答率を上回る

【図表】





【主な取組】

① 特色ある学校づくりを推進する

- ・各中学校区の地域の特色を活かしながら、義務教育を通じた学びの連続性を図るため、小中一貫教育を推進します。
- ・学校経営の充実のため、学校評価や学校評議員制度に取り組むほか、地域との連携・協働の充実を図ります。
- ・社会に開かれた学校づくりのため、各校の特色ある教育活動を地域へ発信します。

② 学力向上のための授業づくりを推進する

- ・学習指導要領の趣旨を実現し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。
- ・ICT を活用し、個別最適な学びと協働的な学び^{※2}を通して、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。
- ・国際化が進む社会で必要となるコミュニケーション力や国際感覚を養うため、ALT^{※3}を積極的に活用した授業を推進します。

③ 児童生徒の支援体制を充実させる

- ・ICT を活用したアンケートの実施により、児童生徒の状態把握を迅速に行うとともに、学級経営の充実を図ります。
- ・家庭への支援の充実のため、スクールソーシャルワーカー^{※4}を有効活用します。
- ・不登校等の児童生徒の学校復帰・社会的自立に向けた支援のため、適応指導教室及び宿泊体験館メープルを運営します。
- ・スクールカウンセラーの活用やフリースクールをはじめとした関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の個々の状況に応じた支援体制を構築します。
- ・児童生徒へのきめ細やかな学習・生活指導のため、市採用教師等を配置するほか、特別支援教育の充実を図ります。

④ 教職員の指導体制を充実させる

- ・教職員の働き方改革を推進し、教職員の業務改善を図ります。
- ・児童生徒への指導力向上のため、研修会等の充実を図ります。
- ・ICT を活用し、教職員の資質向上に関する情報発信や、教職員の業務改善を推進します。
- ・部活動指導における教職員の負担軽減及び持続可能な部活動運営体制の整備のため、部活動の地域移行を進めます。

【各主体の役割】

市の役割	児童生徒が心豊かに学び続けることができる「学びが面白い学校」を実践します。併せて、社会に開かれた学校教育のため、地域が学校運営に参画する機会を提供するとともに、的確な情報発信を行います。
市民の役割	地域と共にある学校づくり、特色ある学校づくりのために学校運営に参画するとともに、学校行事や地域行事において児童生徒と交流を図ります。併せて、日常において児童生徒の見守りを行います。
事業者等の役割	社会的・職業的自立に向けた児童生徒の能力育成のため、職場体験等に協力するとともに、日常において児童生徒の見守りを行います。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期教育振興基本計画	令和5年度～令和9年度
学校教育情報化推進計画	令和4年度～令和9年度

-
- ※1 全国学力・学習状況調査：教育施策の成果と課題検証のため、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析する全国調査。小学校6年生、中学校3年生（義務教育学校9年生）が対象
 - ※2 個別最適な学びと協働的な学び：2020年代を通じて実現を目指す「令和の日本型学校教育」における子どもの学びの姿
 - ※3 ALT：外国語指導助手（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）。児童生徒の外国語発音や国際理解教育の向上を目的として学校に配置され、授業を補助する
 - ※4 スクールソーシャルワーカー：児童生徒の日常生活での悩みや学校でのいじめ、家庭内での虐待、経済的困窮等様々な問題に対して、家族や学校の先生、関係機関と連携しながら解決に向けて支援に当たる専門職

基本政策 7 未来を拓く心と体を育むために

施策3 学校教育環境を整備する

【施策の目指す姿】

安全で快適な教育環境が確保され、すべての児童生徒が安心して健康的な学校生活を送っています。

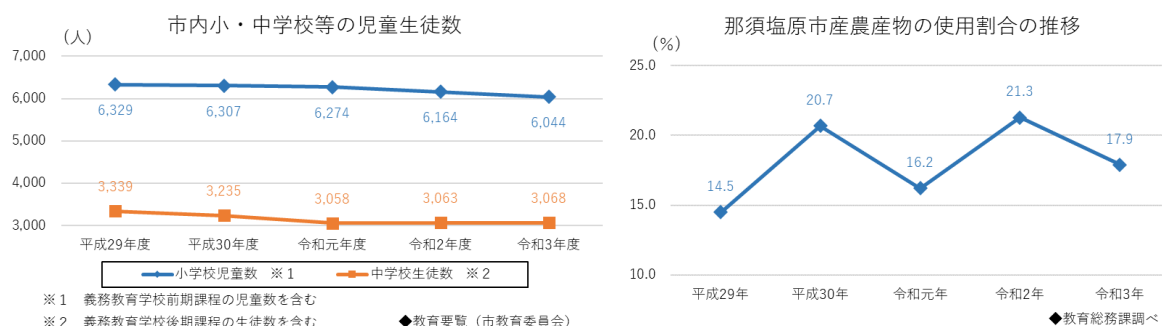
【現状と課題】

- ・学校施設の老朽化が進む中、校舎・体育館の改修や普通教室へのエアコン設置、トイレの洋式化などを行い、児童生徒が安全で快適に過ごせる環境を整備してきました。引き続き、教育施設長寿命化計画に基づく計画的な施設整備を行うことに加え、猛暑や感染症への対策、さらには地球温暖化を緩和するための取組が求められています。
- ・児童生徒が減少傾向にあることから、小中学校適正配置基本計画にもとづき、令和5年度には4つの小中学校を一つにした籌根学園を開校しました。今後も、適正な学校規模のもとですべての児童生徒が安全で安心して学べる環境を整えることが求められています。
- ・成長期にある児童生徒の健全な発達のため、栄養バランスのとれた学校給食の提供や適切な健康管理に努める必要があります。また、学校給食を活用した食育を推進し、地域農業や食文化等について理解を深めるために地場産物の積極的な使用に努めています。
- ・登下校時の安全を確保するための必要な対策を講じているなか、児童生徒・保護者等の不安払拭のため、安全点検の強化を図り、危険箇所の改善を促進させるなど、更なる通学路の安全対策が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
学校施設における照明のLED化率	0% (R3)	100%
学校給食における市産農産物の使用割合	17.9% (R3)	25.0%

【図表】





【主な取組】

① **：安全で快適な学校を整備する**

- ・児童生徒が安全で快適な環境の中で学べるよう、老朽化した学校施設の計画的な建替えや改修、維持管理を行います。
- ・学校施設の整備に当たっては、CO₂を削減し地球温暖化の緩和に寄与するため、また、児童生徒に環境問題を身近に感じてもらうため、LED照明や太陽光発電設備の整備など環境に配慮した取組を行います。

② **：学びを支える教育環境を整備する**

- ・学校規模の適正化について研究を進めるとともに、学校の統廃合などにより遠距離通学をしている児童等の負担軽減のため、スクールバスを運行します。
- ・教育の機会均等を図るため、就学援助や奨学資金の給付・貸与を行います。
- ・安定した学習環境を整えるため、教材、備品の整備や学校ICT環境の充実、校務支援システムの整備などを推進します。

③ **：学校給食を円滑に運営する**

- ・安全で安心な学校給食を安定的に提供するため、安全衛生管理に努めるとともに、学校給食施設や設備の改修を計画的に進めます。
- ・食育を推進するため、新鮮で安全な地場産物を積極的に活用します。
- ・学校給食における受益者負担の原則の観点から、収納体制の充実と滞納対策の強化を図ります。

④ **：適切な健康管理と安全安心な環境を整備する**

- ・児童生徒の健康管理のため、健康診断等を実施するとともに、アレルギー等に適切に対応します。
- ・児童生徒が安全安心に通学できるよう、「那須塩原市通学路安全対策プログラム」に基づく、関係機関の連携による通学路の安全対策を構築します。

【各主体の役割】

市の役割	計画的な施設整備や安定的な学校給食の提供、教育の機会均等などに取り組み、より良い教育環境の整備に努めていきます。
市民の役割	学校施設や備品等を大切に扱い、学校施設の維持管理に協力します。また、交通安全を心がけ、登下校時をはじめ児童生徒の安全に気を配ります。
事業者等の役割	教育環境の向上のために専門的な知識や技術を提供します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期教育振興基本計画	令和5年度～令和9年度
教育施設長寿命化計画	令和2年度～令和28年度
学校教育情報化推進計画	令和4年度～令和9年度
食育・地産地消推進計画	令和2年度～令和6年度

基本政策 7 未来を拓く心と体を育むために

施策4 健全な青少年を育成する

【施策の目指す姿】

地域ぐるみで子どもを育てる意識を持ち、「ふるさと那須塩原市」を愛する心豊かでたくましい青少年が育っています。

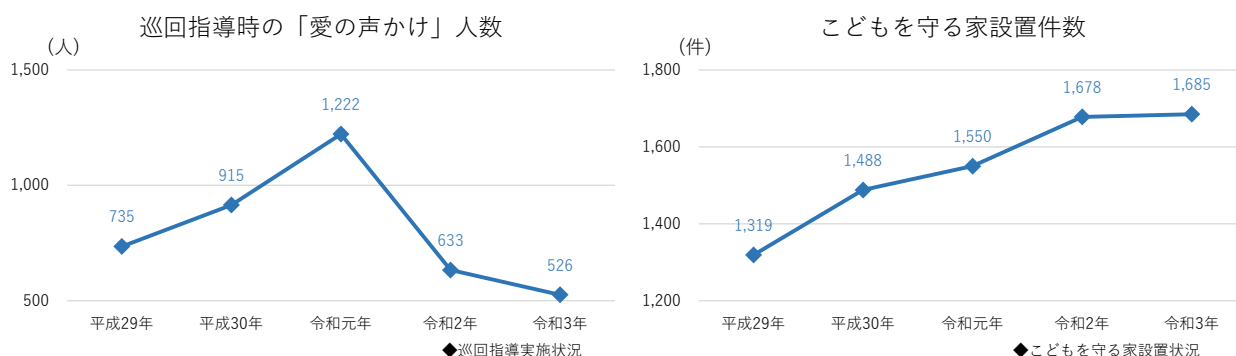
【現状と課題】

- ・ 青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、インターネットや SNS の普及により誰もが利便性を享受できる反面、青少年が自然や人とのふれあいの中での人格形成や社会性を育むことが難しい状況にあります。こうした社会環境は、青少年の規範意識や罪悪感の希薄化、自己抑制力やコミュニケーション能力の低下を招き、様々な非行や問題行動を引きおこし、社会的な重大事件に発展する恐れもあり、青少年の健全育成に向けた取組の重要性を増しています。
- ・ 本市では、青少年の健全育成に向けた取組として、少年指導員による巡回指導やこどもを守る家の設置、青少年の参画・活動機会を提供するため、「子どもフェスタ」や「子どもカレッジ」の開催や青少年健全育成団体への支援など、様々な青少年健全育成に関する施策、事業に取り組んできました。
- ・ しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は、特に少年指導員等の巡回指導時の「愛の声かけ」などによる青少年と接する機会の減少や、子どもフェスタなどの開催取りやめなど、青少年健全育成に係る事業を十分に提供できない状況が続いています。
- ・ 地域ぐるみでの青少年健全育成活動の推進では、こどもを守る家の設置件数が、前期計画の目標値を上回っており、多くの市民からの協力を得られています。
- ・ 今後は、ウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえ、市民、事業者及び行政が協働による連携を強化しながら、青少年への働きかけや青少年の参画・活動機会の提供を行い、その情報を健全育成団体と共有することが求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
巡回指導時の「愛の声かけ」人数	1,222 人 (R1)	1,500 人
こどもを守る家設置数	1,685 件 (R3)	1,800 件
子どもカレッジ受講者	—	100 人/年

【図表】





【主な取組】

① **：青少年の健全育成体制を整備する**

- ・ 青少年の現状を把握するため、少年指導員の指導体制を見直し、巡回指導活動が途切れることなく青少年と接する機会の増加を図ります。
- ・ 地域全体で青少年を見守る活動を継続していくため、より多くの関係団体が参加できる体制を整備することで、青少年健全育成組織の体制を強化します。
- ・ 各種支援団体との連携強化を図り、青少年相談の支援体制の充実を図ります。

② **：地域ぐるみで青少年健全育成活動を推進する**

- ・ こどもを守る家の設置件数の増加を図るため、地域の現状に応じた活動を推進します。
- ・ 子どもを見守るまち宣言に基づく活動に取り組み、地域ぐるみで子どもを見守る機運の醸成を図ります。
- ・ 青少年が希望を持ち、自立した生活ができるよう、関係機関との連携を強化した相談・支援に取り組みます。

③ **：青少年リーダーの育成を推進する**

- ・ 青少年が社会を生き抜く力や能力を伸ばすことで、リーダーとしての資質を育めるよう、人材育成に取り組みます。
- ・ 青少年健全育成の活動を継続的に推進していくため、引き続き青少年健全育成団体への支援を行います。
- ・ 青少年が発達段階に応じた情報の活用や、インターネットや SNS の適正な利用について啓発活動の充実を図ります。

【各主体の役割】

市の役割	青少年の健全育成を図るため、少年指導員による巡回指導や子どもを守る家などの活動を実施します。また、青少年が、社会を生き抜く力を育み、リーダーとしての資質を高める取組を行います。
市民の役割	子どもの見守りや、こどもを守る家への協力で、地域ぐるみで子どもを見守ります。また、青少年が様々な事業に積極的に参加することで、自分の能力や社会を生き抜く力を伸ばします。
事業者等の役割	市と協働で、こどもを守る家や、青少年の参画・活動機会への協力を実施することで、地域ぐるみでの子どもの見守りや、青少年の健全育成への支援を行います。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期教育振興基本計画	令和5年度～令和9年度
第3期青少年プラン	令和5年度～令和9年度

基本政策 7 未来を拓く心と体を育むために

施策5 生涯学習を充実させる

【施策の目指す姿】

市民一人ひとりがライフステージに応じ、自ら学び続け、豊かな人生を送るとともに、「学び」が人をつなぎ、地域づくりに生かされています。

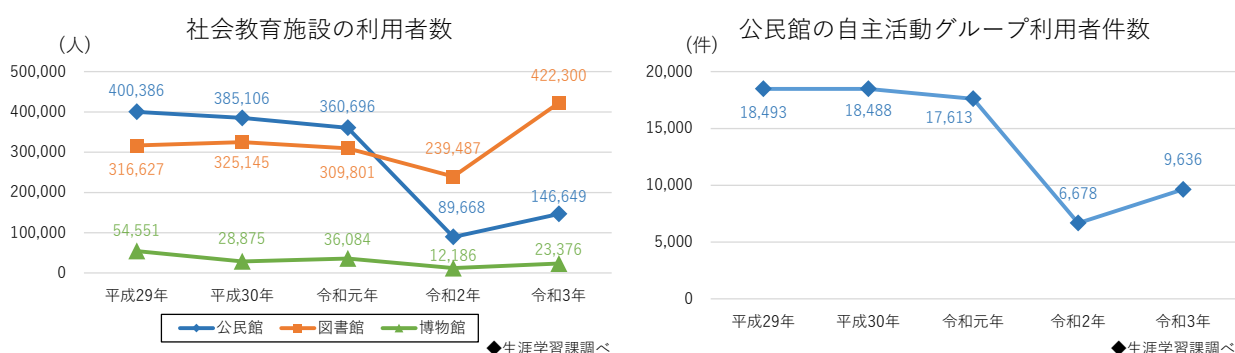
【現状と課題】

- ・「生涯学習」とは、人々が生涯に行うあらゆる学習のことで、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習のことです。教育基本法第3条においては、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。
- ・本市では、その生涯学習社会の実現に向けて、令和2(2020)年度、黒磯駅前に那須塩原市図書館「みるる」を開設するなど、学びの機会の提供や学習環境の整備など、様々な学びに関する施策、事業に取り組んできました。
- ・しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行以降、「なすしおばら まなび博覧会」「市民大学講座」「出前講座」「公民館事業」など各種イベントや講座が中止を余儀なくされ、学びの場を提供できない状況が続いてきました。
- ・また、地域と学校が連携・協働して地域づくりを進める地域学校協働本部事業についても、令和3(2021)年度までに市内全10地域において本部を設置し、地域づくりに積極的に取り組みましたが、その事業の多くが中止せざるを得ない状況でした。
- ・今後は、市民が生涯にわたって学び続けられるよう、ウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえ、ICTを積極的に活用するなど、感染対策を講じたイベントや講座の開催をするとともに、学びを活用した地域づくりにより一層取り組む必要があります。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
コミュニティ・スクールの導入率	0% (R3)	100%
ICTを活用して実施した講座数	11講座 (R3)	31講座
図書館入館者数	422,300人 (R3)	550,000人

【図表】





【主な取組】

① **：学びの機会を充実させる**

- ・乳幼児期には家庭教育、青少年期には体験活動や地域とのつながり、成人期にはリカレント教育、高齢期には生きがいづくりや仲間づくりといったライフステージごとに応じた多様な学習機会を提供します。
- ・人生 100 年時代を豊かに生きるために必要な芸術文化、伝承文化、地域の歴史、健康づくり、生涯スポーツ、読書活動等の学びを提供します。
- ・超スマート社会 (Society5.0) ※に向けた現代的課題に応じた学習機会を提供します。

② **：学びを生かした地域をつくる**

- ・地域学校協働本部やコミュニティ・スクールの活動を通じて、地域と学校との連携・協働を推進します。
- ・市民のニーズに応じ、多様な主体との連携・協働を推進します。
- ・地域で活躍する人材の育成や学びを活用する場の提供といった学びの成果を生かす取組を推進します。

③ **：学びを支える環境をつくる**

- ・地域づくり、人づくりの拠点であり、地域の課題を解決するための学びと活動を支える生涯学習関連施設の機能の充実を図り、活用します。
- ・生涯学習関連の情報をより多くの人に提供し、学びたい人の多様なニーズに適正に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

【各主体の役割】

市の役割	市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習できる環境づくりをするとともに、学習した成果を確実に生かせる地域づくりを推進します。また、市民一人ひとりの学習の成果を地域の課題解決に生かしていくための取組をより一層推進します。
市民の役割	市民一人ひとりが学習や活動に積極的に参加し、学習した成果を活用して地域に還元する学びの好循環をつくります。また、市民自らが地域の課題解決に向けた学びを通し、地域への愛着を育み、地域づくりに主体的に取り組みます。
事業者等の役割	学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えます。また、企業や地域の団体等の各主体が対等な立場でそれぞれの強みを生かしながら連携・協働し、ネットワークを形成するなどのつながりづくりを進めます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期教育振興基本計画	令和5年度～令和9年度
第3期生涯学習推進プラン	令和5年度～令和9年度
第3期こどもの読書活動推進計画	令和5年度～令和9年度

※ 超スマート社会 (Society5.0) : サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合し、人々が生き生きと活動できる社会のこと。この超スマート社会の現実にはAIやロボット、IoTなどの技術を取り入れて社会的課題を解決することを目指しており、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会

基本政策 7 未来を拓く心と体を育むために 施策6 文化・芸術環境を充実させる

【施策の目指す姿】

地域の歴史や文化への理解を促進しながら新たな魅力を提供することで、市民が文化芸術活動に親しんでいます。

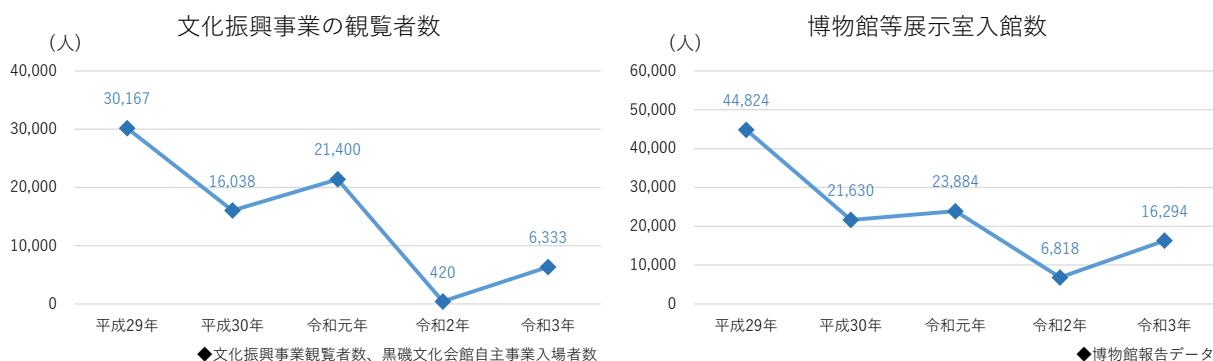
【現状と課題】

- ・文化・芸術に対する市民の要求も多様化している中、新型コロナウイルス感染症の流行以降、文化振興事業や博物館等の事業が中止を余儀なくされ、利用者の減少が起きています。感染症対策やオンライン化などウィズコロナの「新しい生活様式」を踏まえた、市民が多様な文化・芸術に触れ、参加する機会の提供が求められています。
- ・文化・郷土芸能団体については、新規会員の獲得に苦慮している他、会員の高齢化など、存続が困難になっている団体もあります。伝統ある地域の行事等を受け継いでいくため、担い手の育成や発表会等の活動の場を提供するなどの支援が求められています。
- ・本市には指定・未指定の文化財を含む多くの歴史文化資源がありますが、保存・管理・継承していくことが困難になりつつあります。次世代への継承や郷土愛を醸成するため、デジタルアーカイブ化による保存・活用や、日本遺産に認定された那須野が原開拓の歴史に所縁の深い文化財を中心に、観光振興と連携した活用が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
文化振興事業の観覧者数	6,333 人 (R3)	26,750 人
市の歴史文化を誇りに思う人の割合	34% (R2)	50%
博物館等展示室入館者数	16,294 人 (R3)	30,000 人

【図表】





【主な取組】

① : 文化・芸術活動を充実させる

- ・ 自主事業や展示会等による文化・芸術に触れる機会を提供し、心豊かな生活に寄与します。
- ・ 小中学生に向けた鑑賞事業を実施し、創造力や人間性を高め、豊かな心を育みます。
- ・ 地元音楽家等の人材を活用し、活動の場の提供と、将来を担う子どもたちの文化・芸術への関心を高めます。
- ・ 文化施設の計画的な整備・改修を実施し、適正な管理運営をします。

② : 文化団体を育成・支援する

- ・ 文化協会、郷土芸能団体活動を支援し、文化・芸術活動の活発化を推進します。
- ・ 市民文化団体活動を支援し、市民の文化活動への参加を推進します。
- ・ 文化団体の情報発信や担い手育成を支援し、文化・芸術を継承していきます。

③ : 歴史文化資源を有効活用する

- ・ 既存の指定等文化財を保存・管理・継承し、新たな文化財の指定を推進します。
- ・ 歴史文化資源をデジタルアーカイブ化により保存し、活用します。
- ・ 無形民俗文化財保存団体を支援し、活動を活発化させ地域活性化を推進します。
- ・ 地域固有の歴史・文化の保存・活用を図り、貴重な歴史文化資源の継承を推進します。
- ・ 日本遺産の魅力を観光振興に活用し、広く発信することで、市民はもとより市外からの関心を集めることで地域活性化を推進します。

【各主体の役割】

市の役割	文化・芸術団体に発表の場を提供するなど活動を支援し、文化・芸術に触れる機会を住民に提供します。文化財のオンライン化や観光事業と連携して、広く情報提供を行い保存・活用することで地域活性化を推進します。
市民の役割	演芸や芸術鑑賞など文化・芸術に触れることにより、文化・芸術に関心を持ち、創造力や人間性を高めることで、豊かな情操を育みます。
事業者等の役割	文化・芸術の担い手を育成することで文化財の保存・継承を図ります。また、文化施設を適正に管理運営し、文化・芸術への理解を深める機会を提供します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期教育振興基本計画	令和5年度～令和9年度
文化財保存活用地域計画	令和5年度～令和9年度

基本政策 7 未来を拓く心と体を育むために

施策7 生涯スポーツを充実させる

【施策の目指す姿】

市民の一人ひとりがいつでも、どこでも、いつまでも、それぞれのライフステージに応じた運動やスポーツに親しんでいます。

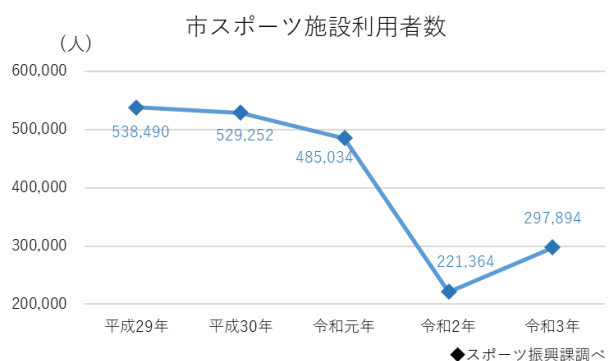
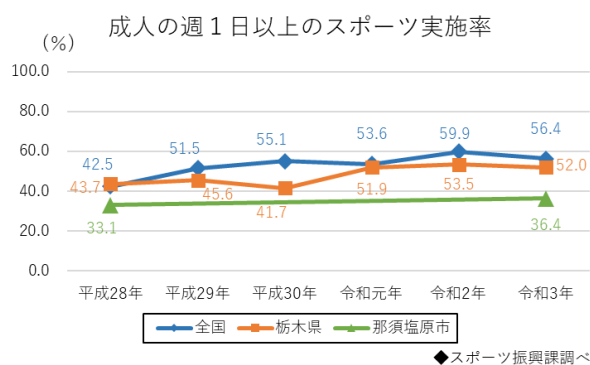
【現状と課題】

- ・将来人口推計では、今後人口減少が進むものの65歳以上の高齢者の人口は増加し、高齢化率が高まると推計されており、高齢者の運動・スポーツを行う機会の提供が必要です。
- ・令和3(2021)年に東京2020オリンピック・パラリンピックが、令和4(2022)年10月にいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会が開催されましたが、今後も、大規模スポーツイベントの誘致を引き続き行い、スポーツの魅力を市民に伝える必要があります。
- ・市民の週1日以上スポーツ実施率が全国平均より低い状況であり、スポーツへの関心を高める取り組みとともに、スポーツをする機会の提供が必要です。
- ・スポーツ施設については、施設の老朽化も目立つ状況であり、市民からの新たなニーズに対応し、様々な方が安全安心及び快適に施設を利用できる環境の整備が必要です。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
スポーツへの関心度 (する・見る)	80.2% (R3)	85%
週1日以上スポーツ実施率	36.4% (R3)	全国平均値以上
市スポーツ施設利用者数	297,894人 (R3)	530,000人

【図表】





【主な取組】

① : ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する

- ・スポーツへの関心を高めるために、様々な世代の方が楽しめるニュースポーツやレクリエーションの普及を行います。
- ・東京 2020 パラリンピックを契機に、さらに障害者スポーツの普及促進を行い、障害者も共に楽しめる環境を目指します。
- ・各種スポーツ大会を開催し、スポーツを楽しむ機会の提供を行います。

② : スポーツを身近に感じる環境づくりを推進する

- ・市民のニーズに合わせ、安全安心で快適な施設利用が図られるよう、スポーツ施設整備計画に基づく施設の整備を行います。
- ・各種スポーツ団体と連携し、それぞれのスポーツ人口の増加を図ります。
- ・地域のスポーツ指導者の育成・支援を行います。

③ : 大規模スポーツイベントの誘致・支援を推進する

- ・スポーツ環境を活用した合宿等や、スポーツイベントを誘致することで、様々な方にスポーツの魅力を伝えるとともに、交流人口の増加を図ります。
- ・スポーツイベント開催の際には、市民参加の体験イベントも併せて行うことで、多くの市民がスポーツに触れる機会の提供を行います。
- ・観光資源などスポーツ以外の分野と連携したスポーツツーリズム等の実施により、地域の活性化や魅力向上を図ります。
- ・スポーツボランティアの拡充を進め、市民との協働によるスポーツイベントを開催します。

【各主体の役割】

市の役割	スポーツをする・みる・ささえる機会を提供します。
市民の役割	市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じてスポーツや運動に親しみます。
事業者等の役割	市が開催するスポーツ事業に協力し、地域の活性化と魅力向上に努めます。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期教育振興基本計画	令和5年度～令和9年度
第2期スポーツ推進基本計画	令和5年度～令和9年度
第2期スポーツ施設整備計画	令和5年度～令和14年度

基本政策 8 まちの持続的発展のために

キーワード

行財政改革 新庁舎整備 分散型地域づくり
デジタル・トランスフォーメーション (DX)

- 施策 1 安定した行政経営を推進する
- 施策 2 多様化する市民ニーズに対応する
- 施策 3 地域の魅力を高める
- 施策 4 DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する

基本政策 8 まちの持続的発展のために

施策1 安定した行政経営を推進する

【施策の目指す姿】

持続可能な財政構造が確立され、最小限の経費で効率的に適正な行政サービスが行われています。

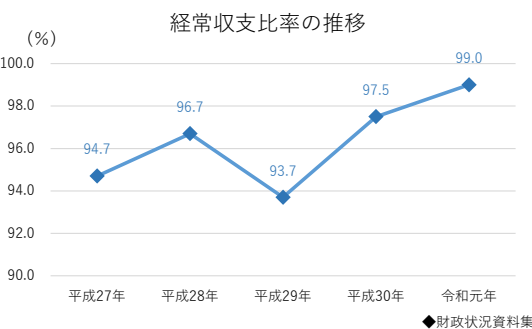
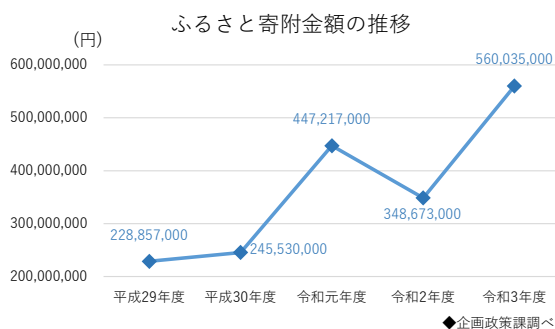
【現状と課題】

- ・今後、我が国は、本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が一層進展するとともに、生産年齢人口が減少することが予測されます。
- ・本市においても、この潮流は顕著で、今後、税収が落ち込む一方、社会保障経費が増大し、これに伴い義務的経費の財政に占める割合がさらに増すことから、財政の硬直化が進み、本市の財政は一層厳しさを増すことが予想されます。
- ・こうした中、少しでも歳入を確保するため、ふるさと寄附の更なる充実を図っていくほか、未利用市有地の売却や受益者負担の原則に基づく適正な施設利用の有料化などの取組を進めていく必要があります。
- ・また、歳出の面においても、事業の不断の見直しを徹底し、無駄の排除、コストの縮減に一層努めるとともに、地方債の抑制等に努め、歳入規模に見合った歳出構造とし、持続可能な財政運営を図る必要があります。
- ・公共施設においては、市民サービスの向上や財政的負担の軽減を図るため、施設の廃止・縮小・民営化等を含め、施設の在り方について検討を進めていく必要があります。
- ・市税等の収納率は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っており、収入未済額の更なる圧縮が必要です。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
経常収支比率	99.0% (R1)	98.0%
ふるさと寄附金額	560,000 千円 (R3)	1,000,000 千円
施設の在り方検討による公共施設の廃止・縮小・民営化等が完了した施設数 (累計)	0 施設 (R3)	7 施設

【図表】





【主な取組】

① **：歳入を確保する**

- ・適正な受益者負担により財源の確保に努めます。
- ・未利用市有地の売却を進めます。
- ・公正適正な課税を行います。
- ・納付環境の向上と市税収入の確保に努めます。
- ・ふるさと寄附事業の推進により、お礼品を通して市の魅力を発信するとともに歳入の確保を目指します。
- ・公共施設の維持管理費用を確保するため、公共施設におけるネーミングライツの導入や民間活力の活用を推進します。

② **：選択と集中による行政運営を推進する**

- ・効率的かつ効果的な行財政運営の実施と質の高い行政サービスを提供するため、職員数の適正化を図りつつ行財政改革を推進します。
- ・事業の成果の向上や改革・改善を図るため、行政評価を行います。
- ・市民サービスの向上と財政的負担の軽減を図るため、公共施設の最適な運用を推進します。

③ **：計画的な財政運営を推進する**

- ・適正な予算規模を基準とする予算編成を行うことにより、安定的な財政運営を図ります。
- ・将来世代に過度な負担を与えないために、市債発行額の抑制に努めることにより、市債残高の縮減を図ります。

【各主体の役割】

市の役割	効率的かつ効果的な行財政運営を実施するとともに、市民のニーズに応じた質の高い行政サービスを提供します。
市民の役割	市の行財政運営に関心を持つとともに、市民一人ひとりが自分ごととしてまちづくりに取り組みます。
事業者等の役割	官民連携による効率的かつ効果的な公共サービスの提供に協力します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第3次行財政改革推進計画	令和5年度～令和9年度
公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和28年度
第4次定員適正化計画	令和5年度～令和9年度

基本政策 8 まちの持続的発展のために

施策2 多様化する市民ニーズに対応する

【施策の目指す姿】

社会情勢等の急激な変化や多様化する市民ニーズに柔軟に適応し、安定した行政サービスが提供されています。

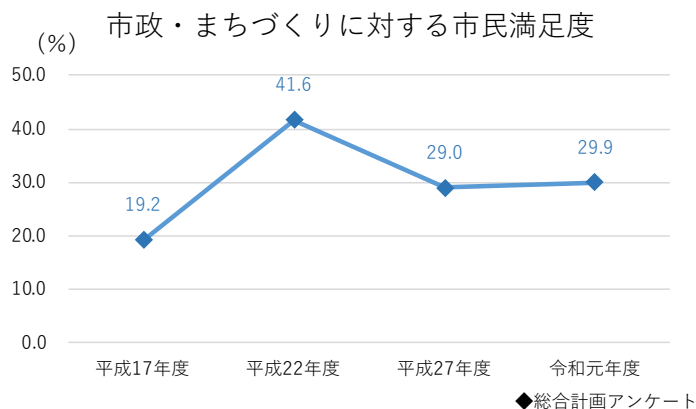
【現状と課題】

- ・近年の社会情勢等の急激な変化や時代の変化に伴う市民ニーズの多様化により、求められる行政サービスも多様化しています。
- ・現在の市役所本庁舎は築後40年が経過し、老朽化・狭あい化の解消や防災拠点機能の強化、市民の利便性の向上等が求められています。そのため、那須塩原駅周辺への新庁舎整備に向けて、新庁舎建設基本計画を策定し、建設用地を取得するなど、継続的に取り組んでいます。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により社会が大きく変化し、テレワークやデジタル化が進んでいます。こうした生活様式の変化や技術の進展に伴う社会環境変化に対応するため、市民サービスの提供については、新庁舎の整備と併せて行政機能の分散オンライン化など分散型の地域づくりを進めていく必要があります。
- ・社会情勢の変化を的確にとらえ、多様化したニーズに対応するためには、市民の意見の収集及び反映のための仕組みづくりと、職員一人ひとりの資質・能力のより一層の向上が求められています。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
市政・まちづくりに対する市民満足度	29.9% (R1)	41.6%

【図表】





【主な取組】

- ① **：新庁舎の整備を推進する**
 - ・積極的な市民参画のもと、全ての利用者に使いやすく機能的な新庁舎を建設します。
- ② **：市民サービスを充実させる**
 - ・デジタル技術を活用し、地域のニーズに合わせた行政機能の分散拠点をつくることで、市民サービスの利便性の向上を図ります。
- ③ **：職員の資質を高める**
 - ・職員の基礎的能力の向上と専門的知識の習得のため、職員研修の充実を図ります。
 - ・職員全体で目指すべき職員像を共有化し、本市にふさわしい人材を育成するため、人事評価制度を活用します。
 - ・多様化する行政課題に的確に対応するため、高度な専門的知識を有する民間企業等の外部人材を積極的に活用します。
- ④ **：市政への意見発信のしやすさを向上させる**
 - ・効率的かつ効果的な市民の意見収集手段の充実を図ります。

【各主体の役割】

市の役割	社会情勢等の変化や、多様化する市民ニーズを把握し、安定した行政サービスを提供します。
市民の役割	市政に関心を持ち、市で実施する各種調査等に協力するほか、市の事業等に積極的に参画します。
事業者等の役割	市で実施する各種調査等に協力し、市の事業等に積極的に参画します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
新庁舎建設基本計画	平成 30 年度
那須塩原駅周辺まちづくりビジョン	令和 3 年～
人材育成基本方針	平成 19 年～

基本政策 8 まちの持続的発展のために

施策3 地域の魅力を高める

【施策の目指す姿】

まちの魅力を高めることにより、多くの人々が訪れ、移住してくるとともに、愛着や誇りを持って住み続けたいと思うまちになっています。

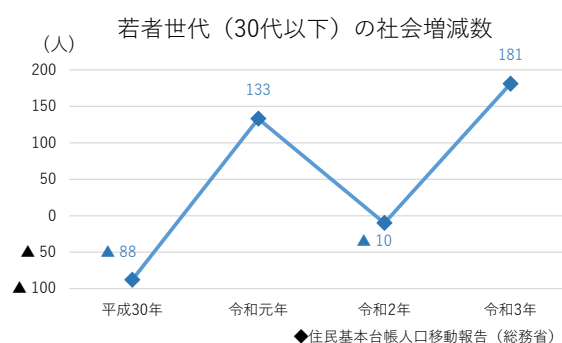
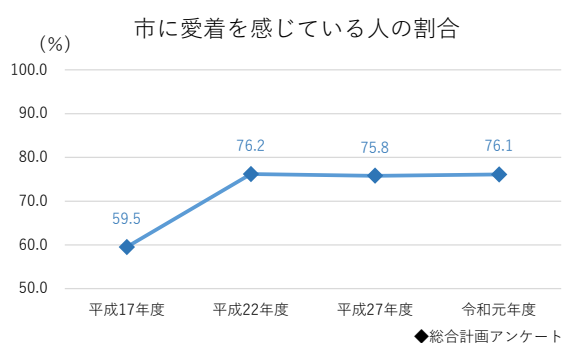
【現状と課題】

- ・本市には、豊かな自然、新鮮な農作物、温泉地などたくさんの魅力があり、新幹線駅を有するなど東京圏からのアクセスも良く、住みやすい地域です。
- ・人口動態では、平成30(2018)年から転入者数が転出者数を上回る社会増に転じており、令和2(2020)年からは新型コロナウイルス感染症の拡大による転出者の減少も影響し、社会増が続いています。
- ・一方で、死亡者数が出生者数を上回る自然減による人口減少、これに伴う若年人口の減少や高齢者人口の増加による少子高齢化が進んでいるため、市の将来を担う若者世代が魅力を感じ、住みやすい・住み続けたいと思える地域づくりが求められています。また、その魅力を効果的に市内外の若者世代に発信し、本市のブランドイメージや認知度の向上を図る必要があります。
- ・デジタル化社会の進展に伴って、情報を得る手段が多様化していることに加え、広報誌、SNS等の媒体ごとの利用者数及び利用者層の移り変わりが激しくなっていることから、更なる戦略的な情報発信が求められています。
- ・地域資源を最大限に活用するとともに、魅力ある地域資源を発掘・発展させ、誰もが安心して安全に生活できる自立した地域を構築していくため、自治体の枠にとらわれない広域的な連携に取り組んでいます。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値 (R9)
市に愛着を感じている人の割合	76.1% (R1)	80%以上
若者世代(30代以下)の社会増数	181人/年 (R3)	社会増を維持
那須地域定住自立圏内における人口の社会増数	623人/年 (R3)	社会増を維持

【図表】





【主な取組】

① シティプロモーションを推進する

- ・市のブランドイメージや認知度を向上し、交流人口・関係人口等の増加につなげるため、食をはじめとする地域資源を活用したプロモーションや市民・関係団体と連携した市の魅力を発信する取組を推進します。
- ・若い世代を中心とした移住・定住を促進するため、暮らしの魅力 PR などのプロモーションや移住者等に対する支援を行います。

② 情報発信を充実させる

- ・市の重要な政策・施策や魅力を、広報誌、SNS 等の媒体の特性に応じて効果的に発信し、具体的な行動を促す情報発信を推進します。
- ・市、市政等に関する情報を入手しやすい環境を整備するため、市公式ホームページの掲載情報の充実を図ります。

③ 広域的な連携を推進する

- ・定住自立圏構想などによる広域的な連携により、近隣市町と相互に連携・協力し、公共施設の相互利用などの取組を行い、必要な生活機能の確保を進め、地方圏における定住の受け皿を形成します。
- ・県や近隣市町等と連携して首都機能移転の機運醸成を図るとともに、東京一極集中から地方分散の受け皿となる地域づくりを推進します。

【各主体の役割】

市の役割	地域の魅力を高める取組の推進、地域連携、積極的な情報発信を行います。
市民の役割	市民一人ひとりが地域の魅力を発信します。
事業者等の役割	地域の魅力を高める取組や、地域の魅力を発信します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和5年度～令和9年度
第2次那須地域定住自立圏共生ビジョン	令和2年度～令和6年度
八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン（第2次）	令和元年度～令和5年度

基本政策 8 まちの持続的発展のために

施策4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）※1を推進する

【施策の目指す姿】

デジタル化によるメリットを誰一人取り残さない形で広くいきわたらせていくことにより、人々がデジタル化による新たな価値を享受し、安心して便利に活動できる持続可能なまちになっています。

【現状と課題】

- ・デジタル技術を活用した「Society5.0」※2の世界が現実のものとなりつつある中、国ではデジタル庁が創設され、社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組を進めており、地方公共団体においてもDXの積極的な推進が求められています。
- ・本市においても、社会情勢や国の動向を踏まえ、先進的な技術を活用したデジタル化をあらゆる分野において推進し、“時代の変革に対応した持続可能なまち”を築き上げていく必要があります。
- ・社会全体のデジタル化が急速に進むことにより、デジタル技術を利用できる人と利用できない人の間にデジタル格差（デジタルデバイド※3）が生じる可能性があることから、すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できるよう配慮する必要があります。
- ・デジタル化は、多様な幸せを実現する手段であるという前提に立ち、デジタル格差に配慮しつつ、デジタル技術を活用した「市民サービスの利便性向上」、「行政の業務効率化と働き方改革」、「地域社会におけるDXの促進」のための環境整備を進める必要があります。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値（R9）
行政手続のオンライン利用率	—	30%
文書のデジタル化により効率化された割合	—	業務時間：30% 経費：80%
デジタル技術の導入により、市民生活・地域活動が便利になっていると感じる市民の割合	—	50%

【図表】





【主な取組】

① **：市民サービスの利便性を向上させる**

- ・ 行政手続のオンライン化や行政窓口の分散化などにより、時間や場所にとらわれない行政手続を可能とし、市民の利便性の向上を図ります。
- ・ 窓口手続をデジタル化することにより、市民の申請、届出等の手続を簡略化、効率化し、市民の利便性の向上を図ります。

② **：行政の業務の効率化と働き方改革を推進する**

- ・ 先進的なデジタル技術を活用した業務効率を向上できるシステムやアプリケーションを導入するとともに、業務プロセスの見直しなどを併せて行うことにより、業務時間の効率化、適正な人員配置、経費の削減等を図ります。
- ・ 自宅や市の公共施設などのあらゆる場所で業務や会議ができる環境を構築することにより、業務の効率化、業務時間の削減、職員の働き方改革を推進します。

③ **：地域社会における DX を促進させる**

- ・ 防災、医療、福祉、子ども、環境、交通などの分野において、各団体等と連携し、地域活動における DX の促進を図ります。
- ・ 農業、観光、生産業などの分野において、各団体等と連携し、産業活動における DX の促進を図ります。
- ・ 利便性の高い公開可能なデータ提供の充実を図り、産業活動における諸課題の解決と活性化を図ります。

【各主体の役割】

市の役割	市民、行政、地域社会の多様な幸せを実現するため、先進的なデジタル技術を活用した環境の整備を進め、社会全体の DX を推進します。
市民の役割	先進的なデジタル技術を積極的に活用し、市民生活における DX を推進します。
事業者等の役割	先進的なデジタル技術を積極的に活用し、産業活動における DX を推進します。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
DX 推進戦略	令和 4 年～

※1 DX：デジタル・トランスフォーメーションの略。IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念

※2 Society5.0：政府が策定した「第 5 期科学技術基本計画」の中で提唱されている新しい社会のあり方

※3 デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

附属資料

- 1 第2次那須塩原市総合計画審議会条例
- 2 第2次那須塩原市総合計画審議会委員
- 3 第2次那須塩原市総合計画後期基本計画策定経過
- 4 市民参画
 - (1) 市民アンケート調査結果
 - (2) 中高生アンケート調査結果
 - (3) 市民ワークショップ開催結果
- 5 財政の見通し
- 6 第2次総合計画後期基本計画に関連する部門別計画

1. 那須塩原市総合計画審議会条例

平成 17 年 7 月 1 日 条例第 231 号
改正 平成 23 年 12 月 22 日 条例第 16 号

(設置)

第 1 条 那須塩原市が策定する市政全般にわたる総合的な計画について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、那須塩原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を調査審議し答申する。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための市の基本構想（以下「基本構想」という。）
 - (2) 基本構想に基づく基本計画
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項
- [平成 23 年 条例 16 号・一部改正]

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 関係団体の推薦する者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募による市民
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 会長は、審議会の所掌事務に関する専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画部企画担当課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 第2次那須塩原市総合計画審議会委員

(敬称略、50音順)

No.	氏名	所属等	備考
1	飯島 恵子	公募委員	
2	市村 典子	那須塩原市社会福祉協議会	
3	臼居 芳美	料理研究家	
4	大島 賢一 (R3.10まで)	那須塩原市環境連絡会	
	高秀 正人 (R3.11から)		
5	大島 三千三	那須塩原市国際交流協会	
6	岡田 誠司 (R4.3まで)	あしぎん総合研究所	
	佐藤 和寿 (R4.4から)		
7	岡田 陽介	株式会社 ABEJA	
8	齋藤 優	公募委員	
9	佐藤 幹雄	西那須野商工会	副会長
10	田中 志	塩原温泉旅館協同組合 女将の会	
11	田村 ひろみ	輝きネットなすしおばら	
12	橋本 秀晴	那須塩原市自治会長連絡協議会	
13	平井 正美	那須野農業協同組合	
14	鈴木 耕二	那須塩原市商工会	
15	深澤 桂一 (R4.3まで)	那須塩原市小・中学校長会	
	小泉 秀夫 (R4.4から)		
16	藤田 英之	那須塩原市消防団	
17	三浦 真紀	公募委員	
18	三田 妃路佳	宇都宮大学地域デザイン科学部	
19	室越 礼一	NPO 法人なすしおばらまちづくりプロジェクト	
20	山口 佳子	国際医療福祉大学	
21	山崎 和義 (R4.3まで)	那須ガーデンアウトレット	
	篠崎 剛史 (R4.4から)		
22	山島 哲夫	前宇都宮共和大学副学長	会長
23	渡辺 将基 (R4.5まで)	那須塩原市PTA連絡協議会	
	尾又 正志 (R4.6から)		

3. 第2次那須塩原市総合計画後期基本計画策定経過

令和元(2019)年度

9月26日 市議会議員全員協議会（第2次総合計画後期基本計画策定方針）

1月10日 市民アンケート（～1月30日）

令和2(2020)年度

6月17日 市議会議員全員協議会（「基本構想」・「前期基本計画」の1年延長方針）

8月20日 市議会議員全員協議会（市民アンケート調査結果報告書）

2月8日 第1回 庁内幹事会

2月24日 第1回 庁内策定委員会

令和3(2021)年度

4月15日 第1回 総合計画審議会

4月22日 第2回 庁内幹事会

4月28日 第2回 庁内策定委員会

5月19日 市議会 議員全員協議会（「基本構想」・「前期基本計画」1年延長）

6月 市議会 定例会（「基本構想」・「前期基本計画」1年延長）

6月21日 第3回 庁内幹事会

6月23日 第3回 庁内策定委員会

6月25日 市議会審査特別委員会（総合計画）

7月1日 第2回 総合計画審議会

10月9日 市民ワークショップ（オンライン）

10月22日 第2回 庁内ワーキンググループチーフ会議

11月16日 第3回 総合計画審議会

12月10日 第4回 庁内幹事会

1月11日 第4回 庁内策定委員会

1月11日 中高生アンケート（～1月21日）

3月22日 議会審査特別委員会（前期基本計画検証結果 他）

3月25日 第5回 幹事会

令和4(2022)年度

- 4月5日 第5回 庁内策定委員会
- 4月14日 第4回 総合計画審議会
- 5月10日 第3回 庁内ワーキンググループチーフ会議
- 6月22日 第6回 庁内幹事会
- 6月29日 第6回 庁内策定委員会
- 7月15日 第5回 総合計画審議会
- 7月26日 第7回 庁内幹事会
- 8月3日 第7回 庁内策定委員会
- 8月8日 第6回 総合計画審議会
- 8月18日 市議会審査特別委員会（総合計画後期基本計画素案）
- 8月19日 パブリックコメント（～9月16日）
- 8月22日 関係団体意見交換会
- 9月13日 地域意見交換会（三島公民館）
- 9月14日 地域意見交換会（ハロープラザ）
- 9月15日 地域意見交換会（いきいきふれあいセンター）
- 9月27日 第7回 総合計画審議会
- 10月6日 第8回 庁内幹事会
- 10月12日 第8回 庁内策定委員会
- 10月18日 市議会審査特別委員会（総合計画後期基本計画原案）

庁内組織

- ① 策定委員会(18名)・・・委員長：副市長、委員：各部長級
 - ② 幹事会(10名)・・・幹事長：企画部長、委員：幹事課長
 - ③ ワーキンググループチーフ会議(10名)・・・座長：企画政策課長、委員：幹事課長補佐
- ※ その他必要に応じて各部局による専門部会を開催

4. 市民参画

(1) 市民アンケート調査結果

① 調査の概要

この調査は、令和4(2022)年度末で計画期間が終了する第2次総合計画前期基本計画の基本施策における満足度・重要度調査を行うとともに、現在の市民ニーズを把握し、令和5(2023)年度から始まる第2次総合計画後期基本計画策定のための基礎資料を収集することを目的として実施しました。

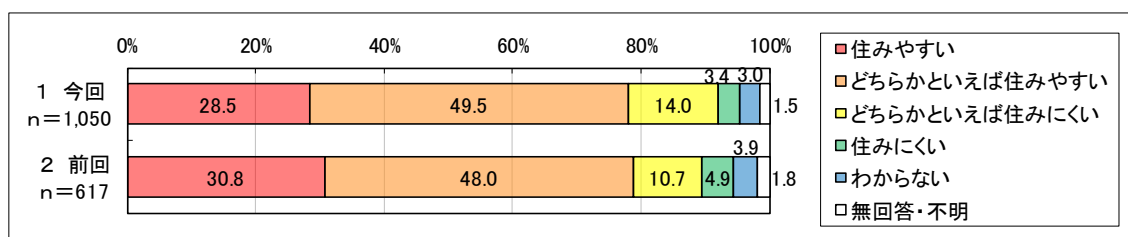
調査の対象	市内に居住する満18歳以上の男女個人2,000人
調査方法	住民基本台帳から無作為抽出し、郵送によるアンケート調査を実施(郵送配付、郵送回収)
調査時期	令和2(2020)年1月
有効回収数・率	1,050人(52.5%)

② 本市の住みやすさ

本市の住みやすさについては、「どちらかといえば住みやすい」の49.5%が最も多く、「住みやすい」28.5%が続きます。「住みやすい」の合計は78.0%で、『住みにくい』の合計は17.4%となっています。前回と比較し、ほとんど変化はありません。

18歳～29歳の若い年代において、「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」と答えた人が多い傾向にあり、若い市民が「住みやすい」と感じる事ができるまちづくりが求められています。

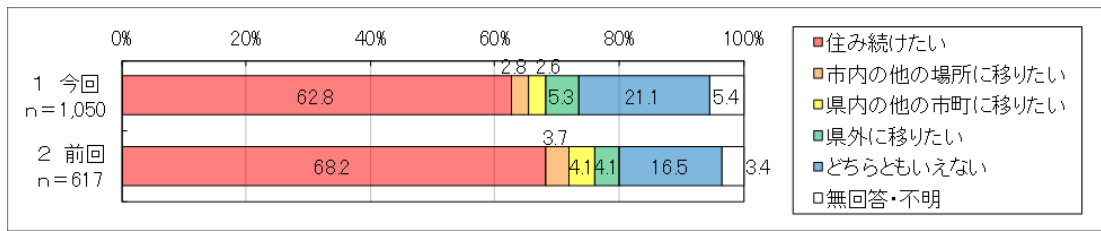
また、本市を住みやすいと思う理由として57.8%の人が「自然が豊かだから」、29.8%の人が「暮らしやすい気候だから」と答えていますが、一方で本市を住みにくいと思う理由として37.2%の人が「買い物や遊ぶ場所などが十分でないから」、36.1%の人が「インフラ(上下水道、公共交通など)の整備が不十分だから」と答えています。



③ 住み続けたい意向

本市に住み続けたいかについては、「住み続けたい」の62.8%が最も多く、「どちらともいえない」の21.1%が続きます。前回調査(平成27年)と比較すると、「住み続けたい」と回答した人が5.4ポイント低くなっています。

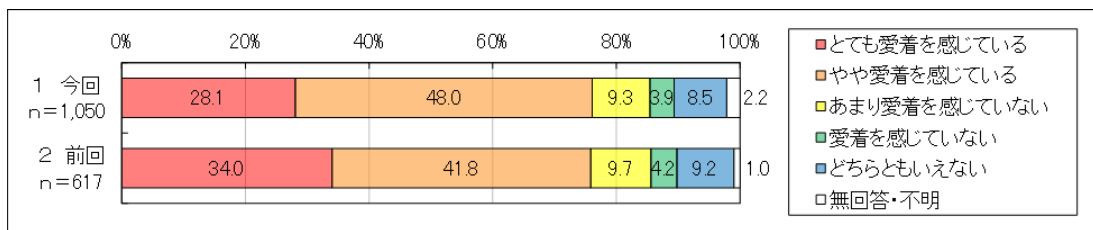
また、年齢別では、「住み続けたい」と回答した人は年齢が高くなるほど多くなっており、「18～29歳」と「70歳以上」では38.1ポイントの差がみられます。



④ 本市への愛着

本市への愛着については、「やや愛着を感じている」の48.0%が最も多く、「とても愛着を感じている」の28.1%が続きます。『愛着を感じている』の合計は76.1%で、『愛着を感じていない』の合計の13.2%を大幅に上回っています。前回調査（平成27年）と比較して、若干、「とても愛着を感じている」と回答した人が減少していますが、大きな変化はありません。

年齢別では、年齢が高くなるほど「とても愛着を感じている」と回答した人の割合が多くなる傾向があります。また、居住年数別では、「とても愛着を感じている」と回答した人において、「21年以上」とそれ未満の居住年数では、大きな差が見られます。

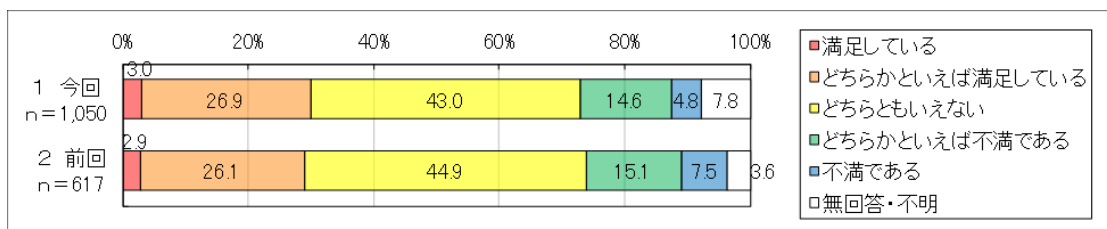


⑤ 市政・まちづくりの満足度

現在の市政・まちづくりに対する満足度に関する設問では、「満足している」と回答した人が3.0%、「どちらかといえば満足している」と回答した人が26.9%で、合計29.9%の人がまちづくりに満足していると感じています。前回調査（平成27年）では、29.0%が満足していると感じており、ほぼ変わらない結果になりました。

全体的な傾向として、前回調査（平成27年）と比較すると、いずれの項目もほぼ変化はありませんが、「どちらともいえない」と回答した人が多く、これには「不満はないが特に満足もしてない」という意味と、「市政・まちづくりがどのように行われているのか分からない」という意味もあると考えられます。

年齢別では、「18～29歳」「30～39歳」の年代において不満であると感じている人が多い傾向にあります。一方で、「70歳以上」の年代においては満足していると感じている人が多い傾向にあることから、若い世代の満足度を上げるまちづくりが求められています。

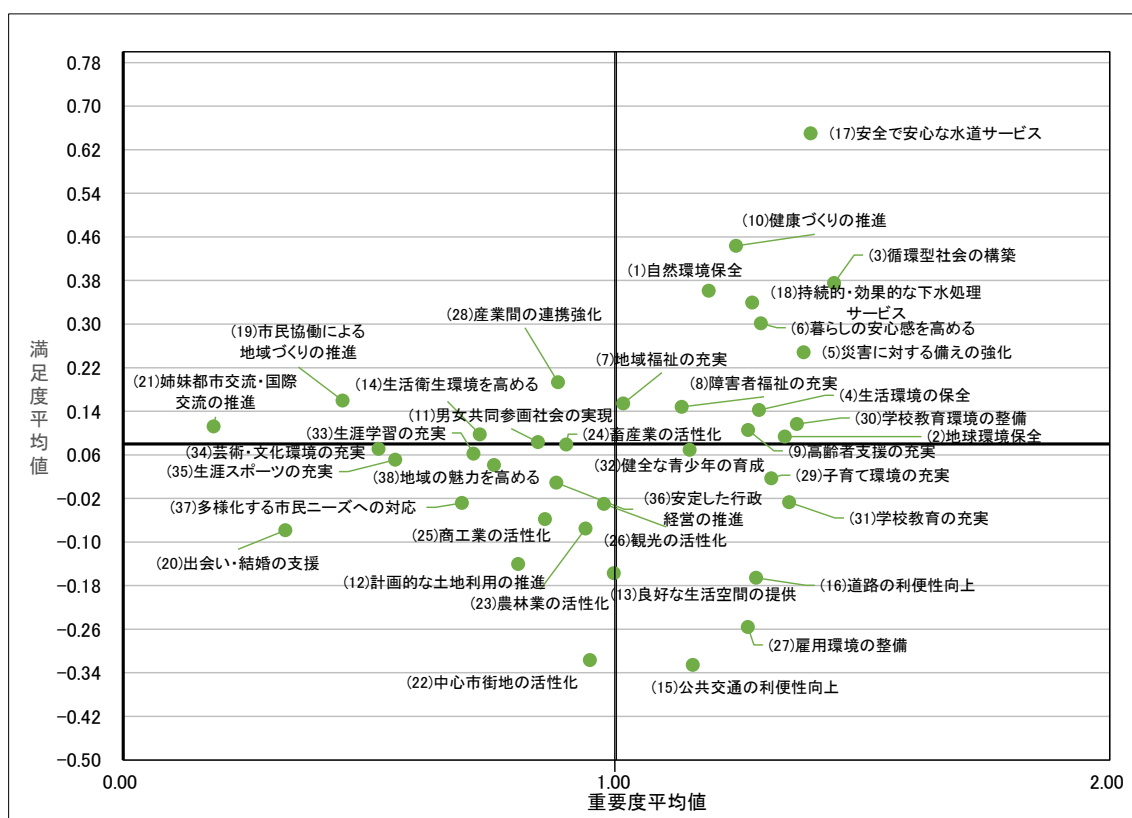


⑥ 施策に対する満足度・重要度

第2次総合計画のまちづくり施策に対する「満足度」と「重要度」についての5段階評価の結果を数値化して平均点を算出し、全体を4分割にエリア分けした散布図を作成しました。縦軸を満足度平均値、横軸を重要度平均値とし、各施策の満足度平均値、重要度平均値の位置が示されています。

満足度の平均値が最も高い施策が「安全で安心な水道サービスを持続する」で、最も低い施策が「公共交通の利便性を高める」でした。また、重要度は最も高い施策が「循環型社会を構築する」、最も低い施策が「姉妹都市交流・国際交流を推進する」でした。

満足度が低く重要度が高い右下領域に位置する施策は「健全な青少年を育成する」「子育て環境を充実させる」「学校教育を充実させる」「道路の利便性を高める」「雇用環境を整備する」「公共交通の利便性を高める」でした。これらの施策は、特に優先的に改善が必要な項目と考えられます。



(2) 中高生アンケート調査結果

① 調査の概要

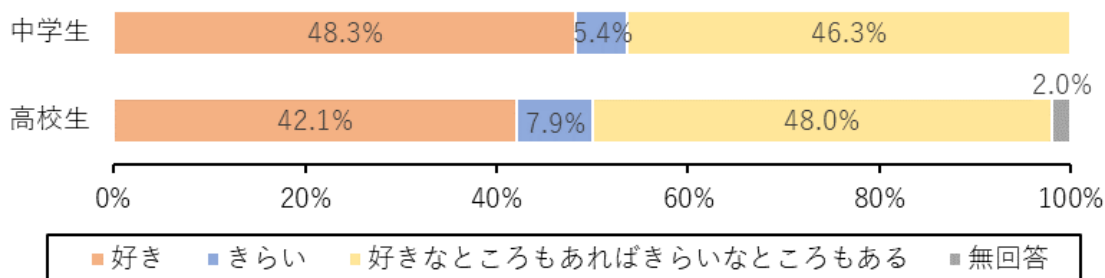
本市の未来を担う中学生・高校生が感じていることやどんなまちになってほしいかなどを調査するため、市内の中学校・高等学校にてアンケート調査を実施しました。

調査の対象	市内の中学校・高等学校に通学する2年生の生徒(市外在住者も含む)
調査方法	WEB アンケートを実施(一部紙媒体で実施)
調査時期	令和4(2022)年1月11日(火)～1月21日(金)
有効回収	1,003人(中学生:851人、高校生152人)

② 本市への思い

「那須塩原市が好きですか」という設問に対する回答は、「好き」と回答した人が中学生48.3%、高校生42.1%、全体の47.4%の中高生が市のことを好きだと感じています。

好きなどころとして「自然が豊か」「安心して安全に暮らせる」などが挙げられており、この環境を守っていくことが求められています。また、好きではないところとして「買い物する場所や、遊べる場所が少ない」「図書館やスポーツ施設が不足している」「道路が整備されておらず、交通の面でも不便」などが挙げられていることから、まちの賑わいの創出や公共交通の充実などが求められています。

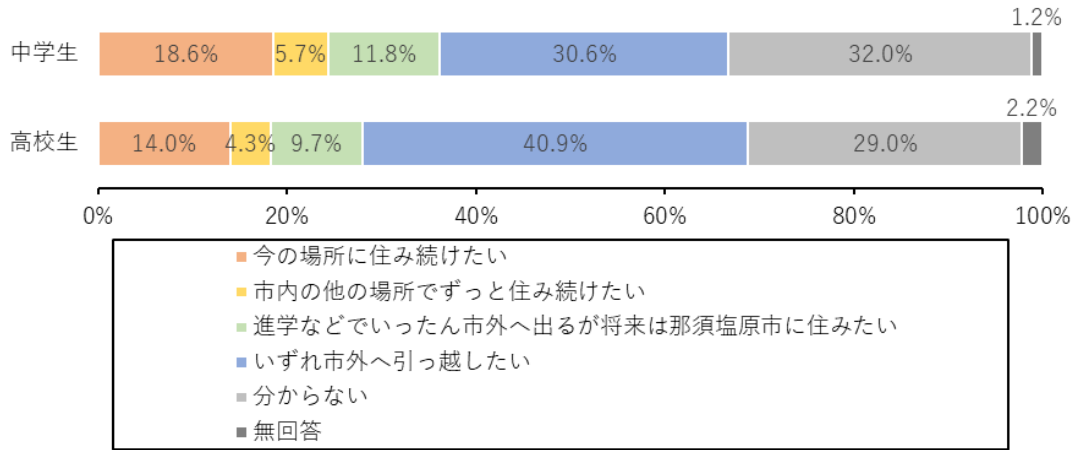


③ 住み続けたい意向

「将来も那須塩原市に住み続けたいと思っていますか」という設問に対する回答は、「今の場所に住み続けたい」と回答した人が、中学生18.6%、高校生14.0%、「市内の他の場所でずっと住み続けたい」と回答した人が、中学生5.7%、高校生4.3%、「進学などでいったん市外へ出るが将来は那須塩原市に住みたい」と回答した人が、中学生11.8%、高校生9.7%で、全体の35.4%の中高生が将来も那須塩原市に住みたいと考えています。一方で、「いずれ市外へ引っ越したい」と回答した人が、中学生30.6%、高校生40.9%であり、「分からない」と回答した人も、中学生32.0%、高校生29.0%でした。

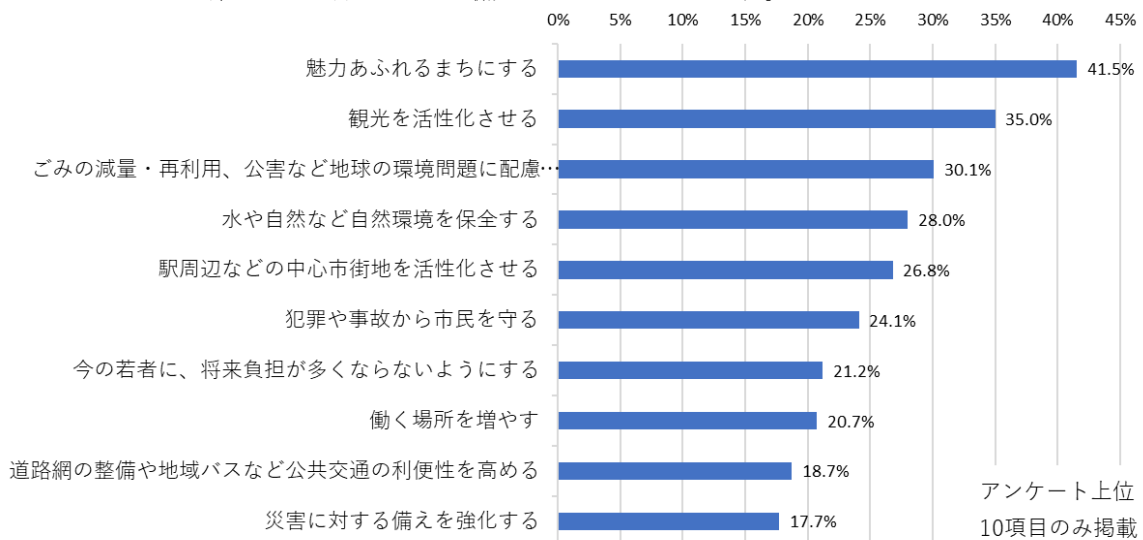
将来の移住意向について「いずれ市外へ引っ越したい」と回答した中高生が多く、理

由として「買い物など日常生活に不便」「通勤・通学に不便」「将来発展の可能性がない」などを挙げています。進学等で市から離れたとしても、将来「戻ってきたい」と思える環境づくりや雇用の確保、情報発信が重要となるほか、市から離れることを抑制するため、市への愛着度を高めることが重要です。



④ 今後重点的に取り組んでほしいこと

『那須塩原市が今後重点的に取り組むべき』と思う事項はなんですか」という設問に対する回答は、「魅力あふれるまちにする」と回答した人が41.5%と最も高く、次いで「観光を活性化させる」の割合が35.0%、「ごみの減量・再利用、公害問題など地球の環境問題に配慮する」の割合が30.1%となっています。以下、「水や緑など自然環境を保全する」の割合が28.0%、「駅周辺など中心市街地を活性化させる」の割合が26.8%となっており、「魅力あふれるまちにする」、「観光」、「駅前活性化」など、交流人口の増加などの人々の賑わいに関わる項目が上位に挙げられている傾向にあります。本市にある環境・温泉・農産物などを含めた資源の磨き上げや、地域の玄関口でもある駅前の活性化など、本市の魅力向上やブランド化の推進を行い、若者が将来戻って生活したい、住み続けたいと思える都会では味わうことの出来ない魅力ある那須塩原ならではのライフスタイルの確立や生活基盤の整備が求められています。



(3) 市民ワークショップ開催結果

① 開催の目的

市民等が抱く、市の魅力や、将来の市に対する思いや願いを、他の参加者との交流・意見交換を通じて挙げてもらう場を設定し、後期基本計画の策定に繋げることを目的として実施しました。

② ワークショップ概要

■日 時 令和3年10月9日（土曜日）

①10時～12時 ②14時～16時 （2回開催）

■場 所 Web会議ツール「Zoom」を使用し、オンラインで開催

■参加者 ①11名 ②8名

■内 容 参加者を2つの小グループに分けて話し合いを行い、出た意見に関しては、パワーポイントを用いて画面上でリアルタイムに共有し記録

■テーマ 「将来的那須塩原市がどのようなまちになってほしいか」

※ オンラインによる市民ワークショップに参加できない方からも当日と同様のテーマで意見募集を実施

③ 当日のプログラム（午前・午後とも同じ内容）

0:00～ 開会の挨拶

0:05～ 趣旨・計画策定について説明

0:15～ 那須塩原市の現況、ワークショップの進め方について説明

0:25～ 自己紹介、話し合い（第1ラウンド「那須塩原市への愛着について」）

0:55～ 第1ラウンド結果共有

0:55～ 休憩

1:00～ 話し合い（第2ラウンド「那須塩原市『らしさ』について」）

1:20～ 第2ラウンド結果共有

1:25～ 話し合い（第3ラウンド「那須塩原市の将来像」）

1:45～ 第3ラウンド結果共有

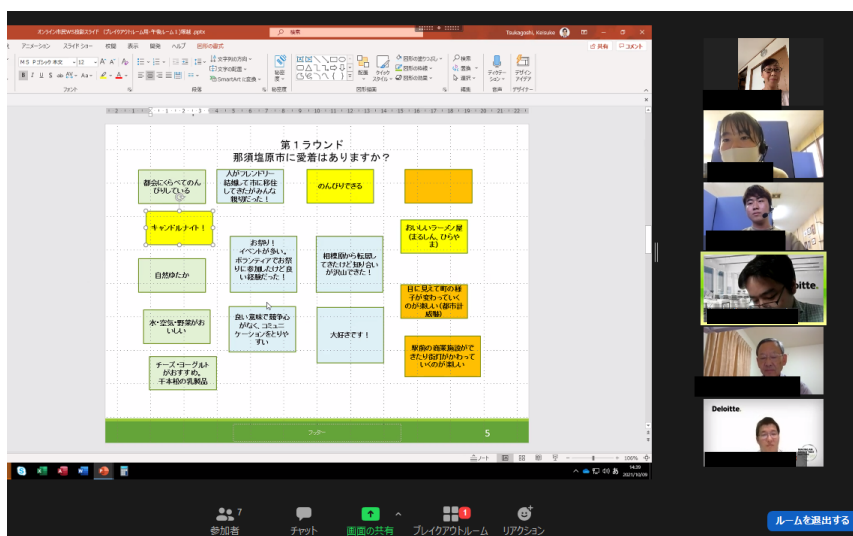
1:55～ 閉会の挨拶

④ 第1ラウンド「那須塩原市への愛着について」

第1ラウンドにおいては、本市への愛着について各参加者からのエピソードを基にグループワークを行いました。

参加者から挙げられた意見では「自然の豊かさ」や「住民の優しい人柄」に愛着を感じたという意見が多く、また、「チーズやヨーグルト」といった物産品や「祭り」や「観光地」について愛着を感じたという意見も多くありました。

参加者から挙げられた意見を8つの基本政策の分野ごとに分類したところ「6. まちの活力を高めるために」に該当する意見が最も多く、次いで「5. 地域の力と交流を生み出すために」、「1. 豊かな自然と共に生きるために」、「8. まちの持続的発展のために」に関する意見が多く集まりました。

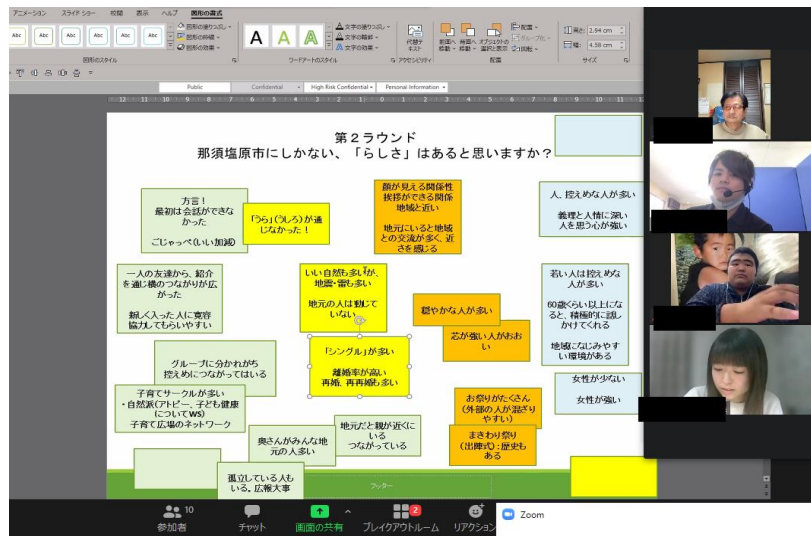


⑤ 第2ラウンド「那須塩原市『らしさ』について」

第2ラウンドにおいては、本市『らしさ』について、第1ラウンドと同様に各参加者のエピソード基にグループワークを行いました。

参加者から挙げられた意見では「人情味」や「気配り」といった住民の人柄や「温泉」や「物産品」、「観光地」が本市らしさとして多く挙げられました。また、方言や「ゆったりとしている」ことなどもらしさとして多く挙げられました。

8つの基本政策の分野別では、「5. 地域の力と交流を生み出すために」に該当する意見が最も多く、次いで「6. まちの活力を高めるために」、「8. まちの持続的発展のために」に該当する意見が多く挙げられました。

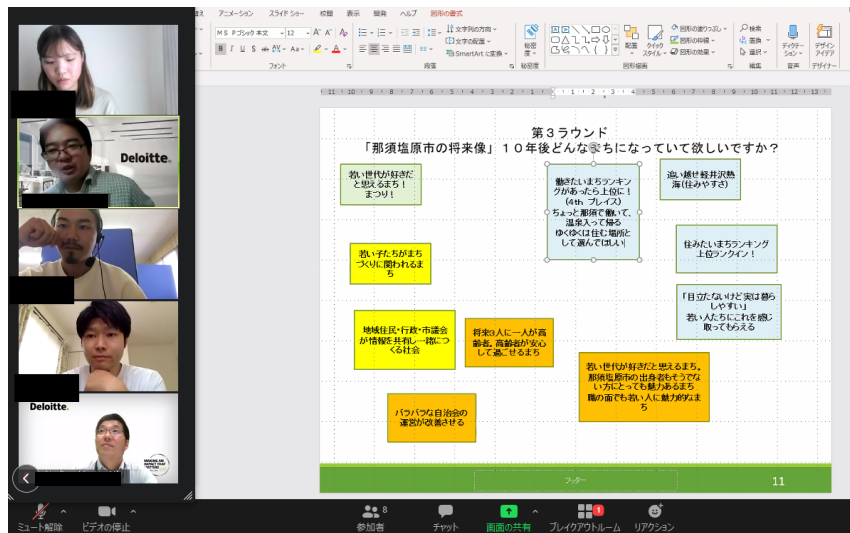


⑥ 第3ラウンド「那須塩原市の将来像について」

第3ラウンドにおいては、第1ラウンド、第2ラウンドで共有したことを踏まえて、本市の将来像についてのグループワークを行いました。

参加者から挙げられた意見では、「公共交通」に関する意見や「子育て環境」や「雇用環境を充実させて若者を多く呼び込んでほしい」といった意見が多く挙げられました。

8つの基本政策の分野別では、「6. まちの活力を高めるために」と「8. まちの持続的発展のために」に該当する意見が最も多く、次いで「4. 快適で便利な生活を支えるために」に該当する意見が多く挙げられました。



5. 財政の見通し

後期基本計画の推進にあたり、現行の地方財政制度等に基づき、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間の計画期間内の財政の見通しを次のとおり算定しました。

(1) 歳入

○ 市税

現行の税制度やこれまでの実績に加えて、今後の経済状況や本市の人口推計を勘案して算定しています。

○ 地方交付税

普通交付税は、現行制度を基本として、これまでの実績などを勘案して算定しています。

○ 国庫支出金・県支出金

現行の制度を基本として、これまでの実績及び後期基本計画に掲載している取組内容などを勘案して算定しています。

○ 市債

後期基本計画に掲載している取組内容に基づいて算定しています。

(2) 歳出

○ 人件費

現在と同じ水準で算定しています。

○ 扶助費

現行の制度を基本として、これまでの実績及び本市の人口推計を勘案して算定しています。

○ 物件費・補助費等

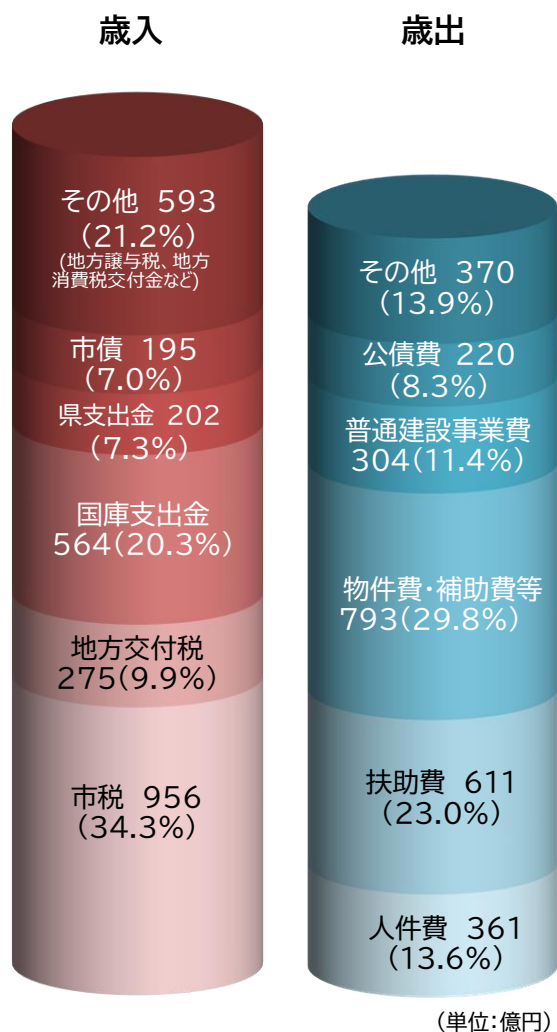
現在の水準を基本として、後期基本計画に掲載している取組内容を勘案して算定しています。

○ 普通建設事業費

後期基本計画に掲載している取組内容に基づいて算定しています。

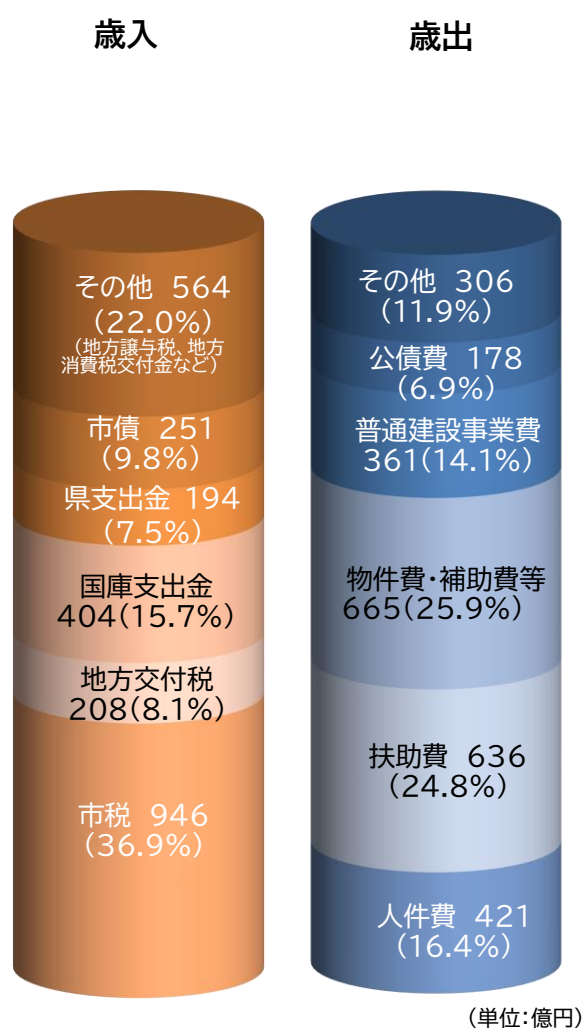
後期基本計画期間の財政の見通し (令和5(2023)～令和9(2027)年度)

【参考】平成30(2018)年度～令和4(2022)年度



歳入 2,785 億円
歳出 2,659 億円

令和5(2023)年度～令和9(2027)年



歳入 2,567 億円
歳出 2,567 億円

公債費……………地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金
 普通建設事業費…道路や学校などの公共施設の建設費
 物件費……………委託料や使用料、光熱水費、臨時職員賃金など
 補助費等……………負担金、補助金など
 扶助費……………生活保護費や児童手当費、こども医療(助成)費など
 人件費……………職員給与、議員報酬、各種委員報酬など

6. 第2次総合計画後期基本計画に関連する部門別計画

計画名	計画期間
基本政策1 豊かな自然と共に生きるために	
第2期環境基本計画	平成29年度～令和9年度
気候変動対策計画	令和4年度～令和12年度
第三期環境マネジメントシステム (地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)	令和4年度～令和12年度
鳥獣被害防止計画	令和5年度～令和7年度
森林整備計画	令和3年度～令和12年度
一般廃棄物処理基本計画	令和5年度～令和14年度
基本政策2 まちの安全安心を守るために	
国土強靱化地域計画	令和3年度～令和9年度
地域防災計画	平成18年～
水防計画	平成19年～
国民保護計画	平成19年～
業務継続計画(震災編)	平成30年度～
建築物耐震改修促進計画(三期計画)	令和3年度～令和7年度
都市計画マスタープラン	平成21年～令和7年
第2期下水道中期ビジョン	令和3年度～令和12年度
交通安全推進計画	平成17年度～
基本政策3 誰もが生き生きと暮らすために	
第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和5年度～令和9年度
第8期高齢者福祉計画	令和3年度～令和5年度
第3次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	令和5年度～令和9年度
第3期障害者計画	平成30年度～令和5年度
第6期障害福祉計画	令和3年度～令和5年度
第4期健康いきいき21プラン	令和5年度～令和9年度
第2期国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)	平成30年度～令和5年度
男女共同参画行動計画	令和5年度～令和9年度

計画名	計画期間
基本政策 4 快適で便利な生活を支えるために	
国土利用計画那須塩原市計画	平成 29 年度～令和 9 年度
都市計画マスタープラン《再掲》	平成 21 年～令和 7 年
立地適正化計画	平成 29 年～
景観計画	平成 21 年～
第 7 次国土調査事業十箇年計画	令和 2 年度～令和 11 年度
住生活基本計画	平成 30 年度～令和 9 年度
空き家等対策計画	平成 29 年度～令和 9 年度
市営住宅等長寿命化計画	平成 30 年度～令和 9 年度
公園施設長寿命化計画	令和 5 年度～令和 14 年度
第 2 次那須地域定住自立圏地域公共交通計画	令和 5 年度～令和 9 年度
第 2 次地域公共交通計画	令和 5 年度～令和 9 年度
第 2 次道路整備基本計画	平成 29 年度～令和 9 年度
道路施設長寿命化修繕計画	平成 31 年度～令和 9 年度
道路舗装修繕基本計画	令和 2 年度～令和 9 年度
水道事業基本計画	平成 29 年度～令和 9 年度
生活排水処理基本構想	平成 28 年度～令和 32 年度
第 2 期下水道中期ビジョン《再掲》	令和 3 年度～令和 12 年度
一般廃棄物処理基本計画《再掲》	令和 5 年度～令和 14 年度
下水道ストックマネジメント計画	令和 3 年度～令和 7 年度
基本政策 5 地域の力と交流を生み出すために	
協働のまちづくり行動計画	令和 5 年度～令和 9 年度
那須塩原駅周辺まちづくりビジョン	令和 3 年～
新庁舎建設基本計画	平成 30 年度
那須塩原都市計画地区計画（大原間周辺地区）	平成 17 年～
創業支援事業計画	平成 27 年度～令和 6 年度

計画名	計画期間
基本政策 6 まちの活力を高めるために	
元気アップアグリプラン	令和 5 年度～令和 9 年度
農業振興地域整備計画	令和元年度～
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 26 年～
森林整備計画《再掲》	令和 3 年度～令和 12 年度
林道橋梁長寿命化計画	平成 30 年度～令和 9 年度
酪農・肉用牛生産近代化計画	令和 3 年度～令和 12 年度
ミルクタウン戦略	令和 5 年度～令和 9 年度
創業支援事業計画《再掲》	平成 27 年度～令和 6 年度
観光マスタープラン	令和 3 年度～令和 9 年度
食育・地産地消推進計画	令和 2 年度～令和 6 年度
基本政策 7 未来を拓く心と体を育むために	
第 2 期子ども・子育て未来プラン	令和 2 年度～令和 6 年度
第 2 期保育園整備計画	令和 2 年度～令和 6 年度
保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム第 3 期	令和 2 年度～令和 6 年度
第 3 期発達支援システム推進計画	令和 5 年度～令和 9 年度
第 4 期健康いきいき 2 1 プラン《再掲》	令和 5 年度～令和 9 年度
第 2 期教育振興基本計画	令和 5 年度～令和 9 年度
教育施設長寿命化計画	令和 2 年度～令和 28 年度
学校教育情報化推進計画	令和 4 年度～令和 9 年度
食育・地産地消推進計画《再掲》	令和 2 年度～令和 6 年度
第 3 期青少年プラン	令和 5 年度～令和 9 年度
第 3 期生涯学習推進プラン	令和 5 年度～令和 9 年度
第 3 期こどもの読書活動推進計画	令和 5 年度～令和 9 年度
文化財保存活用地域計画	令和 5 年度～令和 9 年度
第 2 期スポーツ推進基本計画	令和 5 年度～令和 9 年度
第 2 期スポーツ施設整備計画	令和 5 年度～令和 14 年度

計画名	計画期間
基本政策 8 まちの持続的発展のために	
第3次行財政改革推進計画	令和5年度～令和9年度
公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和28年度
第4次定員適正化計画	令和5年度～令和9年度
新庁舎建設基本計画《再掲》	平成30年度
那須塩原駅周辺まちづくりビジョン《再掲》	令和3年～
人材育成基本方針	平成19年～
第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和5年度～令和9年度
第2次那須地域定住自立圏共生ビジョン	令和2年度～令和6年度
八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン（第2次）	令和元年度～令和5年度
DX推進戦略	令和4年～

第2次那須塩原市総合計画後期基本計画

企画・編集・発行：那須塩原市企画部企画政策課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

TEL：0287-62-7106 FAX：0287-62-7220

E-mail：kikakuseisaku@city.nasushiobara.lg.jp